

社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～

政策動向

平成 28 年度 No.6 / 2016.12.22

新着情報

＜概要版＞

【政策トレンド】			P1
【社会保障・財政】	➤ 国民年金法等改正法：参議院可決・成立	2016.12.14	P7
	➤ 与党「平成 29 年度税制改正大綱」	2016.12.8	”
	➤ 消費税法等改正法：参議院可決・成立	2016.11.18	P8
	➤ 財政制度等審議会「平成 29 年度予算の編成等に関する建議」	2016.11.17	”
【経済・成長政策】	➤ 経済財政諮問会議（第 20 回）：経済・財政一体改革	2016.12.7	P10
【規制改革】	➤ 医療・介護・保育ワーキング・グループ（第 6 回）	2016.12.14	P13
	➤ 規制改革推進会議（第 7 回）：規制改革ホットライン等	2016.12.6	P16
	➤ 行政改革推進会議：秋の公開検証等のとりまとめ	2016.11.28	P17
【地方分権】	➤ まち・ひと・しごと創生会議（第 11 回）：総合戦略の改訂	2012.12.14	P18
	➤ 国家戦略特別区域諮問会議（第 26 回）：規制改革事項の追加等	2016.12.12	”
	➤ 地方分権改革有識者会議（第 27 回）：地方からの提案等の対応方針	2016.11.17	P19
【社会福祉法人等】	➤ 成年後見制度利用促進委員会	2016.12.20	P22
	➤ 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会	2016.12.14	P23
	➤ 「社会福祉法人の認可について（通知）」等：発出	2016.11.11	P24
【高齢者】	➤ 社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」	2016.12.9	P28
	➤ 社会保障審議会介護給付費分科会（133 回）：「審議報告（案）」	2016.12.9	P31
	➤ 社会保障審議会療養病床等の在り方等に関する特別部会（第 7 回）	2016.12.7	P32
【障害者】	➤ 相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム報告書	2016.12.8	P33
	➤ 障害者優先調達推進法に基づく国等の調達実績（平成 27 年度）：公表	2016.12.6	P35
	➤ 社会保障審議会障害者部会（第 82 回）：障害福祉計画等	2016.11.11	”
	➤ これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会	2016.11.11	P37
【子ども・家庭】	➤ 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等の開催	2016.12.21	P40
	➤ 保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議：とりまとめ	2016.12.19	P42
	➤ 子どもの貧困対策に関する有識者会議（第 2 回）	2016.12.9	P44
	➤ 子ども・子育て会議（第 29 回）・基準検討部会（第 32 回）合同会議：処遇改善等	2016.12.5	”
	➤ 保育所等利用待機児童数調査に関する検討会	2016.11.29	P46
	➤ 社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第 9 回）：保育所保育指針の改定	2016.11.24	P47
【生活困窮】	➤ 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会	2016.12.19	P51
	➤ 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（28 年 10 月）	2016.12.9	P53
	➤ 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会	2016.11.30	P54
	➤ 社会保障審議会生活保護基準部会（第 27 回）：平成 29 年度検証	2016.11.25	P55
【予算】	➤ 平成 29 年度予算案：閣議決定	2016.12.22	P59
	➤ 平成 29 年度予算編成の基本方針：閣議決定	2016.11.29	P60
【人材確保】	➤ 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会	2016.12.13	P68
	➤ 働き方改革実現会議	2016.11.29	”

目 次

〔政策トレンド〕		P 1
----------	--	-----

〔分類・事項〕

1. 社会保障・財政・税制	【社会保障】	P 7
2. 経済・成長政策	【経済政策】	P 10
3. 規制改革・行財政	【規制改革】	P 13
4. 地方分権改革	【地方分権】	P 18
5. 社会福祉法人等	【社会福祉法人等】	P 22
6. 高齢者	【高齢者】	P 28
7. 障害者	【障害者】	P 33
8. 子ども・家庭福祉	【子ども・家庭】	P 40
9. 生活困窮・生活保護	【生活困窮】	P 51
10. 予算	【予算】	P 59
11. 人材確保	【人材】	P 68
12. 災害対策	【災害対策】	P 74
13. その他	【その他】	P 75
政策委員会要望書	要望書	P 78

平成 28 年

- ◆4 月 21 日 社会福祉法人制度改革に関する要望書
- ◆5 月 20 日 平成 28 年熊本地震の被災地支援・復興に関する要望
- ◆6 月 9 日 平成 29 年度社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書
- ◆7 月 27 日 「一億総活躍社会」の実現のための緊急要望
- ◆10 月 6 日 地域における生活支援の強化～総合的なセーフティネットの再構築～
- ◆10 月 19 日 平成 29 年度社会福祉制度・予算・税制等に関する重点要望

【社会保障・財政・税制】

◆与党「平成 29 年度税制改正大綱」

12 月 8 日：与党(自由民主党、公明党)は、平成 29 年度税制改正大綱を決定した。今後、これらを踏まえ、閣議決定する予定である。「一億総活躍社会」を実現するため、経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革の第一弾として、就業調整を意識しなくてすむ仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(給与収入 150 万円に引上げ)等が盛り込まれている。

公益法人等課税については、「非収益事業について民間競合が生じているのではないかと指摘がある一方で、関連制度の見直しが行われており、その効果をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う」とした。(P7)

⇒公益法人等課税については、社会福祉法人制度改革の効果をよく注視すること、また「課税のあり方について引き続き検討を行う」とされた。平成 30 年度以降の税制改正における法人税引き下げの代替財源の確保と公益法人課税の議論を引き続き把握・検証する必要がある。

◆財政制度等審議会「平成 29 年予算編成等に関する建議」

11 月 17 日：財政制度等審議会は、「平成 29 年度予算の編成等に関する建議」をとりまとめた。建議では、経済成長の道筋を確かなものとし、平成 31 年 10 月に確実に消費税率を引き上げるべき。また、財政健全化には一刻の猶予も許されず、「2020 年度の基礎的財政収支(PB)黒字化」目標は引き続き遵守されなければならないとし、各歳出分野における事情を理由にこの目標の実現が左右されてはならないとされている。

財政健全化に向けた基本的考え方では、「社会保障」分野が最大の課題であり、給付の抑制・適正化を行うとともに、給付に応じた負担を求めることで、受益と負担のアンバランスを一刻も早く解消し、将来不安を払拭すべきであるとしている。(P8)

⇒平成 29 年度は「経済・財政再生計画」に定める集中改革期間の 2 年目であるとし、平成 29 年度予算編成に向けては、計画の「目安」に沿って、一般歳出の伸びを 5,300 億円に、社会保障関係費の伸びを 5,000 億円に確実に抑制すべきとした。平成 29 年度の予算編成を把握・検証する必要がある。

【経済・成長政策】

◆経済財政諮問会議(第 20 回)：経済・財政一体改革

12 月 7 日：薬価制度の抜本的改革と GDP 統計を軸とした経済統計の改善とともに、経済・財政一体改革について、「経済・財政再生アクション・プログラム 2016(原案)」と「経済・財政再生計画改革工程表 2016 改定版(原案)」をもとに議論した。アクション・プログラム及び改革の工程表については、次回会議で決定する予定である。

改革工程表(改定案)では、集中改革期間(2016～18 年度)における、医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化、在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムの構築、介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大や ICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上、生活困窮者自立支援制度の着実な推進などの具体的な取組と政策評価の指標(KPI)が項目ごとに明記されている。(P31)

⇒社会保障分野では、医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化や、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化等を引き続き行うとされている。社会保障・社会福祉関連の改革事項と今後の改革の具体的な内容、その財源確保について把握・検証する必要がある。

【規制改革】

◆規制改革推進会議(第7回):規制改革ホットライン等

12月6日:農協改革に関する「農協改革集中推進機関」、ホテル・旅館に対する規制の見直しや規制改革ホットラインの運用状況等について議論した。

規制改革推進会議は、当面の重要事項(規制改革実施計画のフォローアップを含む)を決定し、平成29年6月までの約1年間をサイクルとして審議を進め、答申をとりまとめる。

当面の重要事項として、介護サービス改革が掲げられ、介護サービスの多様化(介護保険給付と自己負担の組合せをより柔軟に)と担い手の多様化(特養の担い手の拡大等)が具体的な事項とされている。

医療・介護・保育ワーキング・グループでは、①介護サービスの利用者がより良い選択を行えるための情報開示と第三者評価、②介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等)について継続的に議論が行われている。(P47、P50)

⇒平成31年7月31日までを設置期間とし、経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制のあり方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議するとしている。議論の内容を適切に把握・分析し、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

【地方分権】

◆国家戦略特別区域諮問会議(第26回):規制改革事項の追加

12月12日:区域計画の認定及び重点分野・課題に係る規制改革事項の追加等について議論した。次期通常国会に提出する特区法改正案の中に特例措置等の必要な規定を盛り込む追加事項(追加の規制改革事項)として、「小規模認可保育所における対象年齢拡大」が示された。

また、有識者議員は、「地域限定保育士制度(年2回目の保育士試験)を一步進めた、試験問題作成主体の多様化を前提とした「年3回目の保育士試験」の実施」を追加の規制改革事項として提案した。

国家戦略特区ワーキンググループ(11月24日開催)では、待機児童対策について大阪府・大阪市からのヒアリングが実施されている。平成28年5月段階の提案をもとにして、①「保育支援員」の創設、②保育に従事する人員の配置基準の緩和、③保育所等の面積基準の緩和、④その他採光などの設備基準の緩和、⑤「保育の質」「保育士の処遇改善」の「見える化」、を具体的に提案した。(P57)

⇒残された岩盤規制改革の断行(「重点6分野」の推進)として、医療・福祉・教育分野等での「官民のイコールフティング」(株式会社立の各種施設の参入など)等を掲げ、重点的・集中的に実現に向けた審議を進めるべきとされている。とくに、関西圏国家戦略特別区域会議では、待機児童対策として、①「保育支援員」の創設、②保育に従事する人員の配置基準の緩和、③保育所等の面積基準の緩和、④その他採光などの設備基準の緩和、⑤「保育の質」「保育士の処遇改善」の「見える化」、を具体的に提案している。議論の状況等を把握・分析し、緩和等による影響と課題を整理し、対応をはかる必要がある。

◆地方分権改革有識者会議(第 27 回):地方からの提案等の対応方針

11 月 17 日:提案募集検討専門部会(第 51 回)との合同会議を開催し、平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(案)等について議論した。対応方針案については、今後、12 月中の閣議決定が予定されている。

対応方針案では、法改正事項については一括法案等を平成 29 年通常国会に提出することを基本とし、現行規定で対応可能な提案は、地方公共団体への通知等により明確化するとしている。また、引き続き検討を要するものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告するとされている。(P58)

⇒法律改正により対応する事項としては、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の移譲(都道府県→指定都市)、指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の移譲(都道府県→中核市)が掲げられた。また、その他の事項についても通知や通知改正等に対応することが示されている。制度の具体化の状況等を把握・分析し、意見・課題提起をはかる必要がある。

【社会福祉法人等】

◆地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)

12 月 14 日:厚生労働省は、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成 27 年 9 月 17 日)や「一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日)などを踏まえ、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」(以下「実現本部」)を設置し、実現本部の下に、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的相談支援体制等について検討を行う「地域力強化ワーキンググループ」を設置した(10 月 4 日)。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるため、具体的事例に基づく検討を行い、実現本部における議論に資するための検討会を設置・開催してきた。

第 4 回では、「中間とりまとめ(案)」をもとに議論した。(P68)

⇒中間とりまとめと今後の施策・制度の具体化の内容を把握・検証するとともに、社会福祉法人・福祉施設と社協としての提言と課題提起を図る必要がある。

◆「社会福祉法人の認可について(通知)」等:発出

11 月 11 日:改正社会福祉法の施行にともなう、「社会福祉法人の認可について(通知)」の改正等についてのパブリックコメントを経て、改正社会福祉法の関係通知等が発出された。また、これらを踏まえ、厚生労働省は、社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会(11 月 28 日)を開催した。

12 月 14 日、「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準(案)について」(11 月 11 日版の事務連絡を修正したもの)を示し、パブリックコメントを開始した。あわせて、「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準(案)」に基づく別に定める単価等について(案)、社会福祉充実残額算定シート(案)も示された。(P70)

⇒社会福祉法等改正法の平成 29 年 4 月施行事項への対応をはかる必要がある。また、施行に向けた準備等を進めるなかでの課題や施行後のフォローアップ等をもとに、引き続き、全社協関係組織からの意見・要望と具体的な提案をしていく必要がある。

【高齢者】

◆社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」

12月9日：「介護保険制度の見直しに関する意見」をとりまとめた。

介護保険制度については、これまでの制度改正等においても、「地域包括ケアシステムの推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」に取り組んできたが、今後もこの2点をより深化・推進していく観点から、必要な見直しを進めていくことが適当であるとし、各施策・制度等についての意見を提起している。(P93)

⇒今後、意見を踏まえた法改正、基準・報酬の改定等の検討が介護給付費分科会等で進められる。議論の推移を把握・検証し、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

また、部会意見において、介護予防・生活支援サービス事業等のあり方や軽度者に対する訪問介護における生活援助等は、引き続きの検証・検討課題とされた。これらの事項については、引き続き介護保険制度の見直しにおいて改めて議論されることが予想される事項である。今後の議論を把握・分析するとともに、福祉施設・事業所の経営状況と高齢者（世帯）の生活の実態をもとに、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

◆社会保障審議会介護給付費分科会「審議報告(案)」

12月9日：介護人材の処遇改善に係る「平成29年度介護報酬改定に関する審議報告(案)」について協議し、基本的な考え方等を確認した。

介護職員の処遇改善については、現行の介護職員処遇改善加算を前提として、新たな区分(要件)を設け、月額平均1万円相当の処遇改善をはかるとの考えを示した。(P96)

⇒介護報酬における加算にもとづく介護人材の処遇改善の効果等を把握・分析し、介護人材の処遇改善に向けた課題提起と対応を継続してはかる必要がある。

【障害者】

◆相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム

相模原市の障害者支援施設での殺傷事件(平成28年7月26日)が発生し、「障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議」(同8月8日)が設置され、厚生労働大臣を中心に関係閣僚が協力して、様々な観点から必要な対策を早急に検討することとされた。

厚生労働省は、当該事件の検証と再発防止策等を検討するための検討チームを設置・開催し、9月14日に中間とりまとめとして、把握された事実関係に基づく検証結果等を公表した。

検証結果等(中間とりまとめ)を踏まえながら、再発防止策の検討を進め報告書を取りまとめた。

報告書では、共生社会の推進に向けた取組、社会福祉施設等における対応等の5つの観点から、検証を通じて明らかになった課題に対する再発防止策の方向性を提言している。(P108)

⇒社会福祉施設等における対応については、9月に発出された防犯に係る点検項目通知を踏まえた各施設の取組を支援、権利擁護の視点を含めた職員研修の更なる推進、処遇改善や心の健康管理面の強化等による職場環境の改善、が再発防止策の方向性として示された。報告書の内容にもとづく取組とともに、福祉施設・事業所での安全確保と福祉人材の育成等の対応と取組を継続的にはかる必要がある。

【子ども・家庭】

◆「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等の開催

厚生労働省は、児童福祉法の改正(平成 28 年 5 月 27 日)等を踏まえ、新たな社会的養護のあり方、児童相談所等の専門性の強化、市区町村の支援業務のあり方、児童虐待対応における司法関与と特別養子縁組制度の利用促進のあり方等の検討を行う検討会を設置・開催している。

1. 新たな社会的養護の在り方に関する検討会
2. 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会
3. 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ
4. 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ (P133)

⇒児童福祉法等の改正にともない「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)の全面的な見直しなどが予定されている。社会的養育の在り方などに関する今後の議論の状況等を把握・分析し、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

◆保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議:とりまとめ

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、「キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在 4 万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う」こととされている。

厚生労働省は、「ニッポン一億総活躍プラン」等を踏まえて、保育士が職務内容に応じた専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、保育士のキャリアアップにつながる研修体系や研修システムの構築について検討するための調査研究事業(調査研究協力者会議)を実施している。

調査研究では、①保育士のキャリアパスや研修体系に関する先行研究・都道府県等における先行事例の調査・収集、②有識者や関係団体等で構成する調査研究協力者会議を開催し、11 月に中間とりまとめを行った。その後、12 月 19 日に保育士のキャリアパスを構築するための研修体系及び研修実施体制等についての最終とりまとめの議論を行った。(P135)

⇒研修の具体化と実施に向けての課題等を整理し、受講機会の確保等の条件整備とともに、保育士の処遇改善に資するものとなるよう、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

【生活困窮】

◆生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

厚生労働省は、社会保障審議会での議論の前段として、今後の生活困窮者自立支援のあり方等について論点整理を行うための検討会を設置・開催している。

生活困窮者自立支援法の附則に基づき、「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月 24 日)においては「2017 年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第 2 のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る 2018 年通常国会への法案提出を含む)」とされている。(P168)

⇒生活困窮者自立支援法の施行上の課題を中心に、今後の生活困窮者自立支援のあり方等に関して検討し、論点の整理を行うとしている。なお、検討会では、一億総活躍プラン(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)を踏まえ、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会での議論を念頭に置きつつ検討を進めるとしている。平成 28 年度の実施状況を踏まえ、関連する議論の内容を把握・分析し、提言と課題提起と具体的な提案・要望を図る必要がある。

◆社会保障審議会生活保護基準部会(第 27 回):平成 29 年度検証

厚生労働省は、生活扶助基準の 5 年に一度の検証(次回:平成 29 年)に向けた検討を進めている。生活扶助基準については、平成 28 年末までに各課題の検証手法について議論し、その後データ分析や消費関連データ等の分析に基づく検証の実施と見直しの方向性が検討されている。

11 月 25 日:第 27 回会議では、平成 29 年検証に関する議論の整理(案)と加算制度における検証方針の基本的方向性について協議した。また、平成 29 年検証の検討課題について、検証方法が整理されたものから順次データ分析を行うことを目的として部会に検討作業班を設置することを確認した。(P171)

⇒生活扶助基準の検証とともに、平成 30 年度に向けて、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の改正を平成 29 年度に検討が進められる予定である。議論の推移を把握し、生活保護制度とともに生活困窮者自立支援制度の見直しに係る議論の推移を把握し、制度の見直しに向けて具体的な提案・要望をはかる必要がある。

【予算】

◆平成 29 年度予算編成の基本方針:閣議決定

11 月 29 日:「平成 29 年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。基本的考え方として、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600 兆円経済の実現と平成 32 年度(2020 年度)の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指すこと、また、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」及び「経済・財政再生計画改革工程表」に則って、これまでの歳出改革の取組を強化していくことなどを示している。(P184)

平成 29 年度予算案は、12 月 22 日に閣議決定された。(P183)

⇒子ども・子育て支援新制度の実施(内閣府で要求)と社会的養護の充実や地域包括ケアシステムの構築等を内容とする平成 29 年度の「社会保障の充実」については、消費税 10%引上げ延期にともなう対応を検討する必要があるため事項要求の取り扱いとし、予算編成過程で検討された。また、一億総活躍社会の実現に向けた施策である保育士・介護人材(障害福祉人材を含む)の処遇改善等についても予算編成過程で具体化された。

2020 年度の財政健全化目標を堅持しつつ歳出改革を進めるとの方向性が示されており、平成 30 年度以降の社会保障・社会福祉の財源確保がどのように図られるか把握・分析するとともに、予算確保に向けた取組を進める必要がある。

【人材確保】

◆働き方改革実現会議

政府は、「ニッポン一億総活躍プラン」等を踏まえ、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等の審議のため、働き方改革実現会議(議長:内閣総理大臣)を設置・開催している。同一労働同一賃金などの非正規雇用の処遇改善、働き方に中立的な社会保障制度・税制の在り方、障害者の就業環境整備の在り方等について議論を進めている。

11 月 29 日:第 4 回会議では、同一労働同一賃金などの非正規雇用の処遇改善について議論した。次回は、ガイドライン案が示され、これらをもとに議論する予定である。(P196)

⇒政府は、同一労働同一賃金について、正規と非正規での賃金差の取扱いに関する実例を含んだガイドラインを定めるとしている。議論の推移を把握・検証し、福祉現場の実態と福祉人材の確保・育成・定着のための課題提起と提案・要望を図る必要がある。

1. 社会保障・財政・税制

《直近の動向》

➤ 2016.12.14 国民年金法等改正法:参議院可決・成立

- ▶ 「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が参議院で可決・成立した。
- ▶ 本法は、公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずるものである。
- ▶ 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成 29 年 4 月施行)、年金額の改定ルールの見直し(マクロ経済スライドによる調整:平成 30 年 4 月施行、賃金変動に応じた年金額の改定:平成 33 年 4 月施行)等が含まれている。
- ▶ 11 月 16 日には、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が参議院で可決・成立している。
- ▶ 本法により、老齢基礎年金等の年金受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮する措置について、施行期日が消費税 10%引上げ時から平成 29 年 8 月 1 日に改められた。

➤ 2016.12.8 与党「平成 29 年度税制改正大綱」

- ▶ 与党(自由民主党、公明党)は、平成 29 年度税制改正大綱を決定した。今後、これらを踏まえ、閣議決定する予定である。
- ▶ 「一億総活躍社会」を実現するため、経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革の第一弾として、就業調整を意識しなくてすむ仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(給与収入 150 万円に引上げ)等が盛り込まれている。なお、基礎控除をはじめとする人的控除等の見直し等の諸課題については、今後数年をかけて取組んでいくことを明記している。
- ▶ 公益法人等課税については、「非収益事業について民間競合が生じているのではないかと指摘がある一方で、関連制度の見直しが行われており、その効果をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う」とした。
- ▶ 平成 28 年度税制改正大綱において「平成 29 年度税制改正において結論を得る」としていた、「介護保険料等に係る社会保険料控除の見直し」については、「世帯主が世帯員分もまとめて納付することが一般的な国民年金保険料等の納付等に影響が及ぶ可能性があることを踏まえて、介護保険制度の見直しにより対応が図られる見込みであることに鑑み、税制改正は行わない」とした。
- ▶ 租税特別措置法等との関連で、「公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除について、対象となる社会福祉法人が閲覧対象とすべき書類の範囲に、事業の概要等を記載した書類その他の一定の書類を加える」とした。
- ▶ 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合の固定資産税等の最初の 5 年間の軽減措置(土地及び家屋の価格の 2 分の 1 を参酌すること等)が盛り込まれている。
- ▶ なお、年金課税、寡婦控除、医療に係る消費税等の税制のあり方等については、引き続きの「検討事項」としている。

➤ 2016.11.18 消費税法等改正法:参議院可決・成立

- ▶ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」等が参議院で可決・成立し、消費税率の 10%（消費税率 7.8%＋地方消費税率 2.2%）への引上げの施行日を平成 31 年 10 月 1 日とすることが法定された。
- ▶ あわせて、消費税の軽減税率制度の導入に係る施行日を平成 31 年 10 月 1 日とするとした。

➤ 2016.11.17 財政制度等審議会「平成 29 年度予算の編成等に関する建議」

- ▶ 財政制度等審議会は、「平成 29 年度予算の編成等に関する建議」をとりまとめた。
- ▶ 建議では、経済成長の道筋を確かなものとし、平成 31 年 10 月に確実に消費税率を引き上げるべき。また、財政健全化には一刻の猶予も許されず、「2020 年度の基礎的財政収支(PB)黒字化」目標は引き続き遵守されなければならないとし、各歳出分野における事情を理由にこの目標の実現が左右されてはならないとされている。
- ▶ 財政健全化に向けた基本的考え方では、「社会保障」分野が最大の課題であり、2020 年代に団塊の世代が後期高齢者となり始めることを踏まえ、給付の抑制・適正化を行うとともに、給付に応じた負担を求めることで、受益と負担のアンバランスを一刻も早く解消し、将来不安を払拭すべきであるとしている。
- ▶ 「経済・財政再生計画」に定める集中改革期間の 2 年目である、平成 29 年度予算編成に向けては、平成 28 年度に引き続き、計画の「目安」に沿って、一般歳出の伸びを 5,300 億円に、社会保障関係費の伸びを 5,000 億円に確実に抑制すべきとした。また、改革工程表に掲げられている項目をできる限り前倒して改革を実施するとともに、検討を継続するとされている項目についても可能な限り具体的な工程を特定し、その実施に努めるべきとした。

《概要：社会保障》

○決して財政健全化の手綱を緩めることなく、「目安」を確実に達成するため、29 年度の社会保障関係費についても、次年度に負担を先送りすることなく、その伸びを 5,000 億円に抑えるべき。このため、改革工程表に掲げられている検討項目等について、できる限り前倒して改革を実現すべき。

(1)医療・介護

①改革の基本的な考え方

○75 歳以上人口が大幅に増加し、高齢者の中でもより高齢の者が増えていく形で高齢化が進展していくことにより、今後、社会保障関係費の中でも、医療・介護分野が大幅に増加していくことが見込まれる。制度の持続可能性を確保していくため、以下のとおり、イ～ニの視点から、改革を実行すべき。

②実行すべき改革

イ)年齢ではなく負担能力に応じた公平な負担

- ・ 高額療養費／高額介護サービス費制度の見直し、後期高齢者の保険料軽減特例の見直し、介護納付金の総報酬割 など

ロ)大きなリスクは共助、小さなリスクは自助

- ・ 入院時の光熱水費相当額に係る負担の見直し、スイッチ OTC 化された医療用医薬品に係る保険償還率の在り方、介護保険における利用者負担の在り方、軽度者に対する生活援助サービス、福祉用具貸与等の在り方 など

ハ)医療・介護提供体制の確保

- ・ かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担の導入、地域医療構想に沿った医療提供体制の実現、療養病床の効率的なサービス提供体制への転換、医療費適正化計画の策定・実現 など

二)公定価格の適正化・包括化等を通じた効率的な医療・介護

- ・ 高額薬剤の薬価等の在り方、生活習慣病治療薬等の処方の在り方など

(2)その他の社会保障分野

〔年金〕

○社会保障改革プログラム法に示された検討事項(高齢期における年金受給の在り方等)について、速やかに検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるべき。

〔生活保護〕

○生活保護基準の見直し(有子世帯の加算・扶助の在り方・水準、級地区分の検証含む)、実効性ある就労促進、医療扶助の適正化等の改革を進めていくべき。

〔雇用〕

○「未来への投資を実現する経済対策」で決定されたとおり、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、29 年度から実現すべき。

〔障害福祉〕

○障害者が真に必要なサービスが効率的・重点的に供給されるよう、供給側の要因にも留意しつつ、サービス増加の要因や実態を分析・把握するとともに、市町村の役割の強化について検討し、第 5 期障害福祉計画の基本指針や 30 年度報酬改定に反映すべき。

* 国民年金法等の一部改正法 ※厚生労働省 HP 国会提出法案

<http://www.mhlw.go.jp/shokanhourei/teishutsuhouan/>

* 与党「平成 29 年度税制改正大綱」 ※自由民主党 HP

<https://www.jimin.jp/news/policy/133810.html>

* 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律／社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律 ※参議院 議案情報

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/192/gian.htm>

* 財政制度等審議会「平成 29 年度予算の編成等に関する建議」 ※財務省 HP

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia281117/

2. 経済・成長政策

《直近の動向》

➤ 2016.12.7 経済財政諮問会議(第20回):経済・財政一体改革

- ▶ 薬価制度の抜本的改革と GDP 統計を軸とした経済統計の改善とともに、経済・財政一体改革について、「経済・財政再生アクション・プログラム 2016(原案)」と「経済・財政再生計画改革工程表 2016 改定版(原案)」をもとに議論した。アクション・プログラム及び改革の工程表については、次回会議で決定する予定である。
- ▶ アクション・プログラムは、「経済・財政再生計画」に則り改革を引き続き着実に推進するため、昨年末策定された「経済・財政再生アクション・プログラム」の基本的な考え方を踏襲し、改革工程について新たな取組等を明確化した改定版となる。
- ▶ 従来のアクション・プログラムと同様に「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針のもと、600兆円経済の実現と2020年度の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指すこと、また、歳出改革(公的サービスの産業化、インセンティブ改革、公共サービスのイノベーション)などを基本的な考え方としている。
- ▶ 社会保障分野の改革の主な今後の取組みとして、医療・介護の適正化(病床の機能分化・連携に向けて都道府県が主導する実効性ある取組、一人あたり医療費の地域格差半減に向けたガバナンスの強化等)が掲げられている。
- ▶ 改革工程表(改定案)では、集中改革期間(2016~18年度)における、医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化、在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムの構築、介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大や ICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上、生活困窮者自立支援制度の着実な推進などの具体的な取組と政策評価の指標(KPI)が項目ごとに明記されている。

《概要:アクション・プログラム(原案)》

1. 改革初年度(2016年度)におけるこれまでの取組と今後必要な対応

○「見える化」の徹底・拡大

- ・ 今後も、改革の原動力として、一層の「見える化」の推進を図る必要がある。

○先進・優良事例の展開促進

- ・ 各府省庁の情報提供が単なる事例紹介にとどまっているケースも多いことから、事例の具体的な実行プロセスを併せて提示するなど、情報の質を高めていくことも必要である。

○改革2年目における今後の取組

- ・ 改革2年目(2017年度)においても、データの十分な利活用を図りながら「見える化」を徹底・拡大し、全ての改革項目について、改革の具体化や改革工程表に沿った取組を引き続き着実に進める。
- ・ 取組のPDCAサイクルの定着を確かなものとしていくために、今後は改革の点検・評価、政策効果の測定・分析に更に努めていく。
- ・ 社会保障分野では、医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化や、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化等を引き続き行う。

2. 主要分野毎の改革の取組

[1] 社会保障分野

(1) 医療・介護提供体制の適正化(今後の主な取組み)

○2017 年度末にその設置期限を迎える介護療養病床等について、関係審議会等における検討結果に基づき、効率的なサービス提供体制への転換を図る。 等

(2) 疾病予防・健康づくり、インセンティブ改革、公的サービスの産業化(今後の主な取組み)

○介護分野においても、市町村が、要介護認定率や一人当たり介護費の地域差等の課題を分析した上で、自立支援・重度化防止に向けた取組や、給付費の適正化を進めるよう、次期介護保険法改正で制度化を検討する。 等

(3) 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化(今後の主な取組み)

※調整中

(4) 薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 略

(5) 年金(今後の主な取組み)

○高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大や標準報酬の上下限の在り方の見直しなど、年金制度の再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、検討を行う。 等

(6) 生活保護等(今後の主な取組み)

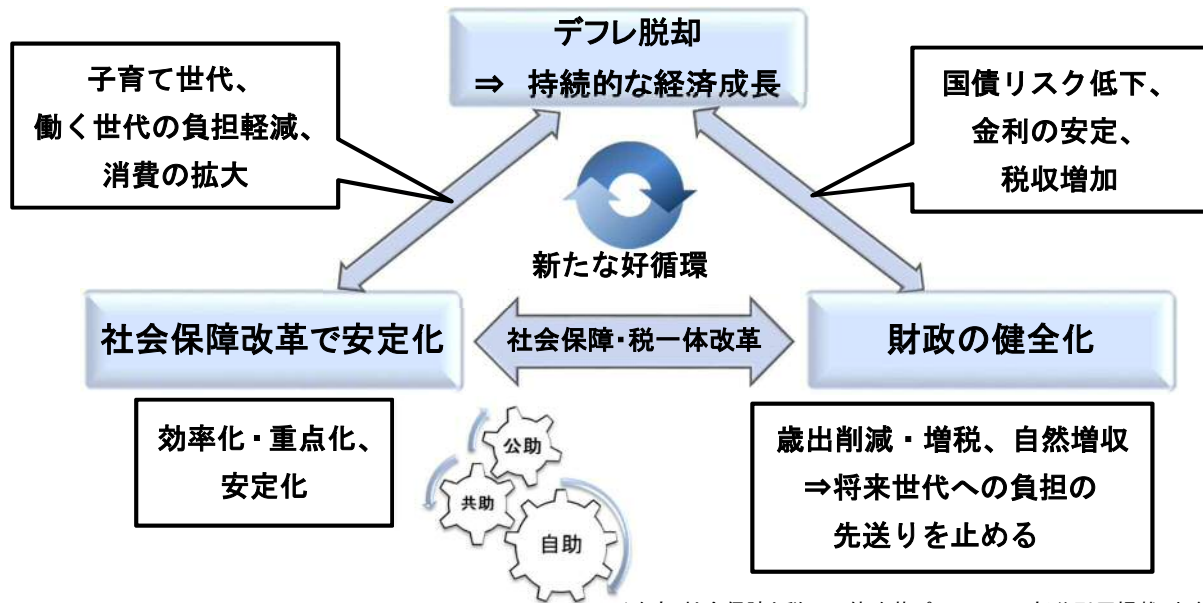
○2017 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について検討を行う。

○2017 年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、生活困窮者自立支援制度の在り方について検討を行う。

* 経済財政諮問会議

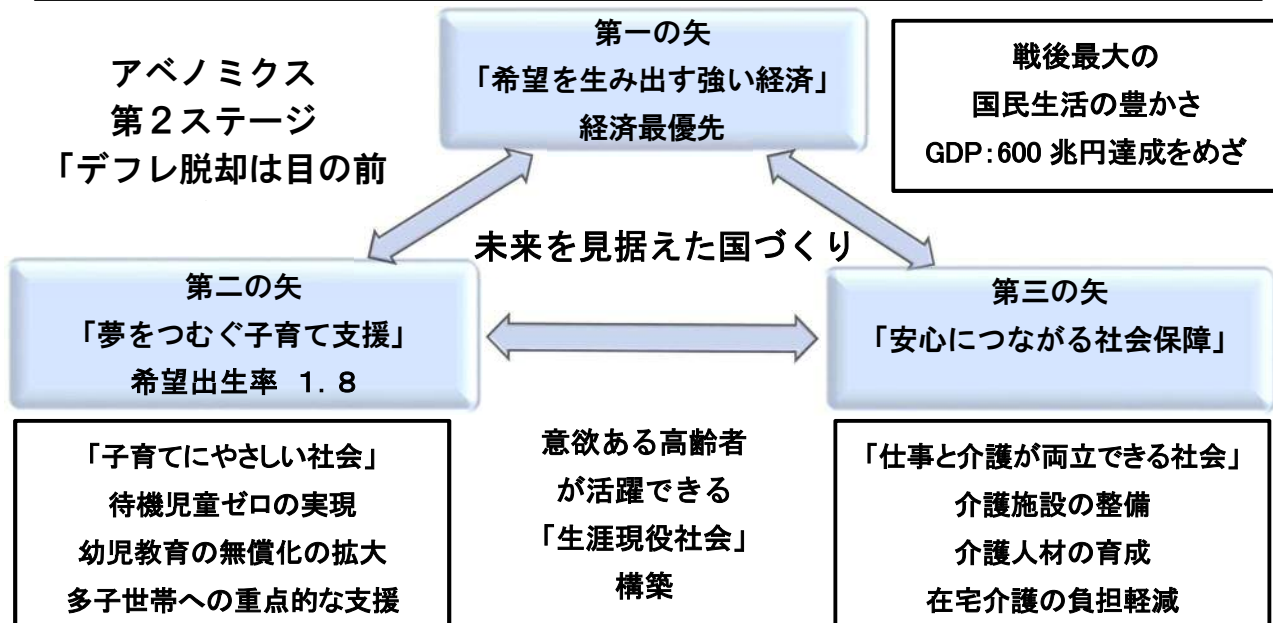
<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/index.html>

アベノミクス：金融・財政政策・成長戦略と社会保障制度改革



(政府：社会保障と税の一体改革パンフレット 部分引用掲載、加筆)

「ニッポン一億総活躍プラン 新三本の矢」(15. 9. 24)



(自民党 HP: 引用掲載、加工)

3. 規制改革・行財政

《直近の動向》

➤ 2016.12.14 医療・介護・保育ワーキング・グループ(第6回)

- ▶ ワーキング・グループでは、規制改革推進会議の審議事項のうち、医療、介護、保育等の分野に関する規制改革の議論を進めている。「新たな改革項目」の審議とともに、改革項目について、閣議決定の趣旨が損なわれることなく実施されているか等の「これまでに取り組んだ改革の進捗の確認」を行う。
- ▶ 「医療・介護・保育分野の主なフォローアップ項目」としては、重点フォローアップ事項である「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」のほか、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットING確立」、「在宅での看取りにおける規制の見直し」などが掲げられている。
- ▶ 今期の主な審議事項では新たな改革項目として、①利用者がサービスを選べるようにする情報開示と第三者評価、②介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等)、③施設介護サービスの総点検、④サービス提供者間のイコールフットINGの確保、が掲げられている。
- ▶ 第6回の会議では、介護サービスの提供と利用の在り方や保育所入所に要する証明書の様式等について議論した。

《概要:第6回会議》

1. 保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ

○保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せについて、厚生労働省は、「介護保険制度では、一定のルールの下で、多様な介護ニーズに対応できるよう、保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することを認めている」との基本的な考え方を示し、「不明朗な形で料金が徴収されるおそれや、事実上保険外負担をしないとサービスが受けられなくなるおそれ、保険給付の範囲を越えたサービスが保険請求されるおそれがあることなどを踏まえ、利用者保護等の観点から求めているもの」と趣旨を説明した。

○その上で、①利用者の負担が不当に拡大するおそれはないか、②トラブルが生じた際の救済をどうするか、③介護制度の理念たる自立支援・重度化防止を阻害するおそれがないか、④給付費の増加に繋がるおそれがないか、⑤ルールを緩和した場合にかかる追加の行政コストがメリットに見合うか、などの点に留意しつつ、保険外サービスとの併用に係るルールのあり方について検討するとした。

2. 情報公表制度・第三者評価制度について

(1)第三者評価制度

○特別養護老人ホーム等における福祉サービス第三者評価事業の推進について、平成28年3月7日(全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議)に示した、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、訪問介護における福祉サービス第三者評価事業の受審率の目標＝「前年度以上の受審率」を改めて説明した。

○受審の促進に向けて、全国推進組織(全社協)等において、受審状況の見える化、高齢者福祉施設・事業者向けの手引書(書籍)やパンフレットの作成を進めるとした。

(2)情報公表制度

○利用者にとって利便性を高める観点から、現在の制度をベースに改善することが必要で、情報公表システムのリニューアルに向けて、利活用の調査・研究の実施を検討するとした。

- ①調査・研究⇒ i 事業者を選択しているのは誰か(利用者、家族、ケアマネジャー等)
ii 選択している者が、事業者の選択基準としている公表情報は何か等

②システムのリニューアル⇒ 調査・研究を踏まえ、選択している者それぞれの視点に立って情報の見せ方を改善

《概要：介護サービスの提供と利用の在り方について》 ※第3回資料より抜粋

1. 介護サービスの利用者がより良い選択を行えるための情報開示と第三者評価について

(1)情報開示について【問題の所在】

○介護サービス利用者が正しい情報に基づき、より良い選択ができるよう、現状の情報公表制度について、改善の方策はないか。

(2)第三者評価【問題の所在】

○介護サービスにおける第三者評価事業について、改善の方策はないか。

2. 介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等)

(1)保険給付対象サービスと保険外サービスの併用【問題の所在】

○高齢者が地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう支える選択肢を充実させていく観点などから、公的保険外の介護サービスの成長促進が求められているところ、現行制度について改善の方策はないか。

(2)保険給付対象サービスの価格【課題】

○保険給付対象サービスの価格の上限が公定価格(介護報酬)であり、同一のサービスと評価されているものについてより質の高い内容を提供しても介護報酬が変わらないため、事業者や介護職員にとってサービスの質の向上を図るインセンティブが働かないとの指摘があること等について、どのような改善が考えられるか。

《概要：介護サービスに関するヒアリング》 ※第5回資料より抜粋

1. 東京都武蔵野市からのヒアリング

〔介護サービスの多様な選択(介護保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等)の課題〕

- ・(現状)すでに「院内介助」等では「混合介護」が実施されている。
- ・(制度の理念的問題)安易に「混合介護」を導入することは、保険給付の範囲を狭めることにつながり、結果として「介護の社会化」「国民の共同連帯」「自立支援」という介護保険制度本来の理念に抵触するのではないか。
- ・(低所得者・中所得者の問題)収入や所得により享受できるサービス差が生じることは、社会的な格差を拡大する方向にならないか。
- ・(サービス単価の問題)何でもしてくれる自費サービスの方が、制約付きサービス(介護保険給付)の介護報酬総額より低額ということに利用者・家族の理解は得られるか。「自費サービスの単価で事業運営が可能であれば介護報酬単価も下げられるのではないか」など。
- ・(実務的問題＝情報公開)自費サービスの内容と利用料金等の情報開示がカギ！ケアマネジャーが自費サービスの内容と利用料金を正しく認識し、それらを利用者・家族に正確に伝え、利用者・家族が正しく選択できるか、サービスと自費サービスの違いが理解できるかが課題。

- ・(サービスの切り分けとケアマネジメント)ケアマネジャーのケアプラン(居宅サービス計画書)にどのように整理して記載するかなど、ケアマネジャーのケアマネジメント能力が大きく問われることとなる。
- ・また、保険者としての給付適正化、ケアマネジャー指導や事業者指導など市町村業務の負担増になるのではないかな。
- ・(事業者と要介護者(消費者)との消費者被害者等の問題)無駄な介護サービスの増大と消費者被害の増加の可能性
- ・成年後見制度や権利擁護事業の普及・拡大が必要。そもそも行政指導やチェック実施は行政のどの担当部署で行うのか。

2. 日本在宅介護協会からのヒアリング

〔保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せに関する問題点及び改革要望〕

○「介護サービスの多様な選択」の必要性

- ・介護保険制度は過重な家族介護の解消を社会として取り組み、活力ある高齢化社会を築く事を目的に介護サービス市場を民間開放し、介護保険制度スタート時に営利法人の参入を認めた。
- ・今後さらに進む少子高齢化の中で、営利法人の創意工夫を活かした多様なサービスが広がっていくように行っていくべきではないか。
- ・その為にも良質なサービスを求める利用者の選択肢を広げる「介護サービスの多様な選択」を広く認めるべきである。
- ・利用者の利便性を向上させる事が出来る「同時一体的提供」や提供サービスの質が高い事が前提となる「ヘルパー指名料・時間指定料」などの「介護サービスの多様な選択」は介護産業に付加価値を与えることとなり、この事を具体化すると介護職員の処遇改善や地域雇用の更なる創出、所得税等などの向上につながると考える。
- ・さらに高齢者層から若年者層への「所得の再配分」「資産の循環」につながり、若年層における個人消費を活性化させる事で、介護保険の財源の確保にも寄与していくのではないだろうか。

○同時一体的提供の範囲(線引き)

- ・混合介護の弾力化の議論における「同時一体的提供」が可能な「介護保険外サービス」の範囲を検討する必要があるのではないかな。一般的に考えられる「介護保険外サービス」の範囲は広く、例えば、旅行の付き添いや遠方への買い物代行なども「介護保険外サービス」の範疇である。介護保険内サービスと同時一体的に提供可能な範囲(線引き)が大変、重要であると考えます。

○どのような手順で介護保険外サービス(同時一体的提供可能)の内容・提供範囲・時間等を設定するのか

- ・介護保険内サービスのサービス内容・提供範囲・時間等は介護支援専門員がケアマネジメントに基づき、決定するが、介護保険外サービス(同時一体的提供可能)の場合は、どのようなプロセスで決定されるべきか検討する必要があるのではないかな。
- ・通常の介護保険外サービスの場合は、契約時に契約者と契約書に基づき内容・提供範囲・時間等を決定することになるが、介護保険内サービスと同時一体的に提供を実施する場合、同様の考え方に加えて、介護保険内サービスへの影響を鑑み、介護支援専門員との連携・ケアプランへの反映等が必要になるのではないかな。

○同時一体的に提供された介護保険外サービス時間と介護保険内サービスにおける費用算定に関してどのように考えるか

- ・介護保険外サービスが介護保険内サービスの算定時間中に実施された場合、介護保険外サービスを実施をした時間分は、介護保険内サービスの提供時間から引かれることになるのか。

- ・例えば、生活援助3(45分)のサービス提供中に、介護保険外サービスが細切れに合計10分発生した場合、介護保険請求は、生活援助2(35分)と保険外サービス費(10分)と区分し、請求することになるのか。
- ・さらには、家族のためサービス提供時間と利用者へのサービス提供時間が区分できない場合、介護保険内外サービスの請求等はどのように取り扱うか。(例ゴミ出し・食事の準備等)

○指名料の料金設定をどのように考えるか

- ・指名料は保険外サービスに位置づけられるため価格の設定は各事業者の裁量により決定されるものであるが、サービスの質等に応じた料金設定が必要になることが想定されるが、サービスの質をどのように図るかを検討する必要があるのではないか。

《議論の経過》

○第1回(10月11日): 運営方針、診療報酬の審査の効率化と統一性の確保等

○第2回(10月24日): 診療報酬の審査の効率化と統一性の確保等

○第3回(11月8日): 介護サービスの提供と利用の在り方 等

①介護サービスの利用者がより良い選択を行えるための情報開示と第三者評価について

②介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等)

○第4回(11月15日): 医療分業推進下での規制の見直し等

○第5回(11月30日): 介護サービスに関するヒアリング

①利用者の選択に役立つ情報開示と第三者評価

②介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等)

➤ 2016.12.6 規制改革推進会議(第7回): 規制改革ホットライン等

- ▶ 農協改革に関する「農協改革集中推進機関」、ホテル・旅館に対する規制の見直しや規制改革ホットラインの運用状況等について議論した。
- ▶ 規制改革推進会議は、当面の重要事項(規制改革実施計画のフォローアップを含む)を決定し、平成29年6月までの約1年間をサイクルとして審議を進め、答申をとりまとめる。
- ▶ 会議には「農業」、「人材」、「医療・介護・保育」、「投資等」の4つのワーキンググループ(WG)を設置し、検討を進めている。
- ▶ 当面の重要事項として、介護サービス改革が掲げられ、介護サービスの多様化として、介護保険給付と保険対象外のサービス(自己負担)の組合せによる混合介護の実施などを検討するとし、介護事業者への新たな需要が期待されるとの意見があった。また、担い手の多様化(特養の担い手の拡大等)が具体的な事項とされている。
- ▶ 規制改革実施計画において閣議された事項のうち、医療・介護・保育WG関連では、診療報酬の審査の効率化と統一性の確保が重点的なフォローアップ事項とされている。

《医療・介護・保育ワーキング・グループの主な審議事項》 ※第3回資料より抜粋

新たな改革項目

希望する介護を受けられない高齢者やその家族の苦労は切実である。将来、自分や家族が要介護状態になったときの漠然とした不安感も強い。他方で、介護保険財政は年々厳しくなっている。超高齢社会において、国民がニーズにあった介護サービスを選択でき、要介護状態を過度に不安に思わずにすむように、以下の項目を中心に介護サービスの提供と利用の在り方を広く検討する。

①利用者がサービスを選べるようにする情報開示と第三者評価

利用者が正しい情報をもとにサービスを選択できるように、現状の情報公開制度を見直す。第三者評価の受審率向上等のための検討を行う。

②介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等)

要介護者とその家族が必要に応じた多様なサービスを選択できるように、保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せを事実上阻害している現状の規制を見直す。事業者が創意工夫を発揮してサービスの質を向上させ、介護従事者の給与水準や働き甲斐が増す環境づくりをめざす。

③施設介護サービスの総点検

施設介護を希望する人がニーズに合った施設を選び、経済力に応じた負担を行い、かつ施設の側もサービスの質向上への努力が報われる環境づくりをめざす。この観点から、施設介護サービスのあり方を検討する。

④サービス提供者間のイコールフティングの確保

事業者が公平な条件の下で切磋琢磨し、利用者にとって望ましい多様な介護サービスが提供されるよう、事業者間のイコールフティングの確保に向けた検討を行う。

➤ 2016.11.28 行政改革推進会議:秋の公開検証等のとりまとめ

- ▶ 行政事業の年次公開検証(秋のレビュー)の指摘事項のとりまとめ等について確認した。
- ▶ 社会保障関係では、介護納付金が今年度のレビュー対象となり、「社会保障改革プログラム法」や「経済・財政再生計画 改革工程表」において、総報酬割の導入に関する指摘がなされていることも踏まえ、負担能力に応じて公平に負担を分かち合う観点から検討すべきである」とされた。

* 規制改革推進会議／医療・介護・保育ワーキング・グループ

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>

* 行政改革推進会議

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/>

4. 地方分権改革

《直近の動向》

➤ 2016.12.14 まち・ひと・しごと創生会議(第 11 回):総合戦略の改訂

- ▶ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決)について、地方創生は、本格的な「事業展開」の段階にあること、また、地方創生の実現のために、地方の平均所得を向上させる取組等、施策の一層の推進を行う必要があるとして、総合戦略の改訂について議論した。
- ▶ 会議では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016(改訂版)」及び、同アクションプラン(個別施策工程表)等を確認した。
- ▶ 改訂版においては、アベノミクスを浸透させるため、地方の「平均所得の向上」を目指すとして、これまでの取組の見直しとともに、「ライフスタイルの見つめ直し」に関連する施策等を新たに盛り込んでいる。また、来年度は「総合戦略」の中間年。基本目標やKPIについても必要な見直しを行い、より効果的な対応を検討するとしている。

➤ 2016.12.12 国家戦略特別区域諮問会議(第 26 回):規制改革事項の追加

- ▶ 区域計画の認定及び重点分野・課題に係る規制改革事項の追加等について議論した。
- ▶ 次期通常国会に提出する特区法改正案の中に特例措置等の必要な規定を盛り込む追加事項(追加の規制改革事項)として、「小規模認可保育所における対象年齢拡大」が示された。
- ▶ 具体的には、待機児童の解消を目的として、待機児童の多い特区において、児童の発達過程に応じた適切な異年齢保育等にも配慮した上で、現在、原則として 0～2 歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0 歳から 5 歳までの一貫した保育や、3～5 歳児のみの保育等を行うことが可能となるようにする措置である。
- ▶ また、有識者議員は、「地域限定保育士制度(年 2 回目の保育士試験)を一步進めた、試験問題作成主体の多様化を前提とした「年 3 回目の保育士試験」の実施」を追加の規制改革事項として提案した。
- ▶ 11 月 24 日開催の国家戦略特区ワーキンググループでは、待機児童対策について大阪府・大阪市からのヒアリングが実施されている。
- ▶ 平成 28 年 5 月段階の提案をもとにして、①「保育支援員」の創設、②保育に従事する人員の配置基準の緩和、③保育所等の面積基準の緩和、④その他採光などの設備基準の緩和、⑤「保育の質」「保育士の処遇改善」の「見える化」、を具体的に提案した。

《概要》

1. 残された岩盤規制改革の断行(「重点 6 分野」の推進) ※第 23 回資料より

- 医療・福祉・教育分野等での「官民のイコールフティング」(株式会社立の各種施設の参入など)等を掲げ、重点的・集中的に実現に向けた審議を進めるべきとしている。

2. 追加の規制改革事項として検討

○小規模認可模保育所における対象年齢の拡大

- ・ 会議(第 23 回・9 月 9 日)において、東京都知事からも同様の提案があり、東京都を中心とする待機児童対策として極めて重要性の高いものであると有識者議員も提案。

3. 国家戦略特別区域会議の主な動き

(1) 東京特区推進共同事務局の設置

○国と東京都が連携・協力して国家戦略特区を活用した規制改革等を推進するため「東京特区推進共同事務局」を10月4日付で立ち上げた。

(2) 関西圏国家戦略特別区域会議～待機児童解消策

○待機児童対策として、①特区内での保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定（人員配置基準、面積基準等）、②特区内における「准保育士（仮称）」の創設、③保育にかかる情報公開、ガバナンス改革を提案した（平成28年5月）。

➤ 2016.11.17 地方分権改革有識者会議（第27回）：地方からの提案等の対応方針

- ▶ 提案募集検討専門部会（第51回）との合同会議を開催し、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について議論した。対応方針案については、今後、12月中の閣議決定が予定されている。
- ▶ 対応方針案では、法改正事項については一括法案等を平成29年通常国会に提出することを基本とし、現行規定で対応可能な提案は、地方公共団体への通知等により明確化としている。また、引き続き検討を要するものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告するとされている。

《主な事項》

事項	実現内容及び効果【検討中の措置内容】
都市公園に設置できる施設（児童館、地縁団体の会館施設）の明確化（都市公園法）	地域のニーズに応じ、都市公園内に児童館、地縁団体（自治会等）の会館施設を設置できることを明確化することにより、子どもと子育て世代が暮らしやすい生活環境の充実や地域活動の活性化につながる。 【通知】
幼保連携型認定こども園の施設に関する基準の見直し（園庭、遊戯室の設置基準） （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）	従前の設備を使用している場合に限り基準より狭少の面積であっても可としている園庭の移行特例について、園舎を建替えた場合であっても園庭が従前と同面積であれば適用可とすること、及び所定の保育室を2階までに確保している場合において満3歳以上が利用する遊戯室を3階以上にも設置可能とすることにより、幼保連携型認定こども園の整備促進に資する。【通知】
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の移譲（都道府県→指定都市） （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を都道府県から指定都市に移譲することにより、指定都市における認定こども園に係る行政の窓口が一本化され、利用者や事業者にとって利便性が向上するとともに、子どもに関する施策を地域の実情に応じて指定都市が総合的に推進することに資する。【法律改正】
家庭的保育事業等の連携施設の確保に関する要件の明確化（児童福祉法）	家庭的保育事業等には卒園後の受入先となる連携施設の確保が必要であるが、認可時にそうした連携施設を確保できない場合は、卒園児に関する市町村の利用調整等で利用乳幼児の卒園までに受入先となる連携施設を確保することも可能である旨を明確化することにより、家庭的保育事業等への事業者参入の促進に資する。【通知】
病児保育事業の職員配置要件に係	離島・中山間地等の市町村において、利用児童数が2名以下の場合

る特例措置 (病児保育事業実施要綱)	には、一定の研修を受けた看護師1名及び緊急に対応可能な看護師1名の配置で対象となるよう国庫補助要件の特例措置を設けることにより、病児保育実施地域の拡大に資する。【要綱改正】
延長保育事業等と放課後児童クラブを合同で実施する場合の特例措置 (児童福祉法)	延長保育事業等の定員に空きがあり、放課後児童クラブの利用児童数が少ない場合、一定の要件の下で、一体的な運営を可能とすることにより、放課後における児童の受け皿の拡大に資する。【通知】
都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」に関する受講みなし等の要件緩和等 (児童福祉法)	放課後児童支援員認定資格研修について、他の研修で同等の科目を受講している場合に、科目の一部を受講したこととみなすこと等により、放課後児童支援員を確保しやすくなり、放課後児童クラブの充実に資する。【周知】
保育士の処遇改善に係る加算の認定権限の移譲 (都道府県→指定都市・中核市) (子ども・子育て支援法)	保育士の処遇改善に係る加算の認定権限を都道府県から中核市に移譲することにより、認定期間を短期化し、事業者が保育士に対し、早期に加算分を反映した賃金を支払うことができるため、保育人材や保育サービスの質の確保に資する。【通知】
民生委員・児童委員の職務に関する運用の工夫及び主任児童委員制度の活用方法の明確化 (児童福祉法)	民生委員・児童委員の職務については、地域の実情に応じて児童福祉に関する事案に重点的に取り組むことも可能であること、主任児童委員等の活用方法等を明確化することにより、児童委員・主任児童委員制度の活用 of 拡充につながるとともに、民生委員の負担軽減に資する。【通知】
指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の移譲 (都道府県→中核市) (児童福祉法)	指定障害児通所支援事業者の指定等の権限を都道府県から中核市に移譲することにより、障害児通所支援事業者と当該サービスを利用する障害者への対応が一体的に行えるようになり、中核市による効果的な事務の実施や障害児に対するサービス向上に資する。(指定都市は移譲済)【法律改正】
指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出の受理等の権限移譲 (都道府県→中核市) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	指定障害者福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理等の事務・権限を都道府県から中核市に移譲することにより、業務管理体制の整備状況を中核市が把握することが可能となり、当該事業者等に対する適切な指導・監督の実施に資する。(指定都市は移譲済)【法律改正】
「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の合築可能な場合の明確化 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	「障害者向けグループホーム」は、一定の場合には「特別養護老人ホーム」と同一の敷地内に合築することが可能であることを明確化することにより、「障害者向けグループホーム」の整備促進に資する。【通知】
指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用可能な場合の明確化 (介護保険法)	指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂は、当該介護の提供に支障がない場合は、介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用可能であることを明確化することにより、限られた施設を有効活用することが可能となり、小規模自治体等における必要に応じた介護サービスの効果的な提供に資する。【通知改正】
他の地方公共団体の定年退職者等を任期付職員制度により任用できることの明確化 (地方公務員法)	地方公共団体の定年退職者等を任期付職員制度に基づき他の地方公共団体においても任用できることを明確化することにより、地方公共団体における多様な人材の活用の促進に資する。【通知】

* まち・ひと・しごと創生会議

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/>

* 国家戦略特別区域諮問会議

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/shimonkaigi.html>

* 地方分権改革有識者会議

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigikaisai/kaigikaisai-index.html>

5. 社会福祉法人等

《直近の動向》

➤ 2016.12.20 成年後見制度利用促進委員会

- ▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律にもとづき、内閣府に「成年後見制度利用促進会議」（会長：内閣総理大臣）を9月16日に設置した。あわせて、有識者で構成される「成年後見制度利用促進委員会」を設置し、成年後見制度利用促進基本計画案の作成にあたって意見具申や成年後見制度の利用促進に関する基本的な政策に関する重要事項の調査審議等を進めている。
- ▶ 成年後見制度利用促進計画については平成29年3月の閣議決定を目指している。
- ▶ 第6回では、成年後見制度利用促進基本計画の案の作成にあたって盛り込むべき事項（案）をもとに協議した。

《成年後見制度利用促進基本計画の案の作成方針》

1. 平成29年3月を目途に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第12条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）の案の作成を行う。
2. 基本計画の案は、法第3条に規定された基本理念及び第11条に規定された基本方針に沿って検討し、成年後見制度の利用の促進に関する目標及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めるものとする。
3. 基本計画の案の作成に資するため、成年後見制度利用促進委員会の意見を求める。同委員会においては、当事者、関係者、国民各層の取組・意見を踏まえ、検討を行うものとする。

《検討すべき主な課題等》

I 利用促進策

利用促進（保佐・補助、任意後見）、国民への周知、後見人（市民後見人など）の育成・確保
地域の需要に応じた利用促進、実施機関の活動支援、関係機関の連携確保

II 不正防止策

不正防止対策、関係機関の体制強化

III その他

医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の在り方、死後事務の在り方、権利制限の見直し

* I～IIIについて委員会で検討すべき論点などについて二回程度議論を行った上で、I、IIについては委員会の下に二つのWGを設置して検討

* IIIについては、改正法の施行状況や関係省庁における検討状況を委員会に報告し検討。権利制限の見直しは基本計画作成後に検討

《委員会の経過》

○第1回（9月23日）：委員会の運営、成年後見制度利用促進基本計画案（基本計画案）の作成

○第2回（10月3日）：ワーキング・グループの設置等、基本計画案の作成

○第3回（11月21日）：ワーキング・グループにおけるこれまでの議論の中間的な報告等

○第4回（12月2日）：全国知事会、全国市長会からの意見、今後更に検討する論点等（利用促進ワーキング・グループ）

○第1回（10月12日）：基本計画案の作成にあたって盛り込むべき事項

○第2回(10月24日): // ※不正防止ワーキング・グループとの合同会議

○第3回(11月2日): //

○第4回(12月6日): //

(不正防止ワーキング・グループ)

○第1回(10月19日):基本計画案の作成にあたって盛り込むべき事項

○第2回(10月24日): // ※利用促進ワーキング・グループとの合同会議

○第3回(11月9日): //

○第4回(12月9日): //

➤ 2016.12.14 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)

- ▶ 厚生労働省は、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月17日)や「一億総活躍プラン」(平成28年6月2日)などを踏まえ、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、その下に、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的相談支援体制等について検討を行う「地域力強化ワーキンググループ」を設置している。
- ▶ 「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるため、具体的事例に基づく検討を行い、実現本部における議論に資するための検討会を開催している。
- ▶ 検討事項は、①住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方、②市町村による包括的な相談支援体制の整備の在り方、③寄附文化の醸成に向けた取組とされている。
- ▶ 第4回では、中間とりまとめ(案)～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～を議論した。

《中間とりまとめ(案):概要》

【今後の方向性】

○地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成

①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり

②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加

③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり

○生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒くらしとしごとを「丸ごと」支える

○地域の持つ力と公的な支援体制が協働して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき

2. 市町村における包括的な相談支援体制

○協働の中核を担う機能が必要

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

4. 自治体等の役割

○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法

○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

《論点：第 1 回検討会資料より》

1. 今後の福祉ニーズを踏まえて、住民の立場から見て「目指すべき地域」とはどのようなものか。
2. なぜ「小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制」が必要なのか。
3. 「目指すべき地域」のために、地域においてどのような機能が必要か。
4. 多機関の協働による包括的支援体制をどのように作っていくか。
5. 地域において課題を解決するための取組の一環として「寄附文化の醸成」をどのように考えるべきか。
6. 地域課題の解決力強化と総合的な相談支援体制づくりを全国展開するうえで留意すべきこと等は何か。

《議論の経過》

○第 1 回(10 月 4 日):座長の選出、検討の経緯等、論点(案)等

○第 2 回(10 月 18 日):論点 2～4

○第 3 回(11 月 2 日):前回の意見等を踏まえた論点 2～4 の議論、論点 5 と 6

➤ 2016.11.11 「社会福祉法人の認可について(通知)」等:発出

- ▶ 改正社会福祉法の施行にともなう、「社会福祉法人の認可について(通知)」の改正等についてのパブリックコメントを経て、改正社会福祉法の関係通知等が発出された。
- ▶ これらを踏まえ、厚生労働省は、社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会(11 月 28 日)を開催した。
- ▶ 12 月 14 日、「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準(案)について」(12 月 14 日時点版＝11 月 11 日版の事務連絡を修正したもの)を示し、パブリックコメントを開始した。あわせて、「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準(案)」に基づく別に定める単価等について(案)、社会福祉充実残額算定シート(案)も示された。

通知(平成 28 年 11 月 11 日発出)

○社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について

○「社会福祉法人の認可について」の一部改正について(社会福祉法人審査基準、社会福祉法人定款例)

○「社会福祉法人の認可について」の一部改正について(社会福祉法人審査要領)

○「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」の一部改正について

○「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について

○「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について

事務連絡(平成 28 年 11 月 11 日発出)

- 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)」の改訂について
- 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ」の改訂について
- 社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて
- 社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準(案)について(11 月 11 日時点版)

* 成年後見制度利用促進委員会

<http://www.cao.go.jp/seinenkouken/iinkai/index.html>

* 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=383233>

* 社会福祉法人制度改革について ※厚生労働省 HP ★関連通知等が随時掲載される

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

* 経営情報の公開への対応 ※全国社会福祉法人経営者協議会 HP

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

社会福祉法人制度改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

2

社会福祉法人制度を巡る最近の動向

■平成28年9月5日「介護分野に関する調査報告書」（公正取引委員会）

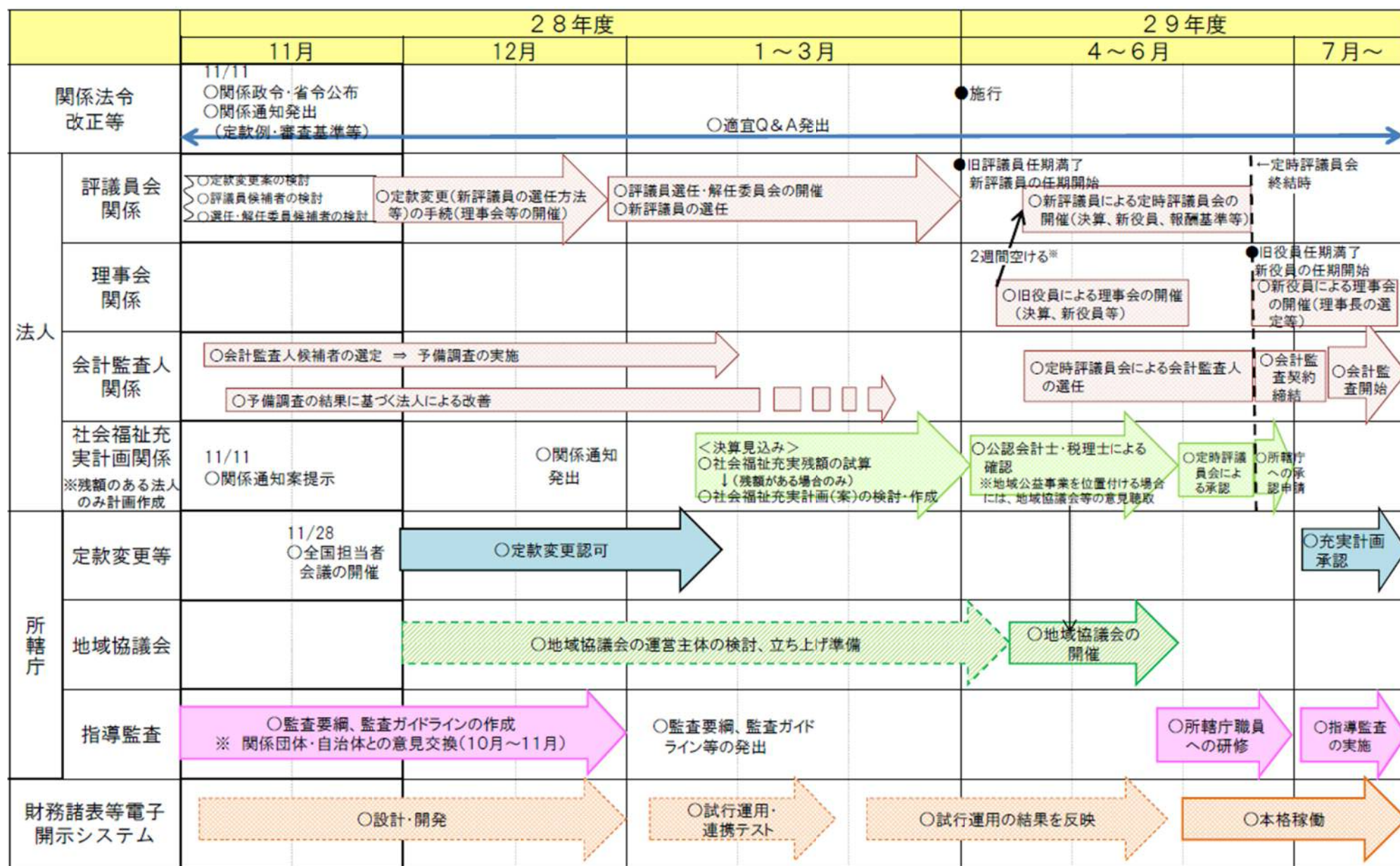
- ・「税制について、社会福祉法人の場合は、原則として法人税、住民税及び事業税が非課税である。（中略）株式会社等からは税制上のイコールフットINGが強く求められている。」
- ・「社会福祉法人に対する税制上の優遇措置等については、事業者の提供する介護サービスの内容等に大きな影響を与えることに鑑みれば、制度の基本的な枠組みは維持するとしても、例えば、現行制度下において、株式会社等が提供可能な介護サービスと同一の介護サービスを提供する場合には、その部分について社会福祉法人に対する税制上の優遇措置は除外するなど、優遇の差を狭める方向で検討することが望ましい。」

■平成28年10月24日 第3回規制改革推進会議

- ・ 規制改革推進会議の下に設けられた「医療・介護・保育ワーキング・グループ」における今期の主な審議事項として、「サービス提供者間のイコールフットINGの確保（事業者が公平な条件の下で切磋琢磨し、利用者にとって望ましい多様な介護サービスが提供されるよう、事業者間のイコールフットINGの確保に向けた検討を行う。）」が掲げられている。

- 今回の社会福祉法人制度改革は、過去の規制改革推進会議等の指摘を踏まえ、①経営組織のガバナンスの見直し、②財務規律の強化（いわゆる内部留保の明確化と社会福祉事業等への計画的な再投資）、③地域における公益的な取組の責務等の規定を設け、社会福祉法人の公益性・非営利性を制度的に担保したものであり、着実な実施が必要。

《社会福祉法人制度改革のスケジュール:全国担当者説明会(11月28日)版》



※ 計算書類等を定時評議員会の日の2週間前から備え置くことが必要のため、決算承認理事会と定時評議員会は、2週間空けて開催することが必要がある。

6. 高齢者

《直近の動向》

➤ 2016.12.9 社会保障審議会介護保険部会：「介護保険制度の見直しに関する意見」

- ▶ 「介護保険制度の見直しに関する意見」をとりまとめた。今後、意見を踏まえた法改正、基準・報酬の改定等の検討が介護給付費分科会等で進められる。
- ▶ 介護保険制度については、これまでの制度改正等においても、「地域包括ケアシステムの推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」に取り組んできたが、今後もこの2点をより深化・推進していく観点から、必要な見直しを進めていくことが適当であるとし、各施策・制度等についての意見を提起している。

（利用者負担）

- ▶ 利用者負担の割合については、「事務局から提示のあった現役並み所得者の利用者負担割合を3割とすることについて、賛同ないしは容認する意見が多く出された」とし、また、高額介護サービス費の負担上限額についても、「事務局から提示のあった一般区分の負担上限額を医療保険の高額療養費の一般区分の負担上限額並みに引き上げることについて、賛同ないしは容認する意見が多く出された」とした。

（総合事業、軽度者へのサービス提供関連）

- ▶ 軽度者への介護サービスの提供との関連で議論となっていた、介護予防・生活支援サービス事業等のあり方については、「総合事業の取組が地域に定着し、地域づくりに対する住民意識が醸成されることによる、取組の発展的成長を促進するため、生活支援体制整備事業の早期実施を促すとともに、引き続き、随時、市町村に対し必要な支援を行いつつ、利用者の状況を含む介護予防・生活支援サービス事業及び生活支援体制整備事業の実施状況や、介護専門職への影響について把握・検証を進め、その結果を踏まえ、政策の評価を行うことが適当である」とされた。
- ▶ また、「軽度者に対する訪問介護における生活援助やその他の給付の地域支援事業（総合事業）への移行に関しては、まずは介護予防訪問介護と介護予防通所介護の総合事業への移行や、「多様な主体」による「多様なサービス」の展開を着実に進め、事業の把握・検証を行った上で、その状況を踏まえて検討を行うことが適当である」とした。

（ニーズに応じたサービス内容の見直し：特別養護老人ホーム）

- ▶ ニーズに応じたサービス内容の見直しにおける特別養護老人ホームについては、医療的ケアや看取りが論点とされていたところであり、「施設内での医療ニーズや看取りに、より一層対応できるような仕組みについて、平成30年度介護報酬改定にあわせて検討することとするのが適当である」とした。
- ▶ また、「特別養護老人ホームは「終の棲家」であり、在所期間も長期間となっている。このため、その運営に当たっては、入所者のプライバシーに配慮した上で、一人ひとりのニーズに即し、その有する能力及び心身の状況に応じたケアを実現する方策を検討することが適当である」とした。

（共生型サービス）

- ▶ 共生型サービスの位置づけについては、「サービスの質を確保しつつ、介護保険サービスの一類型として新たに共生型サービスを位置付け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくするための見直しを行うことが適当である」とし、「その際、具体的な指定基準等の在り方については、平成30年度介護報酬改定にあわせて検討することとするほか、事業所の指定手続についても、可能な限り簡素化を図ることが適当である」とした。

《概要》

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 自立支援・介護予防に向けた取り組みの推進

(1) 保険者等による地域分析と対応

【データに基づく課題分析と対応】

- 各保険者が地域の実態を把握・課題を分析
- 介護保険事業計画に、目標・取組内容等を記載
- リハ職との連携等による自立支援・介護予防施策の推進

【適切な指標による実績評価】

- 要介護状態の維持・改善度合い、地域ケア会議の開催状況等の適切な指標に従い、実績を評価

【インセンティブ】

- 評価結果の公表、財政的インセンティブの付与の検討

【国や都道府県による支援】

- 各都道府県・市町村の地域分析に資するデータの提供(国)
- 研修や医療職派遣に関する調整等(都道府県)

(2) 地域支援事業・介護予防・認知症施策の推進

- ケアマネジメント支援について、地域の住民や事業所を含めた『地域全体をターゲットとする支援』へ拡大
- 地域包括支援センターの機能強化(土日祝日の開所、地域ケア会議の内容の具体化・明確化、市町村による評価の義務付け等)
- 介護予防に関するポイント付与が出来ることの明確化
- 認知症の容態に応じたサービスを受けられる仕組みの構築
- 認知症の人の視点に立った施策の推進

(3) 適切なケアマネジメントの推進等

- ケアマネジメント手法の標準化に向けた取組の推進
- 居宅介護支援事業所の運営基準等の見直し検討(管理者の役割、公正中立の確保等)(報酬改定時に検討)

2. 医療・介護の連携の推進等

- 医療介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた施策立案に至る方法を国が具体化し、市町村にその実施を求める
- 介護保険事業支援計画に、在宅医療・介護連携推進事業に対する医療部局との連携を含め、より実効的な市町村支援を盛り込むなど、都道府県の介護部局及び医療部局の双方が市町村支援に取り組むこととする

3. 地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等

(1) 地域共生社会の実現の推進

- 共生型サービスを位置付け
- 相談支援専門員とケアマネジャーの連携の推進

(2) 介護人材の確保(生産性向上・業務効率化等)

- ロボット・ICTに係る介護報酬や人員・設備基準の見直し等
- 提出書類等の見直しや簡素化

(3)サービス供給への保険者の関与

- 市町村協議制の対象拡大(ショートステイ)、地域密着型通所介護の指定拒否の仕組の導入、居宅サービス指定への市町村関与の強化

(4)安心して暮らすための環境の整備

- 有料老人ホームについて、前払金の保全措置の対象拡大等の入居者保護のための施策の強化等

Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保

1. 利用者負担のあり方

- 能力に応じた負担への見直しについては、概ね一致
- 様々な意見があったが、現役並所得者3割負担、高額介護サービス費の一般区分の引き上げに賛同ないしは容認する意見が多かった ※一般区分:介護37,200円、医療44,400円
- ケアマネジメントのあり方と利用者負担の導入について引き続き検討

2. 給付のあり方

(1)軽度者への支援のあり方

- 各種給付の総合事業への移行については、介護予防訪問介護等の移行の状況等の把握・検証を行った上で、検討
- 生活援助を中心にサービス提供を行う場合の人員基準の見直し等について検討
(介護報酬改定時に検討)

(2)福祉用具・住宅改修

【福祉用具】

- 全ての福祉用具貸与の全国平均貸与価格を公表
- 福祉用具専門相談員に、貸与しようとする商品の全国平均貸与価格等を説明することや、機能や価格帯の異なる複数商品を提示することを義務づけ
- 適切な貸与価格を確保するため、上限を設定

【住宅改修】

- 住宅改修の見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す
- 住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例等、保険者の取組の好事例を広げる

3. 費用負担

(1)総報酬割

- 現役世代にとって受益を伴わない負担であるなどとして、強く反対する意見も相当数あったが、能力に応じた負担とすることが適当であるなどとして、多くの委員からの賛同を得た

(2)調整交付金

- 年齢区分について、65～74歳、75～84歳、85歳以上の3区分に細分化する。その際、激変緩和も併せて講じる

その他の課題

(1)保険者の業務簡素化(要介護認定)

- 更新認定有効期間の上限を36か月に延長することを可能とする
- 状態安定者について二次判定の手続きを簡素化

(2)被保険者範囲

○介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行う

(3)介護保険適用外施設の住所地特例の見直し

○一部の介護保険適用除外施設について、当該施設から退所して、介護保険施設等に入所した場合の保険者の定め方を見直す。

➤ 2016.12.9 社会保障審議会介護給付費分科会(第133回):「審議報告(案)」

- ▶ 介護人材の処遇改善については、「未来への投資を実現する経済対策」(閣議決定・平成28年8月2日)において、「介護保険制度の下で、介護人材の処遇については、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を平成29年度から実施する」とされ、政府において、平成29年度に臨時に介護報酬改定を行うことにより対応することが決定されたところである。
- ▶ これらを踏まえた「平成29年度介護報酬改定に関する審議報告(案)」について協議し、基本的な考え方等を確認した。
- ▶ 介護職員の処遇改善については、現行の介護職員処遇改善加算を前提として、新たな区分(要件)を設け、月額平均1万円相当の処遇改善をはかるとの考えを示した。
- ▶ 地域区分の見直しは、「対象地域に対して、関係者の意見を踏まえて適切に判断するよう求めるとともに、新たな設定方法の適用についての意向を十分に確認した上で、財政的な増減を生じさせない財政中立の原則の下、平成30年度介護報酬改定において実施することが適当である」とした。

≪概要:介護人材の処遇改善≫

○平成29年度介護報酬改定では、現行の介護職員処遇改善加算の位置づけを前提として、これを維持しつつ、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設することが適当である。

○新設する区分の具体的な内容については、現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること(就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む)」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとすることが適当である。

(※)新設するキャリアパス要件に関する取組の例

- 「経験に応じて昇給する仕組み」…「勤続年数」、「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを想定。
- 「資格等に応じて昇給する仕組み」…「介護福祉士」、「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを想定。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
- 「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」…「実技試験」、「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを想定。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

＜処遇改善の拡充後のイメージ＞ ※介護給付費分科会(第132回)資料より抜粋

	新加算 (月額3万7千円相当)	加算(Ⅰ) (月額2万7千円相当)	加算(Ⅱ) (月額1万5千円相当)	加算(Ⅲ) (加算Ⅱ×0.9)	加算(Ⅳ) (加算Ⅱ×0.8)
算定要件	キャリアパス要件Ⅰ 及び キャリアパス要件Ⅱ 及び <u>キャリアパス要件Ⅲ</u> ＋ 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件Ⅰ 及び キャリアパス要件Ⅱ ＋ 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件Ⅰ 又は キャリアパス要件Ⅱ ＋ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件 のいずれかを満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件 のいずれも満たさず

(注)「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
「キャリアパス要件Ⅲ」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること
※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

➤ 2016.12.7 社会保障審議会療養病床等の在り方等に関する特別部会(第7回)

- ▶ 「療養病床の在り方等に関する議論の整理(案)」をもとに、とりまとめの議論を行った。
- ▶ 介護療養病床の「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や、「看取り・ターミナル」等の機能を維持しつつ、その入院生活が長期にわたり、実質的に生活の場になっている実態を踏まえて、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな施設類型を創設すべきであるとの基本的な考えが示された。
- ▶ 平成 29 年度末で設置期限を迎える介護療養病床については、期限を設けつつも、転換に係る準備のための経過期間を十分に設けるべきであるとされた。
- ▶ ただし、経過措置については、新たな施設類型等への転換のための準備期間に限り、延長を認めるべき、との意見が多かった。これに対し、介護療養病床の経過措置については、これらの病床に入院している重度者の受け皿や、看取りの場としての機能を含めたサービスが、引き続き提供されることが何より重要であり、経過措置の期限の再延長を第一選択肢として考えるべき、との強い意見もあったと、併記している。

* 社会保障審議会介護保険部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126734>

* 社会保障審議会介護給付費分科会／同介護報酬改定検証・研究委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>

* 社会保障審議会療養病床の在り方等に関する特別部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=353786>

7. 障害者

《直近の動向》

➤ 2016.12.8 相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム報告書

- ▶ 相模原市の障害者支援施設での殺傷事件(平成 28 年 7 月 26 日)が発生し、「障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議」(同 8 月 8 日)が設置され、厚生労働大臣を中心に関係閣僚が協力して、様々な観点から必要な対策を早急に検討することとされた。
- ▶ 厚生労働省は、当該事件の検証と再発防止策等を検討するための検討チームを設置・開催し、9 月 14 日に中間とりまとめとして、把握された事実関係に基づく検証結果等を公表した。
- ▶ 検証結果等(中間とりまとめ)を踏まえながら、再発防止策の検討を進め報告書を取りまとめた。
- ▶ 報告書では、共生社会の推進に向けた取組、社会福祉施設等における対応等の 5 つの観点から、検証を通じて明らかになった課題に対する再発防止策の方向性を提言している。
- ▶ 社会福祉施設等における対応については、9 月に発出された防犯に係る点検項目通知を踏まえた各施設の取組を支援、権利擁護の視点を含めた職員研修の更なる推進、処遇改善や心の健康管理面の強化等による職場環境の改善、が再発防止策の方向性として示された。

《概要》

【報告書の概要】

1 共生社会の推進に向けた取組	
検証を通じて明らかになった課題	再発防止策の方向性
○ 今回の事件は障害者への一方的かつ身勝手な偏見や差別意識が背景 ○ 偏見や差別意識を払拭し、「互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会」の実現に向けた取組を進めることが不可欠	○ 「<u>障害者週間</u>」、<u>政府広報</u>などあらゆる機会を活用し、<u>政府の姿勢や障害者差別解消法の理念</u>を周知・啓発 ○ 学校教育をはじめあらゆる場での「<u>心のバリアフリー</u>」の取組の充実 ○ 障害者の<u>地域移行や地域生活の支援</u>
2 退院後の医療等の継続支援の実施のために必要な対策	
○ 容疑者は、退院後に、医療機関や地方自治体から医療等の支援を十分受けられず ○ 入院中から措置解除後まで、患者が医療等の支援を継続的に受け、地域で孤立することなく安心して生活できる仕組みの整備が必要	○ 措置入院中から、<u>都道府県知事等が退院後支援計画を作成</u>(退院後支援の関係者による調整会議を開催) ○ <u>措置入院先病院が退院後支援ニーズアセスメントを実施</u>。その結果を都道府県知事等に確実に伝達 ○ 退院後は、退院後支援計画に沿って<u>保健所設置自治体が退院後支援全体を調整</u>(他の自治体に転出後も確実に引き継ぎ) ○ 保健所等の人員体制等の充実
3 措置入院中の診療内容の充実	
○ 措置入院中の診療内容における留意事項が示されておらず、診断や治療方針の検討が不十分 ○ 医師の養成段階から生涯にわたる医学教育において、退院後支援や薬物使用に関連する精神障害に関する内容が不十分	○ <u>国が措置入院中の診療内容のガイドラインを作成</u>。診療報酬等の対応を検討 ○ <u>卒前・卒後教育の充実</u>による専門知識を有する医師の育成

4 関係機関等の協力の推進	
○警察官通報が行われたもののうち、措置入院等につながった割合は地方自治体ごとにばらつき ○措置入院の過程で認知された具体的な犯罪情報について、関係者間で情報共有する手続き等が協議されていない ○グレーゾーン事例(※)があることについて、関係者が共通認識を持つ必要 ※他害のおそれが精神障害によるものか判断が難しい事例	○措置診察等の判断に係るチェックポイントの作成 ○<u>地域の関係者(自治体、警察、精神科医療関係者等)の協議の場(※)を設置</u> ※措置診察に至るまでの地域での対応方針、具体的な犯罪情報を把握した場合の情報提供のあり方等 ○グレーゾーン事例のうち、医療・福祉による支援では対応が難しいものについての他害防止の措置は、人権保護等の観点から極めて慎重であるべき
5 社会福祉施設等における対応	
○地域に開かれた施設という基本的な方針と安全確保の両立を目指す必要 ○容疑者は施設の元職員。施設の職員が、心身ともに疲弊して孤立することなく、やりがいや誇りを持って働ける職場環境づくりが重要	○9月に発出された防犯に係る点検項目通知を踏まえた各施設の取組を支援 ○権利擁護の視点を含めた<u>職員研修の更なる推進</u>、処遇改善や心の健康管理面の強化等による<u>職場環境の改善</u>
【中間とりまとめ(9月14日)における検証結果の概要:今後の検討課題】	
1. 措置入院中の診療	
○綿密な診断と治療内容の検討、社会復帰に向けた治療プログラムの提供といった、質の高い医療を提供。 ○医療保護入院における「退院促進措置」(※)を参考とした自立促進を図るための制度的対応。 ※精神保健福祉士等の退院後生活環境相談員の選任、多職種による退院支援委員会の開催 ○医師の養成段階から生涯にわたる医学教育の充実を通じて、地域復帰後の医療等の継続支援を企画可能な医師や、臨床現場において薬物使用に関連する精神障害について専門的な知識を持った医師を育成し、質の高い医療を提供。	
2. 措置解除時の対応	
○病院が、退院後に必要な医療等の支援を検討し、症状消退届で都道府県知事等に確実に伝達。 ○都道府県知事等は、症状消退届の内容を踏まえて医療等の支援の内容や関係機関の役割を確認。 ○患者が自治体を越えて移動しても、退院後支援の「調整の要」としての機能を、責任主体となる自治体間で確実に引き継ぎ。 ○都道府県知事等が、措置解除の際、精神科の医師の意見を聴く体制を確保する等の対応。	
3. 措置解除後の対応	
○保健所を設置する自治体が、措置権者である都道府県等から退院後の医療等の支援プロセスを確実に引き継ぎ、継続支援を実施。地域の精神科の医療機関など地域資源も活用。 ○患者が通院中断に至ることなく、通院医療等を適切に受けられるようにするための仕組み。 ○患者が全国どこに移動しても継続的支援を受けられるよう、本人の理解を前提に自治体間での情報提供。	
4. 社会福祉施設等における防犯対策	
○社会福祉施設等における防犯について、日常の対応や、犯行予告がなされた場合のような緊急時の対応に関し、具体的な点検項目を新たに提示。 ○点検項目を受けて、社会福祉施設等においては、防犯の観点から現状を点検、対応すべき点を把握。 ○地域と一体となった開かれた社会福祉施設等という基本的方向性は維持。	

【検討経過】

- 第1回(8月10日):検討会の開催、論点、当面のスケジュール 等
- 第2回(8月19日):意見交換 等
- 第3回(8月30日):意見交換 等
- 第4回(9月8日):意見交換 等
- 第5回(9月20日):再発防止策 等
- 第6回(10月13日):再発防止策 等
- 第7回(10月31日):再発防止策のとりまとめに向けた関係団体のヒアリング
- 第8回(11月14日):再発防止策のとりまとめに向けた意見交換

➤ 2016.12.6 障害者優先調達推進法に基づく国等の調達実績(平成27年度):公表

- ▶ 厚生労働省は、国等における障害者就労施設等からの平成27年度の調達実績をとりまとめ公表した。平成27年度の調達実績は、平成26年度と比べ約5.98億円の増加であった。

《障害者就労施設等からの調達実績(平成27年度)》

- 障害者就労施設等からの物品の調達額は約30億円であり、品目としては小物雑貨の金額が大きい。
- 役務の調達額は約127億円であり、品目としては清掃・施設管理の金額が大きい。

府省庁名	平成26年度		平成27年度		前年度比	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
各府省庁	4,491	6.38億円	4,878	6.44億円	387	0.06億円
独立行政法人等	4,474	8.24億円	5,052	9.96億円	578	1.72億円
都道府県	18,368	25.91億円	21,537	26.71億円	3,169	0.80億円
市町村	57,974	106.05億円	68,613	110.57億円	10,639	4.52億円
地方独立行政法人	3,751	4.67億円	2,783	3.55億円	▲968	▲1.12億円
合計	89,058	151.25億円	102,863	157.23億円	13,805	5.98億円

➤ 2016.11.11 社会保障審議会障害者部会(第82回):障害福祉計画等

- ▶ 平成30年度の次期計画の策定に向けて、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し等の関連で計画の成果目標と活動指標等について議論した。また、障害児福祉計画に係る基本指針のポイント(案)が示され議論した。

《概要》

1. 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標(案)と活動指標(案)

(1)施設入所者の地域生活への移行

【施設入所者の地域生活移行者数】

○平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

【施設入所者数の削減】

○平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とする。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

②市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

③精神病床における1年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満)

④精神病床における早期退院率(入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率)

(3)障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

○平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数】

●平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の●(※検討中)倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。

【就労移行支援の利用者数】

○福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数(サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者)が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。

【就労移行支援の事業所ごとの移行率】

○就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。

【就労定着支援による職場定着率】 ※就労定着支援の創設

○各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。※また、同事業の効果を検討するため、今後、長期的な定着率も集計することも検討。

(5)障害児支援の提供体制の整備等

【障害児に対する重層的な地域支援体制の構築】

○児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。

○地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村(又は圏域)に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【医療的ニーズへの対応】

○重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で確保することもできるものとする。

○医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。

【放課後等デイサービスの質の向上】

●放課後等デイサービスの質の向上を図るため、平成 27 年 4 月に策定した放課後等デイサービスガイドラインを活用した成果目標について検討する。

(6)活動指標の全体像

●サービスの量を見込むに当たっては、長期入院患者の地域移行のニーズを踏まえて見込むこととし、実績については障害種別ごとに把握することとしてはどうか。

【発達障害者支援の一層の充実・活動指標案】

- ・発達障害者地域支援協議会の開催回数
- ・発達障害者支援センターの相談件数
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数

➤ 2016.11.11 これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

- ▶ 厚生労働省は、改正精神保健福祉法の附則における施行後 3 年(平成 29 年 4 月)の検討・措置規定とともに、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」(平成 26 年 7 月、以下「方向性」)を踏まえた精神科医療の在り方の更なる検討を行うため検討会を設置・開催している。
- ▶ 検討事項としては、改正精神保健福祉法の附則に盛り込まれている、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置のあり方と精神科病院に係る入院中の処遇等とともに、「方向性」を踏まえた精神科医療のあり方を含め、精神保健医療福祉のあり方が掲げられている。
- ▶ 検討会のもとに、①医療保護入院等のあり方分科会、②新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会を設置して議論を進め、分科会における議論の整理を経て、意見のとりまとめを行う予定である。
- ▶ 第 4 回の検討会では、「新たな地域精神保健医療体制の在り方についての論点整理」を確認するとともに、医療保護入院等の在り方に関するとりまとめに向けた議論を行った。

＜概要：新たな地域精神保健医療体制の在り方についての論点整理＞

※第4回検討会(平成28年11月11日)資料より抜粋

1. 精神障害者を地域で支える医療の在り方について

(対応の方向性)

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを理念として明確にすべきである。また、医療と福祉等の様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、障害保健福祉圏域ごとに都道府県・保健所・市町村等の重層的な役割分担・協働を推進する方策を検討すべきである。
- 精神障害者に対する包括的支援マネジメントの運用の実態を分析しながら、多職種で効果的かつ効率的に活用できる包括的支援マネジメント手法を開発する研究を推し進めるべきである。
- 多職種を雇用し、デイケア、訪問看護、アウトリーチ等を実践している精神科医療機関の実態を分析しながら、効果的かつ効率的な地域精神保健医療を提供し、かつ地域に責任をもって対応している精神科医療機関を拡充する方策を検討すべきである。この際、精神科医療機関と自治体との連携のあり方についても検討すべきである。

2. 多様な精神疾患等に対応できる医療体制の在り方について

(対応の方向性)

- 医療計画においても、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神保健医療・一般医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを理念として明確にすべきである。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、障害福祉計画に基づき、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築すべきである。また、医療計画に基づき、精神医療圏ごとの医療関係者等による協議の場を通じて、圏域内の病院・病院間連携及び病院・診療所間連携の深化を図るべきである。
- 多様な精神疾患等に対応できる医療提供体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担・連携を推進できるよう、医療計画に基づき、都道府県ごとの医療関係者等による協議の場を通じて、各医療機関の医療機能を明確化すべきである。

3. 精神病床のさらなる機能分化について

(対応の方向性)

- 「重度かつ慢性」に関する研究班の実施した全国調査では、1年以上の長期入院精神障害者(認知症を除く)のうち約6割が当該基準に該当することが明らかとなった。これにより、1年以上の長期入院精神障害者(認知症を除く)のうち約4割は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、入院から地域生活への移行が可能であると示唆された。このような研究成果等を踏まえて、平成32年度末・平成37年(2025年)の精神病床における入院需要(患者数)及び、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)の目標を明確にした上で、計画的に基盤整備を推し進める方策を検討すべきである。あわせて、医療計画における精神病床の基準病床の算定式との整合性を検討すべきである。
- より速やかに地域の実態を把握できるように、精神保健福祉資料(630調査)の改善を図るとともに、レセプト情報等データベース等を用いて、新たな指標を設定すべきである。

○「重度かつ慢性」については、厚生労働科学研究において策定された基準案を医学的評価尺度の一つとして活用すべきである。「重度かつ慢性」に該当する精神障害者が、地域生活できるように、研究を推し進めるべきである。

＜検討経過＞

【これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会】

第1回(1月7日):検討会の設置、検討事項について協議。分科会の設置を確認

第2回(2月25日):関係者ヒアリング

第3回(9月30日):「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止検討チーム」の中間とりまとめ、各分科会における論点整理等について

【医療保護入院等のあり方分科会】

第1回(3月11日):分科会の検討事項及び検討課題の現状等を確認。「医療保護入院における移送及び入院の手続等の在り方」及び「医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方」について議論

第2回(4月28日):「入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方」について議論

第3回(6月29日):「医療保護入院のあり方」について議論

第4回(7月21日):今後議論すべき論点

1. 医療保護入院制度についてどのように考えるか
2. 医療保護入院の同意のあり方についてどのように考えるか
3. 医療保護入院の必要性・妥当性をどのように審査すべきか
4. 移送を含む医療へのアクセスを確保するための手段について、どのように考えるか
5. 入院中の患者の意思決定支援について、いわゆる「代弁者」のあり方も含めどのように考えるか

【新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会】

第1回(3月29日):分科会の検討事項及び検討課題の現状等を確認。「精神病床のさらなる機能分化」、「精神障害者を地域で支える医療の在り方」及び「多様な精神疾患等に対応できる医療体制の在り方」について議論

第2回(4月22日):関係者ヒアリング

第3回(5月27日): //

第4回(6月29日): //

第5回(7月15日):今後議論すべき論点

* 相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=373375>

* 障害者優先調達推進法の関連情報 ※厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000052423.html>

* 社会保障審議会障害者部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126730>

* これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=321418>

8. 子ども・家庭福祉

《直近の動向》

➤ 2016.12.21 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等の開催

- ▶ 厚生労働省は、児童福祉法の改正(平成 28 年 5 月 27 日)等を踏まえ、新たな社会的養育のあり方、児童相談所等の専門性の強化、市区町村の支援業務のあり方、児童虐待対応における司法関与と特別養子縁組制度の利用促進のあり方等の検討を行うための検討会を設置・開催している。
- ▶ 新たな社会的養育の在り方に関する検討会(第 6 回/11 月 30 日)では、関係団体等のヒアリングと各検討会・WG の開催状況の確認とともに、個別論点についての議論を引き続き行った。

《概要》

1. 新たな社会的養育の在り方に関する検討会

(1)趣旨

- 改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰しつつ、新たな社会的養育の在り方の検討を行うこととし、併せて、これを踏まえ「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)を全面的に見直す。

(2)主な検討事項

- 次に掲げる事項を含め、社会的養育の在るべき姿を検討。「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)を全面的に見直すことにより、新たな社会的養育の在り方を示す。
 - ①改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰
 - ②改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
 - ③②を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿
 - ④里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
 - ⑤②～④を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方
 - ⑥児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる 18 歳以上(年齢延長の場合は 20 歳)の者に対する支援の在り方

(3)議論の経過

- 第 1 回(7 月 29 日):改正法施行のロードマップと進捗の確認、「社会的養育」の議論のポイント等
- 第 2 回(9 月 19 日):法改正後の進捗状況等の確認、関係団体ヒアリング※
※全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会 等
- 第 3 回(10 月 7 日):個別の論点に関する議論、関係団体等からのヒアリング※
※全国保育協議会 等
- 第 4 回(10 月 21 日):社会的養護に関する議論、関係団体等からのヒアリング
- 第 5 回(11 月 18 日):各検討会・WG の開催状況、法改正後の進捗状況、個別論点に関する議論

2. 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

(1)趣旨

- 改正児童福祉法では児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方に

ついて検討し、必要な措置を講ずることとされており、また、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討し、必要な措置を講ずることとされている。同様の内容が「ニッポン一億総活躍プラン」においても位置付けられている。これらを踏まえ、各事項について調査・検討を行うため開催する。

(2)主な検討事項

- ①要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方
- ②児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方

(3)議論の経過

- 第1回(7月25日):検討会の開催について、意見交換
- 第2回(8月31日):関係者・有識者からのヒアリング等
- 第3回(9月26日):個別論点(司法関与)に関する意見交換
- 第4回(10月14日):〃
- 第5回(10月31日):〃
- 第6回(11月14日):〃
- 第7回(11月28日):これまでの議論の整理案
- 第8回(12月12日):〃

3. 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ

(1)趣旨

- 改正児童福祉法を踏まえ、児童福祉司等に義務付ける研修の内容・実施体制等について構築するためのワーキンググループを開催し、国の基準に適合する実際の研修のガイドライン、カリキュラム等を定め、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行う。

(2)主な検討事項

- ①平成29年4月1日の改正法施行に向け、優先的に検討を進めることが必要な事項

◇地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証

◇以下の者が受講する研修又は任用前講習会のガイドラインの策定等※

- ・スーパーバイザーを含む児童福祉司
- ・社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用する場合の者
- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職

※研修科目・時間(講義・実習)、保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準、研修の実施体制、研修方法などの策定

- ②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項

◇児童相談所の体制強化(専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方等)に向けた更なる方策

◇児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策(専門性を担保するための資格に関する検討を含む)

◇研修の実施体制、研修方法の充実・向上について

(3)議論の経過

- 第1回(7月29日):ワーキンググループの開催について、意見交換
- 第2回(9月2日):児童福祉司任用後研修、同スーパーバイザー研修、同任用前講習会等
- 第3回(10月7日):〃、要保護児童対策調整機関の専門職の研修等
- 第4回(12月9日):研修カリキュラム(案)、児童相談所等の専門性の向上等(課題の整理)

4. 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ

(1)趣旨

- 改正児童福祉法では、基礎的な地方公共団体である市区町村の責務として、身近な場所における支援業務を適切に行うことが明示され、施設入所等に至らなかった児童への在宅支援を中心とした、身近な場所で児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることとされている。改正児童福祉法を踏まえた市区町村の支援業務の具体的な内容やあり方等について検討を行う。

(2)主な検討事項

- ①市区町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策
- ②市区町村が虐待対応の具体的な支援業務(要支援児童等の情報提供、児童相談所からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等)を適切に行うために必要な支援方策(ガイドライン)や専門人材の養成及び確保方策
- ③要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化
- ④市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方

(3)議論の経過

- 第1回(8月8日):ワーキンググループの開催等について、意見交換
- 第2回(9月16日):今後の進め方等、論点整理の確認、支援拠点の機能に関する意見交換
- 第3回(10月21日):運営指針(たたき台)、意見交換
- 第4回(11月30日):運営指針(素案)、ガイドライン検討事項骨子(案)等
- 第5回(12月21日):運営指針(案)、ガイドライン(たたき台)

➤ 2016.12.19 保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議:とりまとめ

- ▶ 厚生労働省は、「ニッポン一億総活躍プラン」等を踏まえて、保育士が職務内容に応じた専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、保育士のキャリアアップにつながる研修体系や研修システムの構築について検討するための調査研究事業(調査研究協力者会議)を進めている。
- ▶ 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、「キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う」こととされている。
- ▶ また、「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ」(平成28年8月2日社会保障審議会児童部会保育専門委員会)においても、職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実を図ることが課題とされている。
- ▶ 調査研究では、①保育士のキャリアパスや研修体系に関する先行研究・都道府県等における先行事例の調査・収集、②有識者や関係団体等で構成する調査研究協力者会議を開催し、保育士のキャリアパスを構築するための研修体系及び研修実施体制について検討している。また、最終まとめで踏

まえたシンポジウムの開催する予定である。

- ▶ 第1回(10月11日)と第2回(10月30日)が開催され、第3回(11月24日)に研修体系についての中間的な取りまとめを行った。その後、第4回において最終とりまとめの議論を行った。

《最終とりまとめ(案)・概要》

一般から中堅の保育士を対象とした地方公共団体や保育団体が実施する研修について、保育現場で必要な専門性や研修事例等を踏まえつつ、保育士のキャリアパスを見据えて、リーダー的な役割を求められる職員への研修として体系化する方向での議論を行い、取りまとめを行った。

保育士キャリアアップ研修(仮称)

【研修分野】

- 保育現場において専門的な対応が求められている分野としては、①「乳児保育」、②「幼児教育」、③「障害児保育」、④「食育・アレルギー対応」、⑤「保健衛生・安全対策」、⑥「保護者支援・子育て支援」の6分野が考えられ、これらの分野におけるリーダー的職員の育成のための研修が必要
- リーダー的職員としての一定の経験を経て、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場の保育士に対しては、⑦「マネジメントやリーダーシップ」に関する研修が必要
- 専門的な分野別の研修とは別に、保育所における実習経験の少ない保育士試験合格者や潜在保育士が受講できるような⑧「保育実践」の研修を設けることも考えられる

【研修時間】

- 研修の時間数については、現在、都道府県で実施されている中堅保育士に対する研修の時間数等を踏まえると、上記8分野それぞれ15時間程度(2日～3日程度)を目安とすることが適当

【研修実施方法】

- 研修を段階化し、標準的な内容の研修のほか、より高度な内容の研修を設けることも考えられる

【研修実施主体】

- 広域的に実施する必要があるため、原則、都道府県とすることが適当。
- 多くの受講ニーズに対応するためには、都道府県が適当と認める団体に委託する方法のほか、保育団体や保育士養成施設、市町村が実施する研修を都道府県が認定する方法等も検討
- 都道府県が委託又は指定を行う場合のガイドライン等を国が定める。

【研修機会の保障】

- 「保育士キャリアアップ研修(仮称)」の創設にあたっては、研修機会を保障するため、必要な環境整備を行うことが必要

【その他】

- 将来的には、特定の分野について、保育士のより高度な専門性が評価される仕組みを検討することが必要
- キャリアパスと研修体系の構築は、保育士が職場に定着しやすい環境整備となるほか、身に付けた技能が評価されることにより、人材交流の活性化による多様なキャリア形成や離職した後の職場復帰の促進等でも有効

- 今回のキャリアパスと研修体系の構築については、新たな取組であることから、数年後に検証を行うことが必要。その際、研修修了後の取扱いを検討することも考えられる。
- 今回の議論は、初任後から中堅までの職員を対象としたものであることから、今後、初任者から主任保育士、園長までの全体の研修体系の検証を行うことも考えられる。

➤ 2016.12.9 子供の貧困対策に関する有識者会議(第2回)

- ▶ 子供の貧困対策に関する大綱における重点分野として、①教育の支援、②保護者に対する就労の支援について議論した。また、ひとり親家庭の生活状況に関する調査について確認した。

➤ 2016.12.5 子ども・子育て会議(第29回)・基準検討部会(第32回)合同会議:処遇改善等

- ▶ 地方分権提案募集に係る処遇改善等加算の認定等について協議した。また、保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計や平成29年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の状況等について報告された。
- ▶ 地方分権提案については、①施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市へ移譲すること、②幼保連携型以外の認定こども園の認定権限の指定都市へ移譲すること、を対応方針とした。
- ▶ 認定こども園に関する情報提供等の権限移譲の提案に関して、認定こども園の変更届の一部と運営状況の報告の移譲については、指定都市等の認可・認定をした自治体へ届出を行うこととするが、認定こども園に関する情報提供の指定都市・中核市への移譲については都道府県に存置することが対応方針とされた。

《保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計・概要》

I 調査の概要

1. 目的:本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の記載等を踏まえ、保育所等の給与実態等を把握し、これまで行ってきた処遇改善策の効果の検証等を行うもの。
2. 調査対象:保育所、幼稚園(※)、認定こども園等
(※)私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみ
3. 抽出方法 層化無作為抽出法により抽出
4. 調査項目:
 - ①保育所等の職員の配置・給与の状況
 - ②保育所等の職員の処遇改善の状況(給与の年度間比較)等
5. 回収状況(10月21日時点) 単位:か所

	実態調査			処遇改善調査		
	調査客対数	回収数	回収率	調査客対数	回収数	回収率
保育所	9,332	3,642	39.0%	9,363	3,522	37.6%
幼稚園	2,081	809	38.9%	2,071	887	42.8%
認定こども園	1,310	470	35.9%	1,313	455	34.7%

※実態調査:保育所等の職員の配置・給与の状況について平成28年3月時点で調査

※処遇改善調査:保育所等に在籍する職員のうち、24年度末(幼稚園等は26年度末)と27年度末ともに在籍している職員の賃金の状況について調査

II 中間集計の概要

1. 職種別職員1人当たり給与月額

(1) 保育所

○保育士(常勤)の1人当たり給与(賞与込み)は、私立保育所が月額 26 万 3,513 円(平均勤続年数 9.6 年)、公立保育所が月額 28 万 6,911 円(平均勤続年数 10.1 年)となっている。

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算 人員	1人当たり 給与	平均 勤続 年数	換算 人員	1人当たり 給与	平均 勤続 年数	換算 人員	1人当たり 給与	平均 勤続 年数	換算 人員	1人当たり 給与	平均 勤続 年数
	人	円	年	人	円	年	人	円	年	人	円	年
1 施設長	1.0	523,885	25.3	0.0	280,326	10.3	1.0	513,178	27.5	0.0	213,713	3.8
2 保育士	12.5	263,513	9.6	2.7	152,842	7.0	11.0	286,911	10.1	2.3	152,188	5.1
3 主任保育士	1.0	374,449	19.8	0.0	83,662	16.0	1.0	442,686	21.7	0.0	175,924	12.3
4 保育補助者	0.2	194,137	3.6	0.5	147,948	4.8	0.2	182,890	6.0	0.6	151,985	3.9
5 調理員	1.5	245,005	9.4	0.6	143,745	5.6	1.3	268,535	11.0	0.5	138,108	4.9
6 栄養士	0.4	289,324	8.2	0.0	153,083	2.2	0.2	328,602	8.9	0.1	184,606	3.5
7 看護師(保健師・助産師)・准看護師	0.3	299,808	9.4	0.1	185,983	5.2	0.2	301,458	9.5	0.0	168,908	5.3
8 うち、保育業務従事者	0.1	298,636	11.7	0.0	157,802	4.3	0.1	288,095	9.2	0.0	138,442	2.1
9 事務職員	0.6	306,353	10.3	0.1	155,063	6.4	0.1	320,496	7.9	0.0	143,370	3.2
10 その他	0.2	324,280	14.0	0.2	124,741	6.1	0.2	259,087	11.5	0.2	141,872	4.5
施設数	627か所						209か所					

(2) 幼稚園

○教諭等(常勤)の1人当たり給与(賞与込み)は、私立幼稚園が月額 22 万 1,829 円(平均勤続年数 9.2 年)、公立幼稚園が月額 32 万 6,034 円(平均勤続年数 10.1 年)となっている。

※新制度に移行した私立幼稚園は、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要。

(有効回答数(57 か所)の属性:平均利用定員 104 人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度)

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算 人員	1人当たり 給与	平均 勤続 年数	換算 人員	1人当たり 給与	平均 勤続 年数	換算 人員	1人当たり 給与	平均 勤続 年数	換算 人員	1人当たり 給与	平均 勤続 年数
	人	円	年	人	円	年	人	円	年	人	円	年
1 園長	0.9	425,058	21.0	0.1	105,050	9.8	0.8	491,583	28.9	0.2	171,542	11.3
2 副園長・教頭	0.6	327,441	19.4	0.0	150,000	1.0	0.3	494,121	24.5	0.0	-	-
3 教諭・助教諭・講師等	6.2	221,829	9.2	1.0	132,148	7.3	3.6	326,034	10.1	1.0	141,021	5.8
4 主幹教諭(指導教諭を含む)	0.5	301,214	18.9	0.0	-	-	0.3	459,298	20.4	0.0	-	-
5 事務職員	0.7	258,337	13.7	0.2	125,675	11.0	0.0	195,851	8.4	0.0	96,957	2.0
6 教育補助者 (幼稚園教諭免許を有しない者)	0.1	167,274	1.5	0.3	108,035	5.9	0.1	155,034	3.1	0.1	98,813	2.5
7 調理員	0.1	137,478	8.0	0.1	131,216	9.4	0.0	225,524	13.7	0.0	128,100	3.0
8 栄養教諭・学校栄養職員・栄養士	0.0	267,140	1.0	0.0	-	-	0.0	635,105	29.0	0.0	-	-
9 バス運転手	0.4	203,860	13.4	0.4	139,564	6.6	0.0	-	-	0.0	140,000	2.8
10 療育支援補助者	0.0	93,264	2.0	0.0	-	-	0.0	146,180	4.2	0.1	88,491	3.9
11 養護教諭・養護助教諭	0.0	-	-	0.0	5,000	2.0	0.1	277,713	7.6	0.0	191,520	2.0
12 その他	0.1	188,605	2.8	0.1	101,952	1.4	0.2	240,501	9.8	0.1	125,236	5.6
施設数	57か所						117か所					

(3) 認定こども園

○保育教諭等(常勤)の1人当たり給与(賞与込み)は、私立認定こども園が月額 22 万 8,063 円(平均勤続年数 9.5 年)、公立認定こども園が月額 29 万 770 円(平均勤続年数 12.9 年)となっている。

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算 人員	1人当たり 給与	平均 勤続 年数	換算 人員	1人当たり 給与	平均 勤続 年数	換算 人員	1人当たり 給与	平均 勤続 年数	換算 人員	1人当たり 給与	平均 勤続 年数
	人	円	年	人	円	年	人	円	年	人	円	年
1 園長(施設長)	1.0	395,914	22.7	0.0	460,277	19.8	1.0	511,437	29.2	0.0	-	-
2 副園長・教頭	0.6	364,516	28.5	0.0	250,959	2.9	0.7	376,891	26.6	0.0	-	-
3 保育教諭・助保育教諭・講師等	8.5	228,063	9.5	2.2	115,214	5.0	16.3	290,770	12.9	2.6	157,239	2.3
4 主幹保育教諭・指導保育教諭等	1.2	290,599	19.7	0.0	112,137	2.6	0.6	546,703	27.5	0.0	-	-
5 調理員	0.6	180,544	6.6	0.4	125,010	3.5	1.3	243,912	16.1	0.5	143,755	1.2
6 栄養教諭・栄養士(5に含まれる者を除く)	0.4	200,206	5.7	0.0	97,700	3.3	0.1	381,579	6.2	0.0	170,996	3.8
7 事務職員	0.8	256,546	7.9	0.3	94,925	1.1	0.3	353,919	14.5	0.0	142,960	3.0
8 その他	0.4	248,878	7.5	0.7	121,394	4.8	1.6	233,191	6.9	0.7	135,941	6.7
施設数	112か所						11か所					

2. 職種別職員の賃金改善状況

(1) 保育所＜私立保育所＞

○全体(「基本給及び手当」+「一時金/12」)の改善率は、7%以上となっている。

○全職種において、「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている。

	集計 人数	平均 年齢	平均 勤続 年数	私立(常勤+非常勤)											
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+ 「一時金/12」			
				24年度	27年度	差引	改善率	24年度	27年度	差引	改善率	24年度	27年度	差引	改善率
	人	歳	年	円	円	円		円	円	円		円	円	円	
1 施設長	738	60.2	27.0	403,648	425,345	21,697	5.4%	1,269,889	1,438,607	168,718	13.3%	509,472	545,229	35,757	7.0%
2 保育士	7,924	36.5	12.6	208,064	226,680	18,615	8.9%	559,435	768,912	209,477	37.4%	254,684	290,756	36,072	14.2%
3 主任保育士	739	50.2	25.7	292,068	318,557	26,490	9.1%	884,887	1,119,337	234,450	26.5%	365,808	411,835	46,027	12.6%
4 保育補助者	38	48.6	10.8	174,315	183,837	9,523	5.5%	313,568	529,843	216,275	69.0%	200,445	227,991	27,546	13.7%
5 調理員	629	44.7	13.2	193,053	208,044	14,991	7.8%	553,488	699,846	146,358	26.4%	239,177	266,364	27,188	11.4%
6 栄養士	296	37.2	12.4	231,578	250,440	18,861	8.1%	664,136	884,442	220,306	33.2%	286,923	324,143	37,220	13.0%
7 看護師(保健師・助産師)・准看護師	148	47.0	14.1	241,293	250,187	8,894	3.7%	678,396	861,272	182,877	27.0%	297,826	321,960	24,134	8.1%
8 事務職員	338	48.0	13.4	233,071	254,486	21,416	9.2%	748,162	972,459	224,297	30.0%	295,417	335,525	40,107	13.6%
9 その他	102	53.8	15.7	265,095	291,574	26,480	10.0%	599,289	753,876	154,586	25.8%	315,035	354,297	39,262	12.5%
合計	10,952	40.7	14.8	231,079	250,349	19,270	8.3%	649,473	853,253	203,780	31.4%	285,202	321,453	36,251	12.7%

(2) 幼稚園＜私立幼稚園＞

○教諭などの全体(「基本給及び手当」+「一時金/12」)の改善率は、7%以上となっている。

○「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている。

※新制度に移行した私立幼稚園は、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要。

(有効回答数(99 か所)の属性:平均利用定員 104 人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度)

(3) 認定こども園＜私立認定こども園＞

○保育教諭などの全体(「基本給及び手当」+「一時金/12」)の改善率は、7%以上となっている。

○「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている。

➤ 2016.11.29 保育所等利用待機児童数調査に関する検討会

- ▶ 待機児童数については、国が定めた基準に基づき、保育の実施主体である各市区町村が個別の状況を踏まえて把握しているところであるが、特定の保育園を希望する者などの取扱いについて、市区町村ごとに異なるとの指摘もある。このため、厚生労働省は、保育所等利用待機児童数調査に関する検討を行うための検討会を設置・開催した。

- ▶ 主な検討事項は、特定の保育園を希望する者などの取扱いについてとされており、検討会での議論とともに自治体ヒアリング、意見募集等を行いながらとりまとめを行う予定である。
- ▶ 第 2 回では、保育所等利用待機児童調査について、自治体ヒアリング等を踏まえて検討した。
- ▶ 具体的には、待機児童数の調査における「求職活動休止」、「特定園希望」(他に利用可能な保育所等、特定の保育所等を希望、私的な理由)、「育児休業中」それぞれの取扱いについて、自治体の取扱い例等をもとに議論した。

《議論の経過》

- 第 1 回(9 月 15 日):特定の保育園を希望する者などの取扱いの現状と課題、自治体(川崎市)のヒアリング

➤ 2016.11.24 社会保障審議会児童部会保育専門委員会(第 9 回):保育所保育指針の改定

- ▶ 厚生労働省は、保育所保育指針の改定に向けて、社会保障審議会児童部会に保育専門委員会を設置した(第 1 回会議は、平成 27 年 12 月 4 日開催)。
- ▶ 平成 20 年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化(子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等)や文部科学省における幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等を踏まえ検討を進める。今後、月 1 回程度開催することとし、検討期間は概ね 1 年程度が予定されている。
- ▶ 8 月 8 日に「中間とりまとめ」を公表し、今後、更に内容の充実が必要な点などについて検討を進め、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の検討の状況も踏まえつつ、本年末を目途に、最終的な報告をとりまとめる。その後、平成 28 年度内に大臣告示、1 年間の周知期間において、平成 30 年度から施行予定である。
- ▶ 中間とりまとめ後初となる会議を開催し、保育所保育指針の改定に向けた議論を再開した。

《中間とりまとめ・概要》

背景(保育をめぐる近年の状況)

- 現行の指針は平成 20 年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ改定について検討。
 - ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成 27 年 4 月)
 - ・ 0～2 歳児を中心とした保育所利用児童数の増加(1・2 歳児保育所等利用率 27.6%(H20)→38.1%(H27))
 - ・ 子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加(42,664 件(H20)→88,931 件(H26)) 等

1. 保育所保育指針の改定の方向性

(1)乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2 歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3 歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。(発達の特徴と合わせて保育内容を記載、養護の理念を総則で重点的に記載)

(2)保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までには育ってほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

(3)子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

(4)保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。

(5)職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し

第1章 総則	①保育の基本及び目標、②養護の理念、③保育の計画及び評価
第2章 保育の内容	①乳児保育に関わるねらい及び内容、②1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容、③3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容(5領域)、④幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、⑤保育の実施上の配慮事項
第3章 健康及び安全	①子どもの健康支援、②環境及び衛生管理並びに安全管理、③食育の推進、④災害への備え
第4章 子育て支援	①子育て支援の基本、②保護者に対する子育て支援、③地域における子育て支援
第5章 職員の資質向上	①職員の資質向上に関する基本、②施設長の責務、③職員の研修等、④実施体制等

3. その他の課題

(1)小規模保育、家庭的保育等への対応

保育指針が準用されることを想定して、記載を工夫。

(2)周知に向けた取組

保育指針の趣旨・内容が関係者に理解されるよう、解説書を作成。

(3)保育の質の向上に向けて

改定が保育の質向上の契機となり、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながることが重要。

《議論の経過》

- 第2回(1月7日)…乳児保育、3歳未満児の保育について
- 第3回(2月16日)…健康及び安全等について
- 第4回(3月29日)…保護者支援、職員の資質の向上についての協議とともに、関係団体のヒアリングを実施
- 第5回(4月27日)…3歳以上児の保育、全体の構成、総則について
- 第6回(5月10日)…関係団体ヒアリングとともに、中間まとめの構成(案)
- 第7回(5月31日)…中間まとめ骨子(たたき台)について
- 第8回(8月2日)…中間まとめ(案)について

《検討課題(例):第1回検討会の資料より抜粋》

- 子ども・子育て支援新制度の施行等に伴う、保育をめぐる環境の変化(利用児童数の増加、小規模保育等の多様な保育機会の充実等)を踏まえ、全般的にどのような見直しを行うか。
- 乳児保育、3歳未満児保育に関して、この時期の発達の特性を踏まえつつ、どのように内容を充実する

か。 ○幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた保育の在り方の検討と、目標に向けた保育課程、指導計画、自己評価をどのように確立するか。 ○養護、健康及び安全に関して、どのように記載を整理し、内容を充実するか。 ○虐待防止に関する内容を含め、保護者支援に関する内容をどのように充実するか。
➤ 2016.11.15 保育士養成課程等検討会(第5回):WGの設置等
▶ 保育士養成等に係る課題について、山積する課題について速やかに対応していく必要があるため、検討会での議論に資するための各課題に関する論点整理及び対応の方向性等の検討を行うことを目的としたワーキンググループを検討会の下に設置することを確認した。 ▶ また、保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめと保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議における議論の中間的な取りまとめについて報告がなされた。
➤ 2016.10.5 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会(第6回)
▶ 内閣府は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂等のための検討の開始にともない、両者との内容の整合性を図る観点から、教育・保育要領の改訂検討を行うための検討会を設置・開催している。 ▶ 中央教育審議会及び社会保障審議会における教育及び保育に関する審議と整合性をとりつつ、現行の教育・保育要領の改訂すべき事項等を明らかにすること検討事項としている。検討会の意見を踏まえ、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の3府省により、新たな教育・保育要領に向けた改訂作業が進められる。平成28年10月初旬までに検討会としてのとりまとめを行う予定である。 ▶ 第6回会議では、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ(案)をもとにとりまとめに向けた議論を行った。 ▶ 今後、中央教育審議会・社会保障審議会における議論との整合性を確保しつつ、具体的な改訂案をまとめ、平成28年度内に大臣告示、1年の周知期間をおいて平成30年度から施行予定である。
《議論の経過》 ○第1回(6月6日):検討会の開催、今後のスケジュール等について ○第2回(7月6日):認定こども園関係の委員からのヒアリング ○第3回(8月2日):在園時間が異なる多様な園児がいることへの配慮、2歳児から3歳児への移行にあたっての配慮、子育ての支援等 ○第4回(8月30日):審議のまとめ(素案) ○第5回(9月16日):審議のまとめ(案) ○第6回(10月5日):審議のまとめ案
《審議のまとめ(案):概要》 序 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に向けて I. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂の方向性 1. 幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定の方向性との整合性 (1)幼稚園教育要領の主な改訂の方向性 (2)保育所保育指針の主な改定の方向性

2. 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の充実

- (1)在園時間や日数が異なる多様な園児がいることへの配慮について
- (2)2 歳児から 3 歳児への移行に当たっての配慮について
- (3)子育ての支援に当たっての配慮について

II. 改訂の方向性を踏まえた構成の見直し

1. 見直しの方向性

2. 具体的な章構成(案)

第 1 章 総則	①幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標 ②教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成 ③幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項
第 2 章 ねらい及び内容 並びに幼児期の終わりま でに育ってほしい姿	①ねらい及び内容(乳児期の園児の保育、満1歳以上満3歳未満の園 児の保育に関わるねらい及び内容、満3歳以上の園児の教育及び 保育) ②幼児期の終わりまでに育ってほしい姿
第 3 章 健康及び安全	①健康支援 ②環境及び衛生管理並びに安全管理 ③食育の推進 ④災害への備え
第 4 章 子育ての支援	①子育ての支援の基本 ②保護者に対する子育ての支援 ③地域における子育ての支援

III. その他の課題

* 新たな社会的養護の在り方に関する検討会等

○ 新たな社会的養護の在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=370523>

○ 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=368216>

○ 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=371970>

○ 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=371971>

* 子供の貧困対策に関する有識者会議

<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/yuushikisya/index.html>

* 子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html#kodomo_kosodate

* 保育所等利用待機児童数調査に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=383018>

* 社会保障審議会児童部会保育専門委員会／保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=314168>

* 保育士養成課程等検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=275096>

* 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/kentoukai.html>

9. 生活困窮・生活保護

《直近の動向》

➤ 2016.12.19 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

- ▶ 生活困窮者自立支援法の附則に基づき、「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月24日)においては「2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)」とされている。
- ▶ 厚生労働省は、社会保障審議会での議論の前段として、今後の生活困窮者自立支援のあり方等について論点整理を行うための検討会(座長:)を設置・開催している。
- ▶ 生活困窮者自立支援法の施行上の課題を中心に、今後の生活困窮者自立支援のあり方等に関して検討し、論点の整理を行う。なお、検討会では、一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会での議論を念頭に置きつつ検討を進めるとしている。
- ▶ 自立相談支援事業については、広く相談を受けとめるための関係機関との連携の実態、潜在的な支援ニーズ等が論点とされている。また、就労支援については、ニーズにそった事業体系となっているか、また、自立支援と地域づくりの両面からの事業の効果と課題等が議論されている。
- ▶ 第5回会議では、前回までの指摘事項とともに、生活福祉資金、生活保護との関係、都道府県の役割と市町村部の支援のあり方、地域づくりについて協議した。また、地域力検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の状況について報告された。

《議論の経過》

- 第1回(10月6日):座長の選任(宮本 太郎 中央大学 教授)、生活困窮者自立支援法の施行状況
- 第2回(10月24日):自立相談支援事業、就労支援
- 第3回(11月14日):家計相談支援事業、貧困の連鎖防止(子どもの学習支援事業等)、
住居確保給付金、一時生活支援事業
- 第4回(12月1日):高齢者に対する支援、社会福祉法人の役割、人材養成研修 等

《生活困窮者自立支援法の施行に関して聞かれる主な意見:第1回検討会資料より抜粋》

※生活困窮者自立支援制度ブロック会議等の自治体との会議や意見交換、制度創設に当たっての議論に参画いただいた学識者・支援現場の実践者等との意見交換を通じて、厚生労働省生活困窮者自立支援室がお聞きしている主なご意見をまとめたもの。

1. 自立相談支援事業のあり方・全体

- 制度施行により、これまで相談先のなかった生活困窮者の相談を受け止めることができるようになったが、生活困窮者は孤立していることも多いため、自立相談支援機関は「待ちの姿勢」ではなくより積極的に支援を届けるよう取り組むべきではないか。
- 自立相談支援機関と自治体の他制度窓口や地域などとの関係づくりを通して、支援を要する人に自立相談支援機関が周知・案内されて相談につながる取組が広がってきている。こうした自立相談支援事業と関係機関・地域との「顔の見える関係」を深めていくことが必要ではないか。

- 対象者が生活困窮者であるか、生活保護受給者であるかにより法体系を分けているが、対象者の立場からすれば両者は連続的な状態像である。施行現場において、円滑な支援ができていないか。
- 制度施行により、実施主体には必ず自立相談支援機関が置かれ、生活困窮者の相談を受ける体制が整ったが、体制整備や取組を強化する自治体とそうでない自治体のばらつきが出てきているのではないか。

2. 就労支援のあり方

- 生活困窮者は就労を制約する本人、家族等の様々な事情があることが多く、対象者に応じて求人内容をアレンジする等オーダーメイド方式での就労支援が必要ではないか。ハローワークの就労支援ナビゲーターの支援効果は高く、それを充実しつつも、自治体が地方版ハローワークを活用して取り組むとよいのではないか。
- 就労準備支援事業を実施していない自治体においては、自立相談支援事業の中で類似の支援をしているが、これは就労準備支援事業を必要とする相談者はどこにでもいることを示しているのではないか。
- 就労準備支援事業の利用者が少ないが、自立相談支援事業との連携を相談初期段階から密にすることにより、利用促進が図れるのではないか。また、資産収入要件や支援利用中の経済的な支援については、支援を要する人が利用できるあり方にすべきではないか。
- 柔軟な働き方を必要とする人が利用する認定就労訓練事業については、自立相談支援機関(901 福祉事務所設置自治体)と認定主体(都道府県・指定都市・中核市)が異なる等により認定申請しにくい、事業者が認定を受けるインセンティブがあればより協力しやすくなるのではないか。
- 自立相談支援事業の相談者のうち一定割合を占める高齢者については、就労意欲が高く就労収入と年金等と組み合わせて自立した生活を希望する場合、就労支援が必要ではないか。

3. 家計相談支援のあり方

- 家計相談支援事業を実施していない自治体においては、自立相談支援事業の中で類似の支援をしているが、これは家計相談支援事業を必要とする相談者はどこにでもいることを示しているのではないか。
- 家計相談支援事業は相談事業であるため、自立相談支援事業において実施できると考えられがちであるが、支援の専門性が自立相談支援事業とは異なるのではないか。
- 家計相談支援事業の利用者が少ないが、自立相談支援事業との連携を相談初期段階から密にすることにより、利用促進が図れるのではないか。また、家計相談支援事業は多重債務のある人や家計管理を苦手とする人が利用するだけでなく、例えば家計相談支援事業の利用によって家計に必要な追加収入額を見極めれば効率的な就職活動ができるなど、もっと広く活用できるのではないか。

4. 貧困の連鎖防止に向けたあり方

- 子どもの学習支援事業については事業内容についての裁量が大きく、
 - ・学習支援や高校進学を重視する取組と居場所づくりや生活支援を重視する取組、
 - ・対象者を限定せずオープンな取組と対象者を限定したクローズドの取組、
 - ・世帯支援と連携しながら実施されている取組、
 - ・文科省の地域未来塾と連携した取組や、ひとり親家庭向けの学習支援事業と連携した取組、
 など様々な実態があるが、その反面、どのように事業構成すればよいかわからない。
- 子ども食堂は、その「敷居の低さ」により行政ベースの支援につながりにくい生活困窮家庭の子どもに支

援ができており、学習支援事業はこうした民間の取組と連携してはどうか。

- 子どもの貧困は世帯の貧困であり、親に対する支援をしなければ根本的には解決しないのではない
か。生活困窮者自立支援法の世帯支援が重要ではないか。

5. その他

- 住居確保給付金については、離職者以外の低所得者も住宅費の支援が必要である、支給対象年齢
制限(65 歳)があるため受給できないといった指摘もあるが、離職者対策としての効果は今のところ適
切に発揮できているのではないか。
- 一時生活支援事業については実施自治体数が着実に伸びているが、ホームレス特措法に定めるホー
ムレスだけでなく広く住居喪失者を対象とする事業として、引き続き実施を拡げていくべきではないか。
また、そのためには事業の広域実施を広めていくべきではないか。
- 支援を受けている間の生活費等のニーズについては、フードバンクなどの食糧支援や、市社協の独自
給付や貸付等、地域ごとの資源を活用した対応が工夫されているが、生活福祉資金がより活用しやす
くなれば、円滑に支援できるのではないか。
- 社会福祉法人の地域貢献として、既に生活困窮者を支援する様々な事業が各地で実施されている
が、こうした動きが広がっていくとよいのではないか。
- 都道府県が広域自治体として事業の共同実施のリーダーシップを取る例も見られるようになっており、
小規模自治体にも制度を定着させていくためにはこうした都道府県のリーダーシップが必要ではない
か。
- 本制度は支援する人材の質がポイントであり、その養成が非常に重要である。人材養成においては、支
援員が実践的な事例検討やノウハウの共有等を通じて支援技術を高めていくことが必要だが、今後、
制度施行当初の新任研修が一巡することから、現任研修のあり方も考えていく必要があるのではない
か。
- 帳票については、世帯支援という観点から使いやすい帳票にしていけるべきではないか。
- 支援の記録や各種調査への対応がしやすい統計システムとすべきではないか。

➤ 2016.12.9 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果(平成 28 年 10 月)

- ▶ 厚生労働省は、全国の支援状況調査の集計結果(平成 28 年 10 月分)を公表した。

	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数		増収者数		就労・増収率 (④)
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑤)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑥)		(⑤+⑥)/③
都道府県 (管内市区町村含む)	10,647	13.0	2,802	3.4	1,595	1.9	1,378	916	489	305	77%
指定都市	4,747	17.4	2,005	7.4	582	2.1	510	376	103	90	80%
中核市	2,519	13.4	724	3.9	392	2.1	308	229	84	62	74%
合計	17,913	14.0	5,531	4.3	2,569	2.0	2,196	1,521	676	457	77%

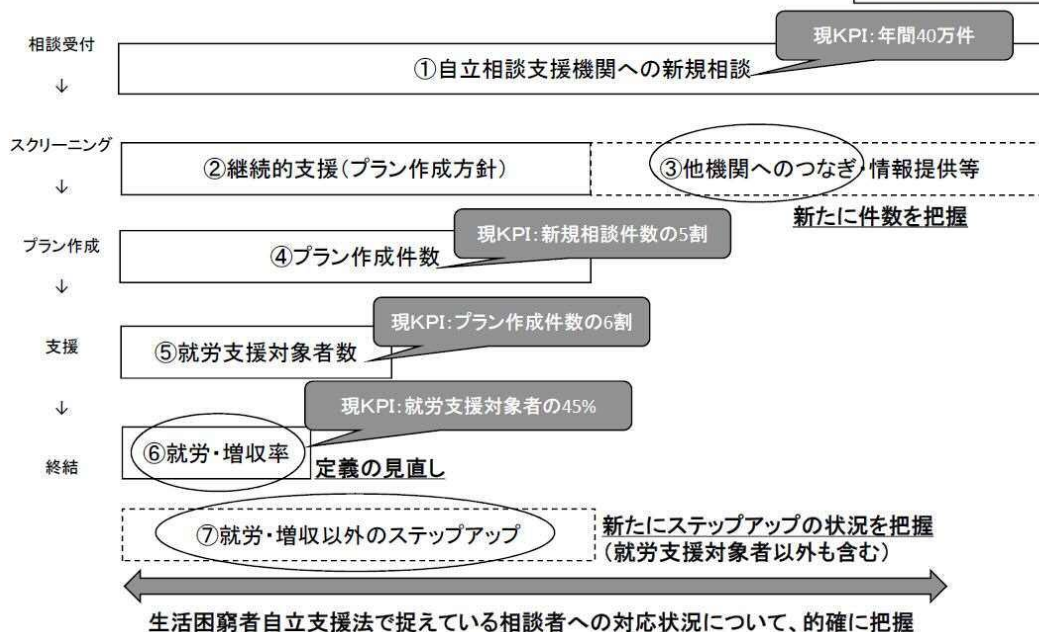
※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生ずることがある。

各月における支援状況											(件数、人)
	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数		増収者数		就労・増収率 (④)
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑤)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑥)		
4月分	18,163	14.2	5,040	3.9	2,527	2.0	2,138	1,426	534	354	70%
5月分	19,006	14.8	5,312	4.1	2,615	2.0	2,079	1,382	589	365	67%
6月分	19,779	15.4	5,715	4.5	2,810	2.2	2,352	1,611	656	418	72%
7月分	18,610	14.5	5,508	4.3	2,699	2.1	2,304	1,571	665	438	74%
8月分	18,820	14.7	5,756	4.5	2,737	2.1	2,038	1,436	627	405	67%
9月分	19,171	15.0	5,581	4.4	2,665	2.1	2,183	1,502	597	426	72%
10月分(再掲)	17,913	14.0	5,531	4.3	2,569	2.0	2,196	1,521	676	457	77%
合計	131,462	14.6	38,443	4.3	18,622	2.1	15,290	10,449	4,344	2,863	71%

《参考》

生活困窮者自立支援制度における 新たな評価指標の着眼点

平成28年3月3日
平成27年度社会・援護局
関係主管課長会議
資料4 追加配布資料



➤ 2016.11.30 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会

- ▶ 生活保護の医療扶助は、生活保護費の約半分を占めているが、現在、医療機関にかかっていない生活保護受給者に対して、健診等データを活用し生活習慣病予防等に取り組むなどの支援が不十分な状況にある。
- ▶ 厚生労働省は、このような課題を踏まえ、今後、福祉事務所における健診等データを活用した健康管理に関する支援について、医療保険における取組も参考としつつ、次期制度見直しに向け、具体的な方策を検討するための検討会を設置・開催している。
- ▶ 平成29年2月～3月の論点整理及びとりまとめに向けて、議論とヒアリング等を進める予定である。
- ▶ 第3回では、第2回検討会での指摘事項、健康管理支援の実施方法と評価方法を議論した。
- ▶ 健康管理支援の実施方法としては、階層化による健康管理支援プランの作成や個別支援計画作成対象者の選定方法、生活の自己管理能力に応じた個別支援計画作成の考え方、取組順位の付け方等が検討されている。

《議論の経過》

○第1回(7月26日):「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」報告書に基づく実施状況の報告等

○第2回(9月21日):第1回検討会における指摘事項。健康管理支援の介入方法、有識者ヒアリング

《検討課題》

○生活保護制度における健康管理支援の対象や効果的な実施方法

○データに基づく生活保護受給者の健康管理支援を実施するための情報インフラの在り方 等

《健康管理支援の考え方・抜粋:第2回検討会資料より》

【支援の視点】

- ・ 受給者の自立支援の一環として、受給者の生活全体の中で支援を行う
- ・ 受給者本人の健康への意識と生活スキルを高めるという視点に立つ

【対象者】

- ・ 取組により予防可能である生活習慣病(糖尿病、高血圧、高脂血症)への支援を行う
- ・ 自己管理スキルが確立していない受給者も多いため、すでに何らかの疾患により医療機関に受診している受給者(入院・入所を除く)も支援の対象とする

【仕組みの骨格】

- ・ 福祉事務所が受給者の健康データを用い、集団の特徴に基づいた戦略をたてる
- ・ 受給者の身体的・社会的機能に応じた対応策を作成する
- ・ 福祉事務所は、受給者の生活に関係する各機関と連携し、多職種で協働して健康支援を行う

➤ 2016.11.25 社会保障審議会生活保護基準部会(第27回):平成29年度

- ▶ 生活扶助基準の5年に一度の検証(次回:平成29年)に向けた議論を進めている。平成27年の骨太の方針において、平成29年の生活扶助基準の検証に合わせ、制度全般についても見直しの検討をするよう指摘されていることも踏まえ検討している。
- ▶ 生活扶助基準のあり方については、平成29年12月の報告書のとりまとめに向け、平成28年末までに各課題の検証手法について議論し、その後データ分析や消費関連データ等の分析に基づく検証の実施と見直しの方向性を議論している。
- ▶ また、平成30年度に向けて、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の改正を平成29年度に検討する予定である。
- ▶ 第27回会議では、平成29年検証に関する議論の整理(案)と加算制度における検証方針の基本的方向性について協議した。また、平成29年検証の検討課題について、検証方法が整理されたものから順次データ分析を行うことを目的として部会に検討作業班を設置することを確認した。

《概要》

1. 平成29年検証に関する議論の整理(検証の方向性・案)

(1)生活扶助基準の水準の検証手法及び今後の検証手法の開発に向けた検討

○比較対象とする一般国民の消費水準の検討に当たっては、まずは全国消費実態調査の年間収入階級五十分位別に、消費の変動をきめ細かく分析を行う。その際、変曲点や抵抗線の考え方をを用いて分析を行うこととするが、消費のみでどこを変曲点と見るのか判断するのは難しいのではないかとの意見を踏まえ、家庭の生活実態及び生活意識に関する調査も用いて、社会生活への参加など生活水準の質も踏まえた多角的な視点から検証を行う。

○どの所得分位との比較を行うのか検討することも含め、比較対象をどのように設定するかについては、1人当たり消費支出の算出方法の検討や複数の世帯類型で確認を行うことなど様々な観点から全国消費実態調査のデータ検証を行い、多様な世帯類型の消費特性を踏まえる手法について引き続き

検討を行う。

- 新たな検証手法の検討に当たっては、経済が下降している場合の最低限度の生活保障水準をどう考えるかといった観点から、現行の水準均衡方式を補完する手法の検討も含め、調査研究事業を活用して検討を進める。

(2)子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証

- 子どもの健全育成にかかる費用については、生活保護受給世帯であるか否かに関わらず、等しく保障されるべきとの意見があったことも踏まえ、有子世帯の扶助・加算の検証は子どもの貧困対策の観点から一般世帯との均衡だけではなく、子どもの健全育成に係る需要を把握した上で、どのような内容や水準が必要なのか、多角的な視点から検証を行う。
- この検証に当たっては、経済的観点だけでなく、就学や社会参加の状況、健康状態などをはじめとした生活の質という観点も踏まえて分析を行う。
- その際、有子世帯の傷病や障害の状況などの実態や一般有子世帯と被保護有子世帯の生活実態や生活意識の差などから、生活保護を受給する有子世帯の生活実態を把握し、その特有の課題についても分析を行う。
- また、子どもの就学・就労については、子どもが自立する時期を十分に踏まえながら、一般有子世帯と被保護世帯との就学・就労状況の実態の差なども見比べて、自立助長に資する扶助・加算の内容や水準を検討する。
- 就学費用の把握に当たっては、まずは文部科学省の子供の学習費調査を活用して、学校教育費用やクラブ活動費用などの学校外活動の費用も含めた就学費用について、それらの必要な範囲やその水準の検証を行う。

(3)就労・自立インセンティブの強化を踏まえた勤労控除等の見直し効果の検証

- 基礎控除の検証に当たっては、新規に就労した者の増加に与える影響や、就労している者の就労日数、就労時間の変化に与える影響にも着目して、就労インセンティブを促進する更なる見直しができるか、検証を行う。
- 未成年者については、就労インセンティブを設ける趣旨や自立する時期なども踏まえながら、未成年者の自立助長を促進する観点から検討を行う。
- 就労自立給付金については、就労を理由に保護脱却した者に対してアンケート調査を実施し、保護脱却した者の保護再開防止の効果を検証する。

(4)級地制度の在り方の検討

- 級地制度の在り方の検討に当たっては、最低限度の生活の保障の水準をなす生活扶助基準における級地指定を検討することを前提に、まずは昭和 62 年度見直しで使用した回帰式により算出される消費水準の理論値と消費実態との差を丁寧に検証を行う。
- 消費にかかる地域毎のデータの理論値を算出する方法について、世帯類型、高齢化率、消費費目の範囲や地域社会などとの関係を幅広く検証する。
- 回帰分析による消費水準の理論値では十分に表れない地域の生活水準の差については、物価水準などをはじめとした地域差に与える要因について検証を行う。
- また、地域の単位については、これまでの市町村合併の影響を検証した上で、地域の生活実態を踏まえた単位が何なのか検討する。
- 議論を行うための基礎データの収集や分析手法等を検討するため、まずは調査研究事業を活用す

る。

- 級地制度の在り方を検討するに当たっては、昭和62年度に見直した以降、級地制度そのものについて本格的な検証を実施していないことを踏まえ、丁寧に議論を進める。

(5)その他の扶助・加算における検証に必要なデータの収集・整理及び検証手法の開発に向けた検討

- 第27回部会の議論を踏まえて再度整理する。

(6)基準見直しによる影響の把握

- 生活扶助基準及び冬季加算の見直しの影響については、社会保障生計調査等を基に、生活保護受給世帯の消費の水準や消費構造、生活意識に対し、どのような影響を与えたのかを検証を行う。
- 住宅扶助基準の見直しの影響については、実際に転居となったケース数等を調査することにより、生活保護受給世帯の住生活にどのような影響を与えたのか検証を行う。
- 上記以外にも、関連データを幅広く活用し、基準見直しの影響の把握に努める。

2. 加算制度における検証方針の基本的方向性

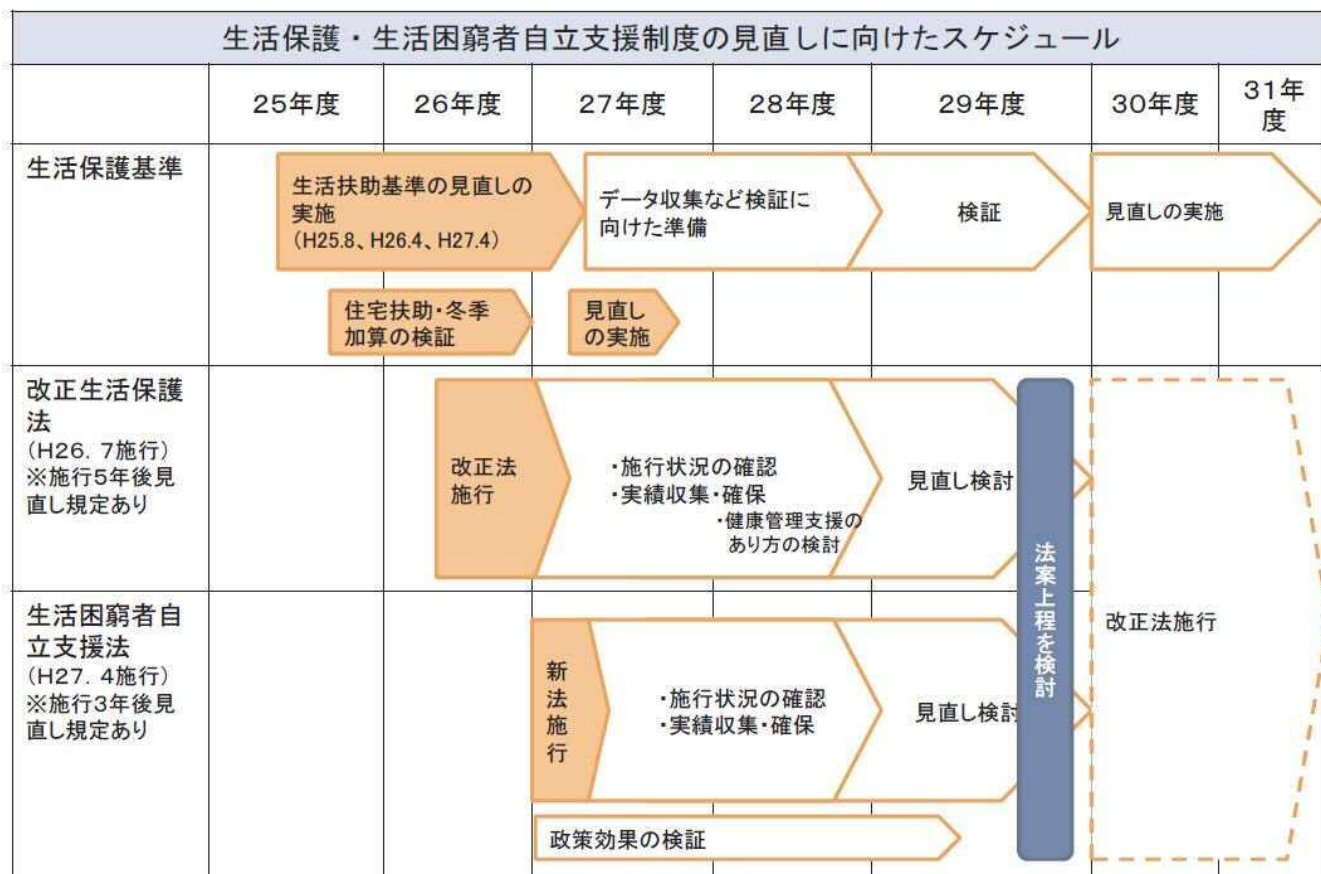
- 生活扶助基準本体(1類・2類)については、「一般国民の生活水準との関連において相対的にとらえるもの」として、今回の検証作業においても、まずは一般国民の消費水準との差の分析を行うこととしている。
- 一方、各種加算については、生活扶助基準本体では賄いきれない特別な需要に対応するものであり、昭和58年の意見具申において、「老齢、母子及び障害者加算については、(中略)生活扶助基準本体の場合とは異なった取り扱いをするよう検討すべき」と指摘されている。
- この点を踏まえると、現行の各種加算の妥当性を検証する場合には、対象となっている生活保護世帯が抱える特別な需要(生活課題)が何かを把握した上で、その特別な需要に対応するためにはどのような費用が必要なのかという視点が重要である。
- したがって、各種加算における検証に当たっては、まずはそれぞれの特別な需要を把握した上で、生活扶助本体を含めた最低生活費全体において、各加算等対象者の生活費が賄えているか、考えてはどうか。
- 各種扶助・加算の検証については、まずはこれまでに検証作業を行っていないものを中心に、以下の視点により検証を進めてはどうか。
 - ・ 各種加算等が対応する特別な需要の内容を把握するに当たり、まずはどのようなデータを用いて、どのような方法で把握していくのか、検討が必要ではないか。その上で、特別な需要に対応する加算等の内容やその水準の妥当性について検証してはどうか。
 - ・ 各加算等の検証にあたっては、他法他施策との関係を十分に踏まえて検証する必要があるのではないか。

《議論の経過》

- 第23回(5月27日):生活保護基準の検証課題と今後の議論の進め方、スケジュール等について
- 第24回(7月15日):生活扶助基準の水準の検証手法及び今後の検証手法の開発に向けた検討
- 第25回(10月7日):子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証、その他の扶助・加算における検証に必要なデータの収集・整理及び検証手法の開発に向けた検討
- 第26回(10月28日):就労・自立インセンティブの強化を踏まえた勤労控除等の見直し効果の検証、級地制度の在り方

(参考) 今後の生活保護基準・制度の見直しについて

生活保護・生活困窮者自立支援制度の見直しに向けたスケジュール



* 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=382987>

* 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果 ※厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html>

* 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=368236>

* 社会保障審議会生活保護基準部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126702>

10. 予 算

《直近の動向》

➤ 2016.12.22 平成 29 年度予算案：閣議決定

- ▶ 政府は、平成 29 年度予算案等を閣議決定した。
- ▶ 閣議決定に先立ち、12 月 19 日に財務大臣と厚生労働大臣の折衝が行われた。

《大臣折衝の概要》

◇平成 29 年度社会保障関係費

- ・「経済・財政再生計画 改革工程表」等に沿った医療・介護制度改革の着実な実行等により、平成 28 年度比＋5000 億円程度とする。

◇社会保障の充実等

- ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施や社会的養護の充実等のため 6,960 億円を措置する。
- ・ 社会保障の充実は、消費税増収分と重点化、効率化によって生み出される財政効果を活用し、全体で 1.84 兆円を確保

◇介護人材・障害福祉サービス人材の処遇改善

- ・ 平成 29 年度に臨時の報酬改定を行い、現行の処遇改善加算（Ⅰ）の算定に必要な要件に加えて、キャリアアップの仕組みとして、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は明文化された客観的な基準に基づき定期的に昇給を判断する仕組みを設ける旨の要件（就業規則等の明確な書面での整備・全ての職員への周知を含む）を新設し、これらの要件を全て満たす場合に月額平均 1 万円相当の改善を実施すること。

◇介護制度改革

- (1)高額介護サービス費制度の見直し：一般区分の月額上限 37,200 円⇒44,400 円へ引上げ
【平成 29 年 8 月施行】
- (2)介護保険における利用者負担割合の見直し：現役世帯並み所得水準の者は、3 割に引上げ
【平成 30 年 8 月施行】
- (3)介護納付金の総報酬割の導入 【平成 29 年度から段階施行、平成 32 年度全面導入】
- (4)生活援助サービスその他の給付の見直し
 - ・ 生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和及びそれに応じた報酬の設定を行う
【平成 30 年度介護報酬改定】
 - ・ 通所介護などその他の給付の適正化を検討する
【平成 30 年度介護報酬改定】
 - ・ 軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行について、介護予防訪問介護等の移行状況等を踏まえつつ、引き続き検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる【平成 31 年度末まで】

◇保育士等の処遇改善

- 保育士等の処遇については、「経済財政運営と改革の基本方針2015」等に記載されている更なる「質の向上」の一環としての2%の処遇改善に加えて、
 - ・ 経験年数が概ね7年以上で都道府県等が実施する研修を経た中堅職員に対して月額＋4万円（園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね1／3を対象）、
 - ・ 経験年数が概ね3年以上で都道府県等が実施する研修を経た職員に対して月額＋5千円、の処遇改善を行うこと。

- ただし、経過措置として、平成29年度において研修に係る要件は課さないこととし、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえて決定する。あわせて、児童養護施設等や放課後児童クラブにおける職員についても、技能・経験等に応じた処遇改善を行うこと。
- なお、これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な執行を行うこととし、できる限り月給に反映させるよう努める。

➤ 2016.11.29 平成 29 年度予算編成の基本方針：閣議決定

- ▶ 「平成 29 年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。
- ▶ 基本的考え方として、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600 兆円経済の実現と平成 32 年度(2020 年度)の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指すこと、また、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」及び「経済・財政再生計画改革工程表」に則って、これまでの歳出改革の取組を強化していくことなどを示している。

≪予算編成についての考え方・概要≫

1. 平成 29 年度予算編成に向けては、これまでも増して、構造改革は無論として、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。財政健全化への着実な取組を進める一方、基本的考え方に沿って、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。
2. 一億総活躍社会は、実現段階に入る。誰もが自分の夢を追求できる、誰もが自分の能力を伸ばしていく、誰にも居場所があって頑張っていける、そういう気持ちになれる日本を創りあげるため、アベノミクス「新・三本の矢」に沿って、その取組を加速する。また、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進める。
3. 平成 29 年度予算は、「経済・財政再生計画」の 2 年目に当たり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。改革工程表を十分踏まえて歳出改革を着実に推進するとともに基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。
4. 歳出改革は、経済再生と財政健全化に資するよう、ワイズスペンディングの考え方に立って、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、IT化などの「公共サービスのイノベーション」という3つの取組を中心に着実に推進する。引き続き、行政事業レビュー等を通じて各府省の取組を後押しするとともに、「見える化」の徹底・拡大に取り組む。また、PDCA サイクルの実効性を高めるため、点検、評価自体の質を高める取組が重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の充実や早期公表に努める。経済・財政一体改革推進委員会においては、改革工程表に沿った諸改革の進捗状況を検証する。

➤ 2016.10.11 平成 28 年度第 2 次補正予算：参議院可決・成立

- ▶ 「未来への投資を実現する経済対策」に係る平成 28 年度第 2 次補正予算(平成 28 年 8 月 24 日閣議決定)が、参議院で可決・成立した。
- ▶ 厚生労働省関連では 5,698 億円が計上され、一億総活躍社会の実現の加速として、安心して子どもを生み育てられる環境の整備(626 億円)、介護人材の確保と介護離職防止の推進等(166 億円)、社会全体の所得と消費の底上げや働き方改革の実現(3,685 億円)等が盛り込まれている。また、熊本地震や東日本大震災からの復興や防災対策の強化として 1,033 億円が計上されている。

《概要》

第1 一億総活躍社会の実現の加速 4,477 億円

(1)安心して子どもを産み育てられる環境の整備 626 億円

- 保育所等の整備の推進 427 億円
- 保育士についての再就職準備金貸付事業の拡充等 112 億円
- 保育関連事業主に対する職場定着支援助成金の拡充 制度要求
- 認可外保育施設における事故防止等推進事業 5.1 億円
- 放課後児童クラブにおけるICT 化の推進 60 百万円
- 児童虐待防止対策等の強化 70 億円 等

(2)介護人材の確保、介護離職防止の推進等 166 億円

- 介護人材についての再就職準備金貸付事業の拡充 10 億円
- 介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業 4 億円
- 介護サービスにおけるICT 活用調査研究事業 2.6 億円
- 介護離職防止のための支援(介護離職防止支援助成金(仮称)) 11 億円(特別会計)
- 介護人材の処遇改善に伴う財政安定化基金への特例的積増し 20 億円
- 地域づくりによる介護予防推進事業 1 億円
- 障害福祉サービス等の基盤の整備推進、防犯対策の強化 118 億円
- 生活保護受給者等を雇い入れる事業主への助成措置の創設 制度要求

(3)社会全体の所得と消費の底上げや働き方改革の実現 3,685 億円

- 簡素な給付措置 3,673 億円
- 個人型確定拠出年金の普及促進 5.1 億円
- 65 歳超雇用推進助成金(仮称)の創設 6.8 億円(特別会計) 等

第4 熊本地震や東日本大震災からの復興や防災対応の強化 1,033 億円

(1)熊本地震からの復旧・復興 270 億円

- 被災者見守り・相談支援等事業 4.3 億円
- 生活福祉資金貸付 7 億円
- 医療施設、社会福祉施設等の災害復旧等 174 億円(うち特別会計 3.5 億円)
- 医療保険等の一部負担金(利用者負担)・保険料軽減措置 8.7 億円 等

(2)災害対応の強化・老朽化対策・防犯対策等 762 億円

- 高齢者施設等の防災対策等 44 億円 等

➤ 2016.8.26 平成 29 年度予算概算要求・税制改正要望

- ▶ 厚生労働省の平成 29 年度予算の概算要求額は、一般会計で 31 兆 1,217 億円、平成 28 年度比で 8,108 億円(2.7%)増となった。平成 29 年度予算概算要求では、成長と分配の好循環の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」の高三本の矢、横断的課題である働き方改革と生産性向上に関する予算が重点的に要求・要望されている。
- ▶ 年金・医療等に係る経費については、29 兆 1,060 億円であり、うち高齢化等にもなう増加額は 6,400 億円とされた。また、一億総活躍社会の実現に向けた施策等のための「新しい日本のための優先課題推進枠」として 2,167 億円を計上した。
- ▶ 子ども・子育て支援新制度の実施(内閣府で要求)と社会的養護の充実や地域包括ケアシステムの構築等を内容とする平成 29 年度の「社会保障の充実」については、消費税 10% 引上げ延期にもなう対応を検討する必要があることなどから、事項要求の取り扱いとし、予算編成過程で検討される。また、一億総活躍社会の実現に向けた施策である保育士・介護人材(障害福祉人材を含む)の

処遇改善等についても予算編成過程で検討するとされた。

- ▶ 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興の支援や防災対策の推進として、658 億円(うち特別会計 648 億円)が計上された。東日本大震災で被災した各種施設等の災害復旧に対する支援(220 億円)や被災地における福祉・介護人材確保対策(9,100 万円)、熊本地震の被災地における心のケア支援体制の整備(7,800 万円)や被災者に対する見守り・相談支援等の推進(8.8 億円)などが盛り込まれている。
- ▶ また、概算要求とあわせて示された税制改正要望においては、新たな事項として、保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置が掲げられた。平成 28 年度の与党税制改正大綱において検討事項とされている、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設、医療に係る消費税の課税のあり方の検討等も要望されている。
- ▶ なお、平成 29 年度の厚生労働省の機構要求として、医療・保健に係る重要施策について専門的観点から総理する医務総監(次官級)の創設のほか、直面する「働き方改革」、「生産性向上」、「少子化対策・子育て支援」の課題に的確に対応するために関係部局を再編し、雇用環境・均等局(仮称)、人材開発局(仮称)、子ども家庭局(仮称)を設置することが示された。

《主な事項・概要》 * () 内は平成 28 年度予算

第 1 子どもを産み育てやすい環境づくり

1 待機児童の解消等に向けた取組の推進 1,169 億円(1,043 億円)

(1)保育の受け皿拡大・多様な保育サービスの充実 1,169 億円(1,043 億円)

①保育の受け皿拡大、②多様な保育サービスの充実、③保育人材確保のための総合的な対策、④安心かつ安全な保育の実施への支援、⑤企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育サービス

(2)子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実) ※内閣府において要求

①教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

ア 子どものための教育・保育給付 イ 地域子ども・子育て支援事業

②放課後児童クラブの拡充等(一部社会保障の充実)

③保育士等の処遇改善

ア 保育士の処遇改善 イ 放課後児童支援員等の処遇改善

④児童手当

2 すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進 3,682 億円(3,493 億円)

(1)妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実施 203 億円(185 億円)

①不妊治療への助成等、②子育て世代包括支援センターの全国展開(一部社会保障の充実)

(2)児童虐待防止対策の強化・社会的養護の推進 1,411 億円(1,295 億円)

①児童虐待防止対策の強化、②子育て世代包括支援センターの全国展開(一部社会保障の充実)(再掲)

③家庭養護及び家庭的養護の推進(一部社会保障の充実)、④被虐待児童などへの支援の充実

(3)ひとり親家庭等の自立支援の推進 2,016 億円(1,949 億円)

①ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化 116 億円(114 億円)

②自立を促進するための経済的支援 1,836 億円(1,784 億円)

③女性活躍推進の実効性確保 20 億円(18 億円)

④子どもの学習支援事業の強化【一部新規】【一部推進枠】 44 億円(33 億円)

(4)配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進【一部新規】 189 億円(96 億円)

第2 地域包括ケアシステムの構築に向けた安心で質の高い医療・介護サービスの提供

1 医療・介護連携の推進 3兆482億円(2兆9,392億円)

(1)地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革(社会保障の充実)

(2)地域包括ケアの着実な実施 2兆9,818億円(2兆8,730億円)

①介護保険制度による介護サービスの確保(一部社会保障の充実) 2兆9,183億円(2兆8,140億円)

※後掲

②保険者機能の強化【一部新規】【一部推進枠】 6.2億円(5.3億円)

③次世代介護技術の活用による生産性向上【一部新規】【推進枠】 5.4億円(3億円)

④介護離職防止のための相談機能の強化【新規】【推進枠】 1.9億円

⑤認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策の推進【一部新規】【一部推進枠】

(一部社会保障の充実) 90億円(81億円)

⑥地域での介護基盤の整備【一部推進枠】(一部社会保障の充実) 464億円(444億円)

⑦適切な介護サービス提供に向けた取組の支援【一部推進枠】 124億円(113億円)

(3)医療と介護のデータ連結の推進【新規】【推進枠】 1.5億円

2 質が高く効率的な医療提供体制の確保 622億円(492億円)

3 医療分野のイノベーションの推進等 1,058億円(875億円)

4 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保 11兆5,795億円(11兆2,811億円)

5 安心で質の高い介護サービスの確保 2兆9,907億円(2兆8,819億円)

(1)介護保険制度による介護サービスの確保 2兆9,183億円(2兆8,140億円)

①介護保険制度による介護サービスの確保(一部社会保障の充実) 2兆8,044億円(2兆7,001億円)

②地域支援事業の推進(一部社会保障の充実) 1,030億円(1,030億円)

③新しい包括的支援事業の推進(社会保障の充実)(再掲)

ア 認知症施策の推進、イ 生活支援の充実・強化、ウ 在宅医療・介護連携の推進、エ 地域ケア会議の開催

④介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化(社会保障の充実)

(2)保険者機能の強化 6.2億円(5.3億円)

①高齢者の自立支援、介護予防の横展開【一部新規】【推進枠】2.8億円(1.8億円)

②ケアマネジメント手法の標準化【新規】【推進枠】 1億円

③介護・医療関連情報の「見える化」の推進【一部推進枠】 2.5億円(3.5億円)

(3)次世代介護技術の活用による生産性向上 5.4億円(3億円)

①介護ロボット開発等加速化事業【推進枠】 3億円(3億円)

②介護分野のICTの活用等による生産性の向上【新規】【推進枠】 2.3億円

(4)介護離職防止のための相談機能の強化【新規】【推進枠】 1.9億円

(5)地域医療介護総合確保基金(介護分)の実施(社会保障の充実)

①介護施設等の整備に関する事業

②介護従事者の確保に関する事業

(6)認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策の推進 90億円(81億円)

①認知症に係る地域支援事業の充実(社会保障の充実)(再掲)

②認知症施策の総合的な取組 19億円(16億円)

ア 認知症疾患医療センターの整備の促進 8.5億円(8億円)

イ 認知症の人の地域活動の支援【新規】【推進枠】 55 百万円

ウ 認知症高齢者の見守り体制の整備【一部新規】【一部推進枠】 99 百万円(29 百万円)

エ 若年性認知症施策の推進 1.5 億円(87 百万円)

オ 成年後見制度の普及・利用促進【一部新規】【一部推進枠】 75 百万円(45 百万円)

③認知症研究の推進【一部推進枠】(再掲) 14 億円(8.6 億円)

(7)地域での介護基盤の整備 464 億円(444 億円)

①介護施設等の整備に関する事業(社会保障の充実)(再掲)

②介護施設等における防災対策等の推進【推進枠】 41 億円(21 億円)

(8)生涯現役社会の実現に向けた環境整備等 29 億円(29 億円)

(9)適切な介護サービス提供に向けた取組の支援【一部推進枠】 124 億円(113 億円)

第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

1 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等 816 億円(578 億円)

2 人材確保対策の推進や労働生産性の向上等による労働環境の整備 671 億円(563 億円)

3 地方創生の推進 228 億円(142 億円)

4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり 106 億円(102 億円)

第4 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

1 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化 347 億円(311 億円)

2 若者の活躍促進 249 億円(207 億円)

3 高齢者の活躍促進 227 億円(155 億円)

4 障害者、難病・がん患者等の活躍促進 278 億円(235 億円)

5 外国人材の活用・国際協力 65 億円(46 億円)

6 重層的なセーフティネットの構築 1,576 億円(1,592 億円)

(1)雇用保険制度、求職者支援制度によるセーフティネットの確保 1,487 億円(1,524 億円)

(2)生活困窮者に対する就労支援の強化等【一部新規】【一部推進枠】(再掲) 89 億円(68 億円)

第5 健康で安全な生活の確保

1 感染症対策 292 億円(209 億円)

2 がん対策、肝炎対策、健康増進対策 1,148 億円(1,146 億円)

3 難病などの各種疾病対策、移植医療対策 1,549 億円(1,483 億円) 等

第6 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

1 「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築 279 億円(236 億円)

(1)世帯全体の複合的な課題を受け止める包括的・総合的な相談支援等の推進 10 億円(5 億円)

①多機関の協働による包括的支援体制構築事業【推進枠】 10 億円(5 億円)

②各分野における相談体制の充実

(2)地域の支え合いの再生・活性化 32 億円(6.9 億円)

①住民による地域福祉活動体制の強化【新規】【推進枠】 20 億円

②多様な地域の支え合いの再生、活性化支援【一部新規】【一部推進枠】 12 億円(6.9 億円)

(3)多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進(受け手から支え手へ)

【一部新規】【一部推進枠】 236 億円(224 億円)

(4)民間事業者と協働して行う地域福祉・健康づくり事業の実施【新規】 1.5 億円

2 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施

3 兆 72 億円(2 兆 9,581 億円)

(1)生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正実施

2 兆 9,983 億円(2 兆 9,513 億円)

①生活困窮者等に対する自立支援【一部新規】【一部推進枠】 429 億円(400 億円)

ア 子どもの学習支援事業の強化【一部新規】【一部推進枠】(再掲) 44 億円(33 億円)

イ 生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化

ウ 生活困窮者等の就労準備支援の充実【新規】【推進枠】 8.7 億円

エ 生活困窮者自立支援試行的事業の実施【新規】【推進枠】 15 億円

②新たな生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施 86 百万円(85 百万円)

③生活保護制度の適正実施

ア生活保護に係る国庫負担 2 兆 9,074 億円(2 兆 8,711 億円)

イ 医療扶助の適正実施の更なる推進【新規】【推進枠】 53 億円

(2)生活困窮者に対する就労支援の強化等【一部新規】【一部推進枠】(再掲) 89 億円(68 億円)

3 福祉・介護人材確保対策等の推進 107 億円(81 億円)

(1)地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

(社会保障の充実)(再掲)

(2)介護人材の機能の明確化やキャリアアップの推進等に向けたモデル的な取組の実施

【新規】 1 億円

(3)社会福祉法人の創意工夫による多様な福祉サービスの展開【新規】【推進枠】 24 億円

(4)ハローワークにおける人材確保支援の充実(再掲)17 億円(17 億円)

4 自殺対策の推進 32 億円(30 億円)

第 7 障害者支援の総合的な推進

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

1 兆 7,172 億円(1 兆 6,098 億円)

(1)良質な障害福祉サービスの確保 1 兆 302 億円(9,701 億円)

(2)障害児の発達を支援するための療育などの確保 1,768 億円(1,458 億円)

(3)地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】【一部推進枠】 484 億円(464 億円)

(4)障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備【一部推進枠】 100 億円(70 億円)

(5)障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,326 億円(2,301 億円)

(6)障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】【一部推進枠】 2.9 億円(1.6 億円)

(7)芸術文化活動の支援の推進【一部新規】【一部推進枠】 3.6 億円(1.5 億円)

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 220 億円(205 億円)

(1)精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進【一部新規】【一部推進枠】

4.8 億円(49 百万円)

※地域生活支援事業(484 億円)の内数／障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備(100 億円)の内数

- (2)精神科救急医療体制の整備 16 億円(14 億円)
- (3)災害時心のケア支援体制の整備 63 百万円(31 百万円)
- (4)心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保など 190 億円(186 億円)
- (5)依存症対策の推進【一部推進枠】(再掲) 5.3 億円(1.1 億円)

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 2.1 億円(2 億円)

4 障害者への就労支援の推進 156 億円(134 億円)

- (1)精神障害・発達障害・難病患者など多様な障害特性に応じた就労支援の推進
【一部新規】【一部推進枠】(再掲) 52 億円(40 億円)
- (2)障害者及び企業への職場定着支援の強化(再掲) 91 億円(83 億円)
- (3)就労支援事業所等で働く障害者への支援【一部推進枠】 10 億円(9.8 億円)
 - ①工賃向上等のための取組の推進 2.3 億円(2.3 億円)
 - ②障害者就業・生活支援センターによる働く障害者への生活面の支援などの推進 8.2 億円(7.5 億円)
- (4)農福連携による障害者の就農促進【推進枠】 2.1 億円(1.1 億円)
- (5)障害者の介護人材等育成支援【新規】【推進枠】 30 百万円

第 8 安心できる年金制度の確立

1 持続可能で安心できる年金制度の運営 11 兆 4,067 億円(11 兆 2,438 億円)

東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興への支援

(被災者・被災施設の支援)

- 被災地心のケア支援体制の整備(一部復興) 14 億円(14 億円)
- 障害福祉サービスの再構築支援(復興) 3 億円(3 億円)
- 被災地における福祉・介護人材確保対策(復興) 91 百万円(91 百万円)
- 医療・介護・障害福祉制度における財政支援(復興) 133 億円(133 億円)
 - ①避難指示区域等での医療保険制度の特別措置(復興) 87 億円(87 億円)
 - ②避難指示区域等での介護保険制度の特別措置(復興) 46 億円(45 億円)
 - ③避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置(復興) 16 百万円(16 百万円)
- 被災地域における地域医療の再生支援(復興) 260 億円
- 被災した各種施設等の災害復旧に対する支援(復興) 220 億円(199 億円)
 - ①児童福祉施設等の災害復旧に対する支援(復興) 7.6 億円(5.8 億円)
 - ②介護施設等の災害復旧に対する支援(復興) 39 億円(26 億円)
 - ③障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援(復興) 14 億円(14 億円)
 - ④保健衛生施設等の災害復旧に対する支援(復興) 6.1 億円(2.7 億円)
 - ⑤水道施設の災害復旧に対する支援(復興) 153 億円(151 億円)
- 被災者支援総合交付金(復興庁所管)による支援(復興) 220 億円の内数(220 億円の内数)
- 熊本地震の被災者に対する見守り・相談支援等の推進 8.8 億円

等

* 平成 29 年度予算編成の基本方針 ※内閣府 HP

<http://www5.cao.go.jp/keizai1/yokihoushin/yokihoushin.html>

* 平成 28 年度第 2 次補正予算

財務省 http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/index.htm

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/>

* 平成 29 年度予算概算要求・税制改正要望

財務省 http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/index.htm#gaisan

厚生労働省 （概算要求） <http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/>

（税制改正要望） <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000135263.html>

11. 人材確保

《直近の動向》

➤ 2016.12.13 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

- ▶ 同委員会がとりまとめた「2025 年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」(平成 27 年 2 月 25 日)では、介護人材の類型化・機能分化については、実態を把握・検証し、具体的な検討・整理を進めること、また、平成 28 年度を目途に一定の方向性を示すべきとされているところであり、平成 28 年 10 月 5 日に委員会での議論が再開された。
- ▶ 介護人材が担う機能とキャリアパス、社会福祉士のあり方が検討事項とされており、平成 29 年 3 月の報告書とりまとめに向け議論が進められている。
- ▶ 第 8 回では、介護人材の機能とキャリアパスの実現、社会福祉士のあり方について議論した。
- ▶ 介護現場におけるチームリーダーについての方向性として、必要な介護福祉士としての業務経験年数は 5 年を目安とすることなどが示されている。
- ▶ 社会福祉士については、今後、幅広い分野での活用が期待されているが、具体的にはどのような分野においてどのような活用の仕方が考えられるかが論点とされている。

《議論の経過》

○第 6 回※再開(10 月 5 日):介護人材の機能とキャリアパス

○第 7 回(11 月 14 日):介護人材の機能に応じた育成のあり方

《検討事項》

検討課題	具体的な検討内容(例)
介護人材が担う機能	・介護人材の業務実態等の把握・検証について ・多様な人材が携わる介護現場における目指すべき姿について ・介護人材(特に介護福祉士)が担うべき役割と求められる能力について
介護人材のキャリアパス	・介護福祉士の担うべき役割を踏まえたキャリアパス ・介護人材のすそ野の拡大に向けた入門的研修の導入について ・介護分野に参入した介護人材のキャリアパスの全体像について
社会福祉士のあり方	・社会福祉士のさらなる活躍の場の創出について ・専門性の高い社会福祉士の養成について ・社会福祉士に対する理解促進について

※現時点でのものであり、今後、追加・変更がありうる。

➤ 2016.11.29 働き方改革実現会議

- ▶ 政府は、「ニッポン一億総活躍プラン」等を踏まえ、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等の審議のため、働き方改革実現会議(議長:内閣総理大臣)を設置・開催している。
- ▶ 同一労働同一賃金などの非正規雇用の処遇改善、働き方に中立的な社会保障制度・税制の在り方、障害者の就業環境整備の在り方等について議論を進めている。
- ▶ 第 4 回会議では、同一労働同一賃金などの非正規雇用の処遇改善について議論した。
- ▶ 政府は、同一労働同一賃金について、正規と非正規で賃金差がある場合に、どのような差が非合理的で、どのような差は問題とならないかなどの実例を含んだガイドラインを定めるとし、ガイドラインについては改正法案についての国会審議等を踏まえ最終的に確定するとしている。

- ▶ 次回は、ガイドライン案が示され、これらをもとに議論する予定である。

《議論の経過》

- 第1回(9月27日):会議の設置、有識者議員等からの発言
- 第2回(10月24日):柔軟な働き方(テレワーク、多様な就業形態、副業等)の在り方、多様な選考・採用機会の提供、病気治療と仕事の両立、障害者の就業環境整備の在り方、働き方に中立的な社会保障制度・税制の在り方、女性が活躍しやすい環境整備(リーダー育成など)
- 第3回(11月16日):雇用吸収力・生産性の高い産業への転職・再就職支援の在り方、格差を固定化させない教育(社会人学び直し、職業訓練、給付型奨学金の在り方)の在り方、労働者の人材育成の充実の在り方 等

➤ 2016.11.18 外国人技能実習の適正実施等に関する法律:参議院可決・成立

- ▶ 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が参議院で可決・成立した。
- ▶ 本法は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずるものである。
- ▶ 日本での在留資格に「介護」を加えるなど、技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正のほか、所要の改正が行われた。

福祉、介護、子ども・子育てに関する資格制度の検討状況等(主な事項)

1. 専門職種の統合・連携

(1)厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン(平成27年3月13日)

Ⅲ 医療・介護、福祉サービスの基盤整備に関する取組方針

- 地方圏や中山間地域においては、人材確保やサービス提供が困難な地域の増加に備え、利用者の利便性や相乗効果も勘案し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった福祉サービスの融合を図ることが必要である。厚生労働省としても、その更なる推進方策とともに、これらのサービスの担い手となる専門職種を統合・連携させる方策を検討するための検討チームを設置する。

(2)新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム

- ①「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」(平成27年9月17日)

【総合的な福祉人材の確保・育成】

- 日本の労働力人口が減少する中であって、他業種から福祉人材を確保することは一層困難な状況となる。このため、福祉業界における働き方・キャリアの積み方をより魅力的なものとし、福祉人材であり続けることを可能とする必要がある。具体的には、福祉の各分野・各業務に限定したキャリアステップ(例えば、介護従事者が介護に直接従事するサービスの分野のみでキャリアを考えることなど)のみでは福祉人材の旺盛な福祉マインドを充足するには十分ではなく、幅広い業務があり多様性を有する福祉という業界全体でのキャリアステップを可能とすることが求められる。必ずしも一つの分野のみで働いていくのではなく、そのライフステージ等に応じて異なる分野で活躍できるよう、多様なキャリアステップを歩める環境の整備を検討する必要がある。

○また、新しい地域包括支援体制を確立するため、これらを担う福祉人材のあり方を検討する必要がある。その福祉人材としては、複数分野を束ね、必要とされる支援を実施するために業務や職員をコーディネートする者や、自らの専門分野の他に分野横断的な福祉に関する基礎知識を持つことにより様々な分野の基礎的な支援については臨機応変に担うことができる人材が求められている。

【中長期的な検討課題】

- 現在の福祉サービスを担う人材は、支援対象者類型ごとに対応する形で、各分野の専門性を有する人材が育成されてきた。一方で、新たな地域包括支援体制の基盤となる人材には、分野横断的な知識、専門性を有することが求められるのであり、こうした人材を育成・確保するためには、分野横断的な資格のあり方も含めた検討が必要となる。
- こうした分野横断的な資格のあり方としては、例えば、現在ある資格を基礎に総合的な資格を創設するといったことも考えられるが、①どのような専門性を組み合わせ、資格化する必要があるのか、②単に複数の資格を統合するのか、福祉分野に共通する専門性を資格化するのか(その場合、共通の専門性とはどのようなものか、共通資格と他の資格との接続のあり方をどう考えるか)等について、関係者のニーズ等もよく踏まえた上で整理し、十分な検討を加える必要があるため、まずは、福祉分野全般にわたる基礎的な知識を有する人材の育成や、複数分野の専門性を容易に身につけることができる環境の整備により、様々な分野の知識、専門性を持つ人材の育成を進めつつ、分野横断的な資格のあり方について、中長期的に検討を進めて行くことが必要と考えられる。

②「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表(平成 28 年 3 月 24 日)

新たなシステムを担う人材の育成・確保

- 福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減少などの地域社会の変容に対応し、また、共生型社会の実現、効率的・効果的なサービスの提供を図るため、以下のような人材を育成・教育する必要がある。組み立て、提供までの一貫した支援体制を構築するコーディネートのスキルを持つ人材専門性のみならず福祉全般に一定の基本的な知見を有する人材また、生産年齢人口が減少する中で、限られた人材を有効に活用し、担い手となる人材を着実に確保する必要がある。
- ①コーディネート人材の配置等をモデル的に取り組む自治体への支援等を実施する
 - ②福祉分野横断的な基礎知識の研修を実施する
 - ③福祉人材の多様なキャリア形成支援・福祉労働市場内での人材の移動促進のための環境整備を図る
 - ④潜在有資格者の円滑な再就業の促進を図る
 - ⑤限られた人材を有効に活用するための機能分化を推進する
 - ⑥多様な人材層からの参入促進(非資格保有者など、すそ野の拡大)を図る

【取組事項・抜粋】

- 介護人材養成に係る貸付の拡充
- 新たな研修プログラムの開発等
- 社会福祉士のあり方の検討
- 共通研修の創設等
- 福祉系国家資格所持者等の保育士資格取得の負担軽減
- 社会的養護を担う人材の育成 など

(3)「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(平成 28 年 7 月 15 日～)

○地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制

整備を進めていく必要がある。また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要がある。

○実現本部に「専門人材ワーキンググループ」を設置し検討する。

【医療・福祉人材の最大活用のための養成課程の見直し】

○対応の方向性：複数の医療・福祉資格を取りやすくし、医療・福祉人材のキャリア・パスを複線化

○具体的な取組

- ・医療・福祉の複数資格に共通の基礎課程を創設し、資格ごとの専門課程との2階建ての養成課程へ再編することを検討。
- ・資格所持による履修期間の短縮、単位認定の拡大を検討。

【今後の進め方のイメージ(たたき台)より抜粋】

：人材キャリアパスの複線化

平成 28 年度(2016)	○福祉系有資格者 への保育士養成課程・試験科目一部免除の検討・結論 ○介護福祉士と 准看護師の 相互単位認定の検討・結論	
平成 29 年度(2017)	↓	◇共通基礎課程の検討・結論
	↓	↓
平成 30 年度(2018)	○資格所持による履修期間短縮、資格間の単位認定拡大(資格毎に検討・順次実施)	↓
平成 31 年度(2019)	↓	↓
平成 32 年度(2020)	↓	↓
平成 33 年度(2021)		◇共通基礎課程の順次実施
...		
我が事・丸ごとの地域づくり、サービス・専門人材の丸ごと化の全面展開(2020 年代初頭)		

(4)保健医療 2035 推進本部

：保健医療 2035 実行プラン・工程表(平成 27 年 9 月 27 日)

- 11 総合的な資格創設(医療・看護・介護・リハビリ含めた対応が可能な職種)を検討する
- 110 地域包括ケアを総括的に進める者の育成を図るとともに、医療と福祉の多職種連携を前提とした人材育成を行う
- 111 医療や福祉の資格の共通基盤(養成課程等)を整備する

2. 社会福祉士

(1)社会福祉士の役割の明確化、養成カリキュラム等に関する検討

⇒社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(平成 28 年 10 月 5 日～再開)

○「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表(平成 28 年 3 月 24 日)において、「複合的な課題を抱える者の支援においてその知識等を発揮することが期待される社会福祉士について、コーディネート人材としての活用を含め、その在り方を検討」するとした。

○社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(平成 28 年 10 月 5 日再開)における検討事項とされている。

3. 介護福祉士

(1) 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年 3 月 31 日)

- 介護福祉士の資格取得方法の一元化を実施し、資質・社会的評価の向上をはかる。
- 若者や他業界からの参入促進、現場の介護人材のキャリア志向を向上させる措置を講じる
- 平成 29 年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5 年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入
- 他産業からの参入促進をはかる観点からの福祉系高校の「通信課程」の復活等
- 介護福祉士に係る喀痰吸引等の規定については、平成 28 年度以前に介護福祉士の資格を有していた者と同様の取扱い

(2) 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会(平成 28 年 3 月 30 日・とりまとめ)

- 介護キャリア段位制度の現状と課題等を整理するとともに、介護職員のさらなる資質向上に向けて今後の制度の在り方等について検討した。
- 「介護キャリア段位の取組み実績と評価」を整理し、その上で、「介護キャリア段位の取組みを踏まえた介護事業所・施設における人材育成の考え方」と「介護キャリア段位の仕組みの見直し」について方向性が整理した。

(3) 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(平成 28 年 10 月 5 日～再開)

- 介護人材が担う機能とキャリアパスにおける検討事項とされている。

4. 保育士

(1) 保育士養成課程等検討会(平成 27 年 6 月 5 日～)

- 保育士養成課程等の見直しや、今後の保育士養成等の課題について検討
 - ・保育士養成課程等の見直しに関する事項
 - ・保育士養成制度の課題に関する事項
 - ・地域限定保育士試験における実技試験に代わる講習又は実習に関する事項
 - ・指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験の試験問題との整合性に関する事項

(2) 保育士等確保対策検討会(平成 27 年 11 月 9 日～12 月 4 日:緊急的なとりまとめ)

- 保育士をはじめとする保育の担い手の確保に向けた対策について、「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」を確認し・公表した(12 月 4 日)。

5. 児童福祉司

(1) 社会保障審議会 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書(平成 27 年 8 月 28 日)

- 児童福祉司の国家資格化
 - ・児童福祉司の専門性の向上を担保するため、ソーシャルワークに着目した国家資格化を目指した検討が必要。
 - ・ただし、資格化に至るまでには様々な課題を整理することが必要。
 - ・資格化の検討に限らず、児童福祉司の専門性を高める方策についても検討が必要。

(2) 社会保障審議会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

(平成 28 年 3 月 10 日: 報告(提言)とりまとめ)

- 児童福祉司の質の向上と国家資格化については、「一定の基準に適合する研修の受講を義務付けるべきである」とした。また、児童相談所に配置することが必要な人材について、法律上明確に位置付けるとともに、任用要件で質を、配置標準で量を、担保する必要があるとした。

(3) 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ(平成 28 年 7 月 29 日～)

【検討事項 ※抜粋】

- ①平成29年4月1日の改正児童福祉法施行に向け、優先的に検討を進めることが必要な事項

- 研修又は任用前講習会のガイドラインの策定等※

- ・スーパーバイザーを含む児童福祉司

- ・社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用する場合の者

- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職

※研修科目・時間(講義・実習)、保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準、研修の実施体制、研修方法などの策定

- ②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項

- 児童相談所の体制強化(専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方等)に向けた更なる方策○

- 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策(専門性を担保するための資格に関する検討を含む)

- 研修の実施体制、研修方法の充実・向上について

6. 公認心理師

(1) 公認心理師法

- 「公認心理師法」が、参議院で可決・成立(平成 27 年 9 月 9 日)

- 心理職の国家資格化。公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする

(2) 公認心理師カリキュラム等検討会

- 厚生労働省は検討会を設置し、平成 28 年度内の報告書のとりまとめに向けて議論を進めている。

- 公認心理師のカリキュラムに関する基本的な考え方、公認心理師のカリキュラム、大学卒業後の実務経験、国家試験、現任者講習会科目と時間数、公認心理師試験受験資格について検討している。

* 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=224742>

* 働き方改革実現会議

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/>

* 外国人技能実習の適正実施等に関する法律 ※厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142615.html>

12. 災害対策

《直近の動向》

➤ 2016.10.21 鳥取中部地震
▶ 鳥取県中部のでマグニチュード 6.6(最大震度 6 弱)の地震が発生した。 ▶ 同日、鳥取県は県内 4 市町(倉吉市、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町)に災害救助法の適用を決定した。
➤ 2016.8.30 平成 28 年台風 10 号
▶ 平成 28 年台風 10 号の発生にともない、北海道は 20 市町村、岩手県は 12 市町村に災害救助法の適用を決定した。 ▶ 8 月 30 日、岩手県は、被災者生活再建支援法の適用を決定した。 ▶ 9 月 19 日、当該災害は激甚災害(対象は全国)として指定されている。
➤ 2016.4.14 平成 28 年熊本地震
▶ 4 月 14 日のマグニチュード 6.5(最大震度 7)、4 月 16 日のマグニチュード 7.3(最大震度 7)の地震発生後、熊本地方を中心に甚大な被害が広がっている。 ▶ これに対し、4 月 26 日に激甚災害の指定、5 月 2 日に特定非常災害の指定がなされている。
* 内閣府防災情報 http://www.bousai.go.jp/ * 平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160426_01kisya.pdf * 平成 28 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_02000044.html

13. その他

《直近の動向》

➤ 2016.8.5 平成 26 年度「社会保障費用統計」とりまとめ：公表

- ▶ 国立社会保障・人口問題研究所は、平成 26(2014)年度の「社会保障費用統計」をとりまとめ、公表した。
- ▶ 年金や医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護など、社会保障制度に関する1年間の支出を、OECD(経済協力開発機構)基準による「社会支出」とILO(国際労働機関)基準による「社会保障給付費」の2通りで集計している。
- ▶ 「社会支出」(OECD 基準)は「社会保障給付費」(ILO 基準)と比べ、施設整備費など直接個人に渡らない支出まで集計範囲に含んでおり、国際比較の観点から重要な指標であることから、多くの国々で活用されている。日本では戦後まもなくから現在に至るまで集計され、政策議論に欠かせない統計であるとされている。

《概要》

- 2014 年度の「社会支出」総額は 116 兆 8,532 億円で、対前年度増加額は 1 兆 4,196 億円、伸び率は 1.2%となっているが、GDP の対前年度比は 1.5%増であり、対 GDP 比は 2 年連続で下落
 - 2014 年度の「社会保障給付費」総額は 112 兆 1,020 億円で、対前年度増加額は 1 兆 3,970 億円、伸び率は 1.3%となっているが、GDP の対前年度比は 1.5%増であり、対 GDP 比は 2 年連続で下落
 - 1人当たりの「社会支出」は 91 万 9,500 円、「社会保障給付費」は 88 万 2,100 円
 - 社会支出を政策分野別にみると、最も大きいのは「高齢」で 54 兆 8,747 億円、次いで「保健」の 39 兆 5,385 億円。この 2 分野で総額の約 8 割(80.8%)を占め、社会支出の伸びを牽引
 - 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」に 3 分類すると、「医療」は 36 兆 3,357 億円で総額に占める割合は 32.4%、「年金」は 54 兆 3,429 億円で同 48.5%、「福祉その他」は 21 兆 4,234 億円で同 19.1%
 - 社会保障給付費に対応する、社会保険料や公費による負担などの「社会保障財源」※は、総額 136 兆 5,729 億円で、前年度に比べ 9 兆 2,777 億円増
 - 財源項目別にみると「社会保険料」が 65 兆 1,513 億円で、収入総額の 47.7%を占める。次に「公費負担」が 44 兆 8,373 億円で 32.8%を占める
- ※社会保障財源の概念は社会保障給付費と同様 ILO 基準に対応するもので、総額には、給付費に加えて、管理費及び施設整備費等の財源も含まれる。

➤ 2016.7.12 平成 27 年「国民生活基礎調査」とりまとめ：公表

- ▶ 厚生労働省は、平成 27 年の国民生活基礎調査の結果をとりまとめ、公表した。
- ▶ 平成 27 年は、簡易な調査の実施年にあたり、世帯票は約 5 万 9 千世帯、所得票は約 9 千世帯を対象として調査し、世帯票は約 4 万 7 千世帯、所得票は約 7 千世帯が集計されている。

《概要》 ※〈 〉は平成 26 年調査の結果

1 世帯の状況

- 高齢者世帯は 1271 万 4 千世帯<1221 万 4 千世帯>、全世帯の 25.2%<24.2%>と増加傾向
注：高齢者世帯は、65 歳以上の人のみか、65 歳以上の人と 18 歳未満の未婚の人で構成する世帯

○65 歳以上の者は 3465 万 8 千人となっている。家族形態をみると、「子と同居」の者が 1352 万 6 千人(65 歳以上の者の 39.0%)で最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」(夫婦の両方又は一方が 65 歳以上)の者が 1346 万 7 千人(同 38.9%)、「単独世帯」の者が 624 万 3 千人(同 18.0%)

○児童のいる世帯における母の仕事の有無は、「仕事あり」が 68.1%<65.7%>と増加

注:児童は、18 歳未満の未婚の人

2 所得等の状況

○1世帯当たり平均所得金額は 541 万 9 千円<528 万 9 千円>と増加

○「高齢者世帯」が 297 万 3 千円<300 万 5 千円>と減少、「児童のいる世帯」が 712 万 9 千円<696 万 3 千円>と増加

○所得金額階級別世帯数の相対度数分布をみると、「200～300 万円未満」が 14.0%、「100～200 万円未満」が 13.6%及び「300～400 万円未満」が 13.1%と多くなっている。中央値(所得を低いものから高いものへと順に並べて 2 等分する境界値)は 427 万円であり、平均所得金額(541 万 9 千円)以下の割合は 61.2%

○各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額をみると、全世帯では「稼働所得」が 74.5%、「公的年金・恩給」が 19.6%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が 67.5%、「稼働所得」が 20.3%

○公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が 100%の世帯」は 55.0%

注:所得は、平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間の所得

○生活意識が「苦しい」とした世帯は 60.3%<62.4%>と減少

○年次推移をみると、「苦しい」の割合はおおむね上昇傾向

○各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「高齢者世帯」が 58.0%、「児童のいる世帯」が 63.5%

注:生活意識は、5 段階の選択肢であり、「苦しい」は「大変苦しい」「やや苦しい」の合計

*平成 26 年度「社会保障費用統計」 ※国立社会保障・人口問題研究所 HP

http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h26/fsss_h26.asp

*平成 27 年度「国民生活基礎調査」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa15/index.html>

自由民主党 社会福祉推進議員連盟 御中

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

社会福祉法人制度改革に関する要望書

全国 2 万余の社会福祉法人は、今回の社会福祉法改正の趣旨を受け止め、地域住民の信頼と支持のもと、今後も各地域の福祉基盤の主たる担い手としての役割を果たしていくとともに、経営体制の強化とその他の法人本部機能の強化、組織・事業の透明性の向上に努めてまいります。

社会福祉法人は、これまで地域のセーフティネットとして、制度の狭間におかれた福祉課題・生活問題のある人々への支援を行なってきました。さまざまな事業規模、各種施設・事業を営む社会福祉法人が、地域の増大・多様化する福祉ニーズに対し、主体的、柔軟に、多様な福祉サービス・支援活動が展開できる制度となるよう、下記について要望いたします。

平成 28 年 4 月 1 日施行にかかる事項

1. 「地域における公益的な取組」を行う責務

社会福祉法人が、地域の実態に即して福祉サービスや支援活動が主体的に展開できるよう、「地域における公益的な取組」について、その内容を限定列挙しないでください。

2. 措置費、運営費の性格と「責務」の関係等

すべての社会福祉法人が上記の責務を果たすことができるよう、措置費や運営費のあり方について検討してください。

あわせて、法人の創意工夫のもと多様な取組が行われるためにも、職員配置や施設・設備の活用について弾力化を図ってください。

3. 指導監督の権限移譲

都道府県の区域で事業を行う法人であって主たる事務所が指定都市に所在する法人については、所轄庁が都道府県から指定都市に移譲されることになっていますが、都道府県社会福祉協議会は都道府県域での活動を総合的に調整し地域福祉の推進をはかることを役割としており、都道府県との連携・協働が不可欠です。

については、都道府県と指定都市が十分に連携・協働をはかるようご調整・指導してください。

平成 29 年 4 月 1 日施行にかかる事項

4. 会計監査人の設置

一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人を設置することとされていますが、設置については社会福祉法人に過度な負担がかからないようにしてください。

5. 「社会福祉充実残額」の算定

「社会福祉充実残額」については、法人の主体性・自律性を損なうことなく、事業の継続に必要な財産額が適切に算定される必要があります。財務規律の強化、内部留保の明確化にあたっては、それぞれの社会福祉法人の事業内容や規模が多様であるため、社会福祉法人の主体性のもとに、そうした実情を反映できるしくみにしてください。

また、大規模災害の発生時に、被災した場合に、社会福祉事業及び地域における災害対応ができるように、そうした備えを必置としてください。

平成 28 年 5 月 20 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

平成 28 年熊本地震の被災地支援・復興に関する要望

このたびの平成 28 年熊本地震において、全国社会福祉協議会では構成組織とともに、発災直後から被災地の社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会への支援を通じ、被災者の支援を行ってきました。

被災地の復興に向け継続的な支援を行っていくため、国において早急な対応を要望します。

1. 要援護者への適切な福祉サービスの提供

- ①高齢者、障害者等に配慮したバリアフリーの福祉避難所等の設置と運営・機能への支援
- ②福祉避難所への要援護者の移動の支援
- ③福祉避難所等への介護職員、保育士、看護職員等専門職の配置および訪問活動の実施の支援

2. 福祉施設および福祉サービスの事業継続・再開のための支援

- ①被災した全ての福祉施設・事業所の早期復旧のための財政措置の確保
- ②福祉施設・事業所の機能を維持するための長期的・継続的な人的支援等のための財政措置の確保
- ③被災地における社会福祉法人に対する指導監査の実態を踏まえた弾力的な対応

3. 被災者の生活支援の強化

(1) 県・市町村の災害ボランティアセンター活動への支援

- ①被災者支援のための専門のボランティアコーディネーターの配置
- ②災害ボランティアセンターへの全国の社会福祉協議会職員の派遣に要する費用の補助（旅費、宿泊費、保険料等）

(2) 仮設住宅等における生活支援

- ①仮設住宅・復興住宅等を訪問して相談・助言や生活支援を行う「生活支援相談員」の配置

(3) 生活困窮者自立支援制度による生活困窮者の支援

- ①被災による相談者の増加に対応するための自立相談支援機関「相談支援員」の配置等の相談支援体制の強化

(4)生活福祉資金の特例貸付等のための事務費の確保

- ①被災地における緊急小口資金特例貸付および住宅補修費等の生活福祉資金貸付に必要な相談体制等整備に要する事務費の確保
- ②被災地の社会福祉協議会への他県からの応援社協職員の派遣に要する費用の補助(旅費、宿泊費、保険料等)

(5)民生委員・児童委員活動への支援

- ①被災地において住民の相談支援にあたる民生委員・児童委員、および民生委員児童委員協議会の活動に係る財政支援

4. 国庫補助による財源確保

以上の事項について、被災地支援・復興対策として全額国庫負担とし、長期にわたる財源確保を図ってください。

平成 28 年 6 月 9 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

平成 29 年度 社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

【福祉制度・予算要望事項】

1. 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保
2. 社会福祉法人の公益的な事業・活動の取組と法人基盤の強化
3. 地域における生活困窮者自立支援の総合相談・生活支援体制の強化
4. 民生委員・児童委員の活動環境の改善
5. 地域包括ケアシステムの構築・高齢者保健福祉施策の拡充、介護保険事業の安定運営の強化
6. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充
7. 子ども・子育て支援新制度による保育・社会的養護施設施策の拡充と質の向上
8. 福祉サービスの質の向上と権利擁護の強化
9. 成年後見制度など総合的な権利擁護支援の体制整備
10. 福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化
11. 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援の強化
12. 大規模災害対策・防災対策への対応の強化
13. 低所得者対策の一層の充実

【税制要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持
2. 生活困窮者支援事業にかかる固定資産税等の非課税の実現

【福祉制度・予算要望事項】

1. 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保

(1) 増大する福祉ニーズと質の向上のための平成 29 年度社会福祉関係予算の確保

- ・国は、平成 27 年 6 月に閣議決定した『経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2015』において、2020 年度（平成 32 年度）までの今後 5 年間の「経済・財政再生計画」を示し、「社会保障は歳出改革の重要分野」との考え方のもとに、「計画の初年度である平成 28 年度予算から手を緩めることなく本格的な改革に取り組む」とし、主要な改革については 2016 年度から 2018 年度までの 3 年間を「集中改革期間」に位置付け、毎年度の予算編成、法案等に反映させるとしています。
- ・一方、福祉ニーズが多様化、深刻化しているなか、高齢者福祉、障害者福祉、保育・児童福祉、生活困窮者福祉等の各福祉サービスの量的、質的な拡充は必要不可欠です。
- ・各福祉サービスの平成 29 年度予算の財源確保、及び国民の福祉向上のために将来にわたり安定的に運営できる財源確保を図られるよう、要望します。

(2) 消費税増税の延期による影響と社会福祉制度の拡充のための財源確保

- ・平成 27 年 10 月から延期されていた消費税率の 10%への引上げが、平成 29 年 4 月から平成 31 年 10 月に再延期の予定です。消費税増税分については、毎年 1 兆円増える社会保障の安定財源確保と充実のため、「国民年金」「医療」「介護」「子ども・子育て」4 分野に充当するとされていますが、増税の再延期となれば、関係施策の拡充はきわめて厳しくなると見込まれます。
- ・現状において、子ども・子育て支援のための 0.3 兆円の確保も見通しが立たない状況にあり、平成 29 年度予算編成はさらに厳しい状況と言わざるを得ません。喫緊の貧困問題等のセーフティネット対策の諸施策を含め、国民の期待と福祉ニーズに応えるための各制度の拡充に必要な財源確保を図られるよう、要望します。

2. 社会福祉法人の公益的な事業・活動の取組と法人基盤の強化

(1) 社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会による公益的な事業・活動の取組促進と法人基盤の強化

- ・平成 28 年 3 月末に、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、及び地域における公益的な活動等の社会福祉法人改革の事項を定めた「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。
- ・社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会（以下、「社協」という）等が、法人本部機能

の強化を図るとともに、それぞれに有する資源、機能、専門性を活かし、公益的な事業・活動として、地域の実態に即して地域で暮らす生活困窮者等への支援などを積極的に行うための環境整備を図られるよう、要望します。

①「地域における公益的な取組」を行う責務

- ・「地域における公益的な取組」については、取組が制限されることなく、社会福祉法人が地域の実態に即して主体的に福祉サービスや支援活動が展開できるよう、所轄庁に対し十分な働きかけをしてください。

②措置費、運営費の性格と「責務」の関係等

- ・すべての社会福祉法人が上記の責務を果たすことができるよう、措置費や運営費のあり方の検討とともに、法人の創意工夫のもと多様な取組を行うために職員配置や施設・設備の活用について弾力化を図ってください。

③会計監査人の設置

- ・一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人を設置することとされていますが、設置については社会福祉法人に過度な負担がかからないようにしてください。

④控除対象財産の算定

- ・控除対象財産については、法人の主体性・自律性を損なうことなく、事業の継続に必要な財産額が適切に算定される必要があります。財務規律の強化、内部留保の明確化にあたっては、それぞれの社会福祉法人の事業内容や規模が多様であるため、社会福祉法人の主体性のもとに、そうした実情を反映できるしくみとしてください。
- ・また、大規模災害の発生時に、被災した場合に、社会福祉事業及び地域における災害対応ができるように、そうした備えを必置としてください。

⑤社会福祉法人による公益的な事業・活動の促進に向けた基盤整備

- ・社会福祉法人による地域ニーズに対応した公益的な取り組みを推進するためには、地域ニーズの把握や発見などにおいて民生委員・児童委員活動やボランティアなどの住民参加による福祉活動と社会福祉施設等との連携が重要になります。
- ・このため、地域協議会の設置や社会福祉法人の評議員への地域人材の選任においては、社協の組織・機能の活用とともに、社会福祉施設と社協との連携が図られるための基盤整備の具体化を講じられるよう、要望します。

(2)小規模法人における経営労務管理の取り組みの強化

- ・介護や保育事業等を行う社会福祉法人における経営労務管理を支援し、その改善や適正化を実効あるものとするため、「経営労務管理改善支援事業」（新規）の活用にあたっては都道府県社協に設置されている社会福祉法人経営者協議会を主体とした取り組みを可能とする等、その弾力的な取扱いが講じられるよう、要望します。

3. 地域における生活困窮者自立支援の総合相談・生活支援体制の強化

(1) 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施のための取り組み強化

① 生活困窮者自立支援制度の円滑実施に向けた環境整備

- ・ 自立相談支援事業等は、早期発見・早期対応のためのアウトリーチ、多様かつ複数の福祉課題・生活課題のある人々へのきめ細かな寄り添い型の支援、さらに新たな各種福祉サービスの開発などが求められています。こうした役割を実施主体が十分に果たせるよう、町村部も含めて地方自治体の規模や継続的な相談・支援実績等に応じ必要な予算措置を講じられるよう、要望します。
- ・ なお、事業評価については、要支援者の新規相談やプラン策定件数、あるいは就労や収入増だけに着目するのではなく、要支援者への継続的なかかわりや支援内容、また地域のネットワーク形成や新たなサービス事業の開発、要支援者の社会参加なども含め、多面的な効果測定と実施状況を適正に把握できるよう、要望します。
- ・ また、家計相談支援事業、就労準備事業など任意事業の実施状況は、自治体により格差が生じています。相談・支援の解決策として任意事業は重要であり、その普及促進について特段の措置を講じられるよう、要望します。

② 生活困窮者自立支援制度における相談支援員等専門職の研修等の充実

- ・ 多様で複合的な福祉課題・生活課題のある生活困窮者に対し、適切かつ効果的な支援を継続していくためには、相談支援員等専門職の養成研修の充実が不可欠です。
- ・ 国の養成研修については、相談支援員等専門職が早期に受講できる研修とすることや、職員数の多い自立相談支援事業の相談支援員の研修等については回数増を図るほか、都道府県段階で伝達研修を行う指導者研修実施のための予算措置を講じられるよう、要望します。
- ・ さらに、都道府県等において事業実施主体や受託実施機関の連絡調整、定期的なケース検討会などの研修機会の確保などに、必要な予算措置を講じられるよう、要望します。

(2) 日常生活自立支援事業の体制整備の強化

- ・ 日常生活自立支援事業は、開始から 15 年を経て利用者は年々増加し、判断能力の不十分な高齢者や障害者等への支援として、今後とも需要が高まるものと想定されます。
- ・ 一方、利用者の 4 割以上を占める生活保護受給者については、その利用料に係る財源措置や、利用者数および相談件数の増加に対する財源措置が十分ではなく、受託社協や基幹的社協の財源の持ち出し、新規利用申込者への対応の遅延など、事業の実施に支障をきたすことも散見されます。
- ・ 平成 27 年度より国庫補助については、事業費補助が段階的に導入されていますが、事業体制を整備し、質が高く効果的な支援を行っている社協が適切に評価される補助方式となるよう、要望します。

- ・また、本事業の本来的なあり方について早急に検討を図り、今後の需要の高まりに対応する専門員や生活支援員の体制整備を図るための財源措置を講じられるよう、要望します。

(3)総合的・横断的な施策展開が可能な地域福祉財源の構築、確保

- ・生活困窮者自立支援事業や介護保険制度の新たな日常生活支援総合事業などにおいては、地域コミュニティでの総合相談・生活支援体制の構築とともに、ボランティア活動も含めた住民参加によるニーズの発見、公的制度等へのつなぎ、見守り・支援活動の展開が期待されています。
- ・その一方、社会的孤立などを背景に福祉課題・生活課題が多様化・深刻化するなかで、対象分野ごと、あるいは制度ごとの体制と運営では、制度の狭間の課題が生じてしまい、対応を困難としています。このため、権利擁護を含めた効果的・効率的かつ重層的な地域福祉施策の取り組みを図るために、予算措置等においては、市町村が地域福祉の推進財源を横断的、弾力的、総合的に運用できるような措置を講じられるよう、要望します。
- ・また、現在、国では「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示し、包括的支援体制構築に向けたモデル事業を実施しているところです。モデル事業以外の先進的な取り組みも踏まえ、地域福祉コーディネーター等の配置や地域における総合相談・生活支援体制の整備など制度や分野を超えた個別支援、ボランティア活動等の住民参加による福祉活動、権利擁護支援等が総合的に展開できる本格的な地域福祉施策の構築に向けた検討が図られるよう、要望します。

(4)生活福祉資金貸付事業における相談支援機能強化のための体制整備

- ・生活困窮者の自立支援に向け、生活福祉資金貸付事業の果たす役割は拡大しています。とくに生活福祉資金の貸付相談を通じて自立相談支援事業につなげるなど、生活福祉資金貸付事業が生活困窮者自立支援制度の一次窓口として受けとめているケースも多くみられます。
- ・また、子どもの貧困対策においては学習支援が重要ですが、生活福祉資金（教育支援資金）はその支援策の1つとして毎年1.5万件に及ぶ貸付が続いています。
- ・本貸付事業の特長は、借受世帯に対する継続的な相談支援の実施にあります。生活困窮者自立支援の一翼を担う事業としてその役割を果たすためにも、とくに窓口となる市区町村社協の体制整備が不可欠であり、そのために十分な予算措置が講じられるよう、要望します。

(5)生活保護受給者や生活困窮者の自立に向けた支援に携わる人材の確保

- ・生活保護受給者や生活困窮者への支援を行なっている救護施設等の厚生関係施設において、

ホームレスやDV被害者、依存症者、矯正施設退所者等、多様化、複雑化したニーズを持つ利用者を的確に自立につなぐための専門相談や地域生活への支援に必要な人材の確保が課題となっています。自立相談支援事業や就労訓練事業（中間的就労等）等生活困窮者自立支援制度に沿って関係事業に取り組む厚生関係施設において、こうした必要な人材を確保するための予算措置が講じられるよう、要望します。

4. 民生委員・児童委員の活動環境の改善

(1) 民生委員・児童委員に対する研修事業費の増額

- ・今日、23 万人の民生委員・児童委員活動は、多様化する住民の福祉課題への対応、災害時要援護者支援体制整備への協力、悪質商法被害防止等の消費者保護等、幅広い協力が期待されています。
- ・そのため、民生委員・児童委員には、十分な経験や知識を有するための研鑽が必要とされています。約 6 割の民生委員・児童委員は在任 2 期以内であり、住民への身近な相談支援機能を十分果たすために研修事業の拡充が重要であります。
- ・平成 28 年 12 月には 3 年に 1 度の一斉改選が行われ、約 3 分の 1 の委員の交代が見込まれます。平成 29 年度においては、都道府県・指定都市段階等において新任委員また新任の単位民児協会長等に対する十分な研修が実施されるよう関係予算の拡充を講じられるよう、要望します。

(2) 民生委員児童委員協議会活動費の拡充

- ・民生委員・児童委員への期待の高まりの一方、その負担増大が課題となり、委員の早期退任の一因ともなっています。それだけに、民生委員・児童委員の活動環境の改善とともに、日々の民生委員・児童委員活動を支える民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」という）の組織機能を高めることが重要です。
- ・また、さまざまな課題を抱える住民を、民生委員・児童委員を介して早期に適切な支援に結びつけるためにも、民生委員・児童委員の存在や役割を適切に住民等に周知する必要がある、民児協による広報活動の必要性が増しています。
- ・平成 29 年は民生委員制度創設 100 周年であり、全国の民児協において積極的な広報活動が実施されることから、その支援のための予算確保を講じるよう、要望します。
- ・広報や民児協内部での研修など、民児協活動の充実のためには民生委員法に基づき設置される単位民児協の活動費（現行 1 民児協あたり 20 万円）の増額とともに、広域で活動を展開する都道府県・指定都市段階の民児協組織への補助拡充を講じられるよう、要望します。

5. 地域包括ケアシステムの構築・高齢者保健福祉施策の拡充、介護保険事業の安定運営の強化

(1) 地域における総合的・包括的な相談・支援体制の強化

- ・後期高齢者が急増する 2025 年に向けて地域包括ケアシステムの構築がめざされる中、地域における包括的な相談支援体制の強化が重要となっています。
- ・地域包括支援センターは、在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化等、一層の機能強化が求められており、業務量に見合う人員配置や、職員の資質の向上のための研修等の充実を図られるよう、要望します。

(2) 地域支援事業の財源確保と推進

- ・市町村が平成 30 年度までに地域支援事業として 4 つの事業（在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化）に取り組めるよう、財源が確保されています。
- ・市町村が、これらの事業実施を通して地域包括ケアを具体化できるよう引き続き財源を確保し、その推進を図られるよう、要望します。

(3) 地域支援事業における市町村格差への対応と生活支援サービスの充実に向けた対策の強化

- ・介護保険制度改正に伴い、新たな地域支援事業が全国の市町村で取り組まれており、新たな介護予防・日常生活支援総合事業については平成 29 年 4 月には全市町村が実施することとなります。
- ・厚生労働省調査（平成 28 年 1 月）によると、総合事業の実施状況は、平成 28 年 4 月までに実施が全市町村のおよそ 3 分の 1 であり、事業の進捗状況や地域の推進体制に格差が生じています。
- ・地域包括ケアシステムは、それぞれの市町村の社会資源を十分活用し、あるいは創造し、地域の特性に応じて構築していくことが求められています。居住する市町村によって、提供する介護サービスや支援内容に格差が生じないように支援策を講じられるよう、要望します。
- ・生活支援コーディネーターの養成や協議体の設置に向けて、都道府県等における市町村の実態に即した必要な支援策を講じられるよう、要望します。
- ・さまざまな地域資源との連携による見守り・支え合い体制の構築など、地域の要援護者に対してきめ細かい支援を行うためには、行政だけではなく、住民組織、民生委員、老人クラブ、NPO、医療・介護関係者等の専門職はもとより、地域住民等幅広い担い手の参加が必要です。このため、新たな担い手の養成を含む社会資源の開発や、各種社会資源の連携等を十分に図るために市町村に対し必要な支援策を講じられるよう、要望します。

(4) 住み慣れた地域で認知症高齢者の生活を維持・充実するための施策の推進

- ・ 認知症高齢者の急増が想定される中、認知症者に関わる事故・事件が頻発し社会問題化しており、認知症であっても住み慣れた地域で、生活の質を維持しつつ暮らしていけるよう、認知症者や介護者等への支援がより一層求められています。
- ・ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の着実な推進とともに、市町村をはじめ関係機関・団体や地域住民等幅広い関係者による支援体制の量的・質的充実に向けた取り組みの推進を図られるよう、要望します。

(5) 次期介護保険制度改革における安定した介護事業運営の確保とニーズに即したサービスの提供

- ・ 次期介護報酬改定においては、第 6 期介護報酬改定（平成 27 年度）による事業所の経営実態と利用者の状況を十分に検証し、安定した介護事業運営が行える報酬となるよう、要望します。
- ・ 軽度者の介護保険サービスと費用負担のあり方については、介護ニーズに沿った十分なサービス提供が行えるよう制度の堅持を要望します。

(6) 介護離職ゼロに向けた、介護サービスの確保や働く環境の改善、家族支援に必要な施策の着実な推進

- ・ 一億総活躍社会の実現のための施策の一つである介護離職ゼロについては、必要な介護サービスの確保（高齢者のニーズに対応できる介護サービス基盤の確保、ニーズに応じた適切な介護サービスの提供、介護人材の育成・確保等）と、働く環境の改善、家族支援（相談機能の強化・支援体制の充実、介護する家族の職場環境の整備等）を推進することとされています。
- ・ 介護人材の確保・定着等施策の具体的な取り組みと着実な推進を図られるよう、要望します。

(7) 老人クラブ活動等助成費の充実強化

- ・ 新たな介護予防・日常生活支援総合事業は、老人クラブによる生きがいづくり、健康づくり等諸活動に包含されるものもあります。高齢化の急進とともに、さらに必要とされる新たな介護予防・日常生活支援総合事業の取組にあっては、地域における柔軟で多様な生活支援の強化のための老人クラブ活動を通じた取組と連動させていくなどの対応を講じられるよう、要望します。

6. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充

(1) 障害者総合支援法の着実な推進

- ・ 障害者権利条約の理念のもとに、障害者が地域や住み慣れた場所で暮らせるよう必要なサービスの確保・推進などを図ることが必要です。そのため、改正障害者総合支援法の平成 30 年 4 月の施行に向け、新たな「自立生活援助」や「就労定着支援」の事業創設や障害児支援、サービスの質の向上等の必要な予算確保を含め、一層の利用者主体の制度・施策としていく対策を講じられるよう、要望します。
- ・ さらに、医療的ケア等が必要な重度者への支援体制強化、移動支援の拡充、利用者のニーズを基本とした支給決定や、ニーズに応じた就労支援等が行われるための事業体系の充実などに必要な予算を確保されるよう、要望します。
- ・ また、グループホームは、必要な支援を受けながら地域で生活することを希望する障害者にとって重要な住まいの場であることから、現在の利用者を含め、軽度者を対象外としない現行施策を継続するとともに、第 4 期障害福祉計画に基づき今後も必要な整備が図られるよう、予算確保を要望します。

(2) 障害者差別解消法等をふまえた取組の強化、権利擁護体制の拡充

- ・ 第 4 期障害福祉計画に係る基本指針に基づく施策の着実な実現が必要であり、福祉施設からの地域生活移行や一般就労の促進等につながる予算確保が図られるよう、要望します。
- ・ 平成 28 年 4 月施行となった障害者差別解消法と各省庁等が策定した対応要領・対応指針で謳われた差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、民間も含めた着実な推進が図られるよう、苦情解決体制の拡充を含めた一層の施策整備を要望します。
- ・ 平成 26 年度に全国の自治体で受け付けた、養護者による虐待相談・通報件数が 4,458 件に及んだ実態に照らし、虐待防止に関する相談窓口の拡充や市町村担当者等への研修の充実等、必要な体制整備のなお一層の推進を図られるよう、要望します。

(3) 障害者就労支援施設への官公需拡大に向けた予算の確保

- ・ 優先調達推進法による全国の市区町村に定められた義務としての調達方針策定は 79.3%の達成率（平成 27 年 7 月末現在）であり、障害者就労施設等からの積極的な調達の促進を図るための一層の対策を講じられるよう、要望します。
- ・ また、共同受注窓口の体制整備の強化推進が必要であり、窓口の設置にかかる継続支援、円滑な運営継続のための補助の創設、優先調達推進法の調達目標への窓口発注分の計画的組み入れなどにより、受注・生産体制を一層強化し、利用者の工賃引き上げにつながる措置を講じられるよう、要望します。

(4)障害者の地域生活に資する支援施設・事業所の安定的運営のための予算確保

- ・次期報酬改定に向けて障害福祉サービス等報酬改定前後の障害者支援施設・事業所の運営状況について、経営実態に即した的確な把握と検証を行うとともに、小規模な事業所であっても安定的なサービスが実現されるよう自立支援給付費等の関係予算の確保を要望します。

(5)障害者の状況に応じたサービスの提供と利用の保障

- ・障害福祉サービスの利用にあたっては、本人の希望により障害程度や状況にあった必要なサービスの活用を保障すべきであるとの点から、とくに下記の点を要望します。

① 65 歳以降の高齢障害者への適正なサービス提供

- ・障害福祉サービス利用者が 65 歳以上になった場合も、住み慣れた環境において安心して暮らし続けられるよう、本人の希望に沿い障害程度や状況にあった必要な障害福祉サービスや介護保険サービスを円滑に利用できる仕組みとすべきであり、過度な利用者負担が生じない適切な対応策を進められるよう、要望します。

② 18 歳から 20 歳の障害者のサービス利用の保障

- ・18 歳から 20 歳の間は障害年金による所得補償がないため、自己負担が生じるサービス利用が困難となっています。制度の狭間の障害者のサービス利用について必要な支援策を講じられるよう、要望します。

(6)障害福祉サービスに携わる人材の確保

- ・障害者支援施設やサービス事業所において、必要な人材が確保できるよう、処遇改善につながる報酬体系の見直しや、人員配置に関する基準の拡充等により、その実現が図られるよう要望します。
- ・とくに医療的なケアを常時要する重度障害者への支援体制強化や、就労系支援事業所において民需拡大を図り利用者の工賃向上を果たすための担当職員の加配等、専門的な資格やスキルを有する人材の確保が可能となる必要な対応を講じられるよう要望します。

7. 子ども・子育て支援新制度による保育・社会的養護施設施策の拡充と質の向上

(1)子ども・子育て支援新制度の目指す「量の拡充」、「質の改善」を実現する総額 1 兆円超の恒久的な財源確保

- ・保育・社会的養護の「質の改善」を伴った子ども・子育て支援の充実を実現するためには、子ども・子育て会議での重要課題である、消費税以外の 0.3 兆円を含む総額 1 兆円超の財源確保が必要不可欠であり、国の責任において必要な財源確保を図られるよう、要望しま

す。

(2)保育施策の拡充と保育の質の向上

①保育の質の向上のための人材確保と処遇改善

- ・0.3兆円で見込まれる「質の改善」の実施にあたっては、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』及びこれに直接影響する『処遇改善』への取組が必要です。
- ・とくに、職員給与の改善、1歳児・4・5歳児の職員配置を改善、研修機会を確保するための代替職員の配置、栄養士を配置又は活用して給食を実施する場合の費用、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合の地域の療育支援を補助する者の配置等が早期に実現されるよう、要望します。
- ・なお、0.3兆円の追加にとどまらず、保育士の長期的な勤務継続を可能とする、さらなる処遇改善のための財源確保を図られるよう、要望します。

②保育の質を高めるとともに、喫緊の課題である早期の人材確保に直結する、抜本的な処遇改善の実現

- ・11時間を上限とする保育標準時間に対応するために、現状、3時間分の非常勤保育士分とされている給付を、開所と配置の実態に見合う常勤体制に改善するよう、要望します。
- ・保育士等が保育に従事している配置状況について、延長保育も含む開所時間の実際に鑑みると、保育士の勤務時間は、ほぼ全てを直接的な保育業務にあたらざるをえず、日々の教材準備や、保育の質の向上のための恒常的な研修を確保できる業務体制の構築が早急な課題です。例えば、幼稚園教諭と同様に、2時間の研修及び教材準備時間が確保されるようにすること等を要望します。

(3)社会的養護施設施策の確実な推進と養育の質の向上の取組強化

- ・今般の児童福祉法改正により、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策を強化するため、児童相談所の体制強化、里親委託の推進等の措置が講じられていますが、児童虐待・DV被害等が増加・深刻化するなか、児童福祉法の理念を実現し、子どもの最善の利益を保障するためには、家庭的環境のもと子どもの養育・支援や自立に向けた支援を担う社会的養護施設の施策拡充と機能強化を図る必要があります。また、里親への支援の体制整備が必要です。
- ・法改正の審議過程において、社会的養護体制のあり方について再び検討の場を設けるとの考えが示されましたが、わが国の子ども家庭福祉の現場実態と課題を十分に検証したうえで、実現可能な基本方針と対策を講じられるよう、要望します。

- ・社会的養護施設では、虐待を受けた子どもや障害がある子ども、またDV被害、精神疾患のある保護者への支援強化が喫緊の課題です。0.3兆円で見込まれる「質の改善」の実施にあたって、とくに養育・支援の質の向上のため、『社会的養護の課題と将来像』で提起されているチーム責任者や心理療法担当職員等専門職員の配置拡充等の予算確保を要望します。
- ・子どもの貧困問題への対応策の一環として、社会的養護関係施設を退所し進学・就労しても、さまざまな事情から中途退学・離職する子どもも多く、施設入所中からの自立支援と個別的なアフターケアが重要な課題です。その役割を担う自立支援担当職員の配置を要望します。また、児童自立援助ホームの全都道府県設置等の各種支援策の推進のための財源確保を要望します。
- ・子どもたちの安定的な養育環境には職員の定着が不可欠であり、保育所関連施策同様に養育・支援に係る保育士等の職員の確保・定着を図るため、職員給与、夜間の勤務体制の充実等の抜本的な処遇改善を要望します。

(4)乳幼児期の教育の無償化の子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源による実現

- ・子どもの貧困問題が顕在化しているなか、乳幼児期の教育の無償化のさらなる拡大は、子育て家庭の負担軽減に直接的に及ぶものであり、その必要性は喫緊の課題です。
- ・一方、待機児童の問題が十分に解消されていない、すべからく我が国の幼児教育が保障されていない状況に鑑みれば、まずもって解消が望まれる課題に対して財源投入することが必要であると考えます。
- ・乳幼児期の教育の無償化にむけては、関係閣僚が平成27年5月21日にとりまとめ、同年7月22日に方向性が確認された『子ども・子育て支援新制度及び幼児教育無償化に係る平成28年度予算編成に向けた基本的な考え方について』のとおり、子ども・子育て支援新制度の進展を目的とした1兆円超とは異なる財源による、財政支援が講じられるよう、要望します。
- ・また、上記『基本的考え方』にある、「保育所（0～2才児）も含めた複数案の試算・検討」にあたっては、利用する子どもの保護者等がその負担の軽減を実感できる措置を講じられるよう、要望します。

(5)子どもの貧困を解消するための抜本的な施策の拡充

- ・わが国は、子どもの貧困率が16.3%とOECD加盟国においても平均より高い状況にあります。とりわけ一人親世帯の困窮問題は厳しい状況です。
- ・子どもの今の生活や未来が、家庭の経済事情に左右されないように、生活支援、学習支援、奨学金制度の充実など、子どもの貧困を解消するための抜本的な施策の拡充が図られるよ

う、要望します。

- ・あわせて、社会的養護施設関係施策における地域の要支援世帯への援助体制の強化を要望します。

8. 福祉サービスの質の向上と権利擁護の強化

(1) 福祉サービスの質の向上の取組強化

- ・利用者の権利擁護の観点から福祉サービスの質の向上を図ることはもとより、福祉人材の確保・定着においても、福祉施設・事業所における第三者評価事業の受審や、苦情解決体制の整備の促進が必要です。
- ・第三者評価事業については、福祉サービスの質の向上を図るため、受審率の数値目標等を定め受審促進が図られています。それに応えていくため、全国、都道府県段階における評価機関・評価調査者の養成、研修等の拡充・強化を図られるよう、要望します。
- ・また、都道府県運営適正化委員会については、相談件数の増加と相談対応の長期化・深刻化等の状況にあり、安定して事業運営、苦情解決対応が行えるよう十分な体制整備のための財源確保が図られるよう、要望します。

9. 成年後見制度など総合的な権利擁護支援の体制整備

(1) 総合的な権利擁護体制の構築と推進(「権利擁護センター」、「成年後見センター」等の設置推進)

- ・各自治体において高齢者、障害者等を包括する権利擁護センター等の設置を促進し、地域住民や関係機関の総合的な支援に関するネットワークを構築するなどの権利擁護体制の整備と財源確保が図られるよう、要望します。
- ・後見人を育成して活用を図るとの成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見人の権限を一部拡大する改正民法が成立しましたが、後見人等の確保・育成にかかる関連施策の拡充や被後見人の意思を最大限に尊重しての監督体制の強化が図られるよう、要望します。

10. 福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化

(1) 計画的な福祉人材確保施策の推進と福祉・介護職員、保育士等の給与や労働条件の改善、働きやすい職場づくりのための総合的な施策の推進

- ・福祉の職場は、支援を必要とする人々に向き合い、寄り添い、支えながら、人間としての尊厳のもとに自立を支援するため、より適切な福祉サービスや生活問題の解決のための支援に取り組むことができる福祉人材を確保・育成し、一人ひとりの職員が、専門性を活かし

て生き生きと活躍し、やりがいをもって働き続けられる職場環境を構築して、その定着を図る必要があります。

- ・国は、『一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策』を政策課題にかかげ、「希望出生率 1.8 の実現」と「介護離職ゼロ」の目的達成に直結する緊急政策として、保育および介護サービスの量的整備の拡大の前倒しと、そのための人材確保対策の拡充を打ち出しています。
- ・しかし、福祉サービスを担う福祉人材の確保・育成・定着は非常に厳しい状況が続いており、福祉人材が確保できなければ、福祉サービスの提供に支障をきたす問題も顕著化しつつあります。
- ・国において、福祉人材の処遇の実態と課題を検証し、早急に福祉職員の採用、育成、継続雇用・定着、再雇用、キャリアパス、給与改善など処遇改善、職員配置の拡充・24 時間対応の生活施設の夜間の勤務体制の強化、専門職である福祉職員の社会的評価の向上の取組など、総合的な福祉人材確保施策を推進するよう、要望します。
- ・また、中長期的な視野のもとに、次世代を担う福祉人材（小中学生・高校生）を地域全体で育み、支え、確保するために、市町村、学校、福祉組織が連携した活動の促進策を要望します。

(2) 国における福祉の仕事のイメージアップに向けた大規模な広報

- ・地域医療介護総合確保基金による都道府県の人材確保施策の拡充とともに、政府広報の TV CM の活用等、国における福祉、介護の仕事の本質的な意義やイメージアップのための広報活動を継続的に拡充するよう、要望します。

(3) 離職介護福祉士等の届出制度の運用に係る財源の確保及び届出制度の普及に向けた大規模な広報

- ・平成 29 年 4 月施行の離職介護福祉士の届出制度を適切に運用するために必要な都道府県福祉人材センター及び中央福祉人材センターの制度運用に係る必要な予算を確保されるよう、要望します。
- ・離職介護福祉士等の届出制度の普及に向けて、国が実施する大規模な広報活動を要望します。

(4) 事業所の認証評価制度の全国的な推進

- ・人材確保、育成に積極的に取り組む事業所を求職者等にわかりやすくすることは、人材確保において重要な取り組みです。平成 29 年度までに約半数の都道府県が実施する見通しですが、全都道府県で早期に実現されるよう、国としてさらに強力に推進されるよう、要

望します。

(5)社会福祉関係資格取得に必要な科目の相互活用

- ・介護福祉士、保育士、社会福祉士等の国家資格取得においては負担軽減のため、たとえば共通する科目を相互の資格取得に活用できる仕組みとするような検討を、要望します。

(6)認定介護福祉士及び認定社会福祉士制度の推進

- ・平成 19 年の社会福祉士・介護福祉士法の改正時の付帯決議において、「社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成する」ことを目的に「早急に検討すること」とされた専門社会福祉士、専門介護福祉士は、職能団体において認定社会福祉士、認定介護福祉士として制度構築と運用が開始されていますが、制度の安定運営や継続性を確保するため、国による助成等の支援を要望します。

11. 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援の強化

(1)社会福祉法人・福祉施設関係

①被災した社会福祉法人・福祉施設の速やかな事業再開、復興に向けた支援策の確保

- ・とりわけ原発事故により避難を余儀なくされた社会福祉法人・福祉施設、事業所の早期の事業再開について、地元自治体や法人等の意向に最大限配慮しつつ、国が強い指導力を発揮し、その実現を図られるよう、要望します。

②事業再開・継続後の支援策の確保

- ・事業再開（継続）を果たしても、職員の確保が難しく定員までの受け入れができない福祉施設・事業所も多く、地域の福祉需要に十分こたえられない現状です。これまで、全国社会福祉法人経営者協議会をはじめとする関係団体による個別の支援を継続してきていますが、国として被災地の状況に即した、真に実効性のある具体的な支援を講じられるよう、要望します。

(2)社会福祉協議会関係

①生活支援相談員の継続の配置と雇用条件等の向上

- ・東日本大震災被災地の社協に配置されている生活支援相談員（被災 3 県で約 580 人）は、被災者への訪問活動や相談支援、仲間づくりを行い、被災者の生活復旧、孤立防止、コミュニティづくりに大きな役割を果たしています。
- ・被災地域では、復興公営住宅の建設の遅れ、原発事故の対応の長期化などによって、被災者の生活課題が多様化・深刻化しており、生活支援相談員の役割や期待は依然と

して大きいものがあります。

- ・しかし、単年度の雇用契約であるため先行きの不安から退職する職員も少なくなく、また増員や欠員補充のために募集をしても応募が少ないなど、その運営は厳しい状況にあります。このため、生活支援相談員が見通しをもって、質の高い支援を継続するために、雇用条件などの環境整備を図られるよう、要望します。

②緊急小口資金等借入世帯に対する継続的な相談支援のための体制確保

- ・発災後、緊急小口資金（特例貸付件数 6.8 万件）や生活復興支援資金等を貸し付けていますが、多くの借受世帯は生活再建の途上にあり、償還がままならないケースもみられます。こうした状況にある世帯への継続的な相談・支援のためにも引き続き相談員配置の予算が必要であり、所要の予算確保を要望します。

12. 大規模災害対策・防災対策への対応の強化

(1)社会福祉法人・福祉施設関係

①大規模災害時における官民協働による支援体制の構築

- ・国、都道府県、市町村、福祉・医療関係機関、NPOなど、関係組織が総力をあげて対応できる制度体系・仕組みの構築と実効性のある災害対策施策を講じられるよう、要望します。
- ・また、発災直後からの要援護者や社会福祉施設利用者等への能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとの調整等について包括的・継続的に支援する大規模災害時の福祉支援体制整備ならびに支援情報システムの構築（物資やボランティアの要請情報の収集と供給のマッチング）を早急に図られるよう、要望します。

(2)社会福祉協議会関係

①大規模災害に備えた総合的な福祉救援活動の連携支援

- ・大規模災害時、都道府県社協および全社協では、被災社協や施設への緊急支援や生活福祉資金の緊急小口貸付などを行うとともに、行政機関と連携し、被災地の市町村社協での災害ボランティアセンターなどの運営支援、被災者の生活支援などを行う社会福祉施設、NPO・NGOなどの支援団体、当事者団体、専門職団体などとの連携等、連絡調整を図ることが必要です。
- ・大規模災害に備え、全国・都道府県等の広域を単位として連携を図るために、市町村社協、都道府県社協等と関係する支援団体のネットワークの構築、災害時に派遣を行う福祉専門職チームの養成・訓練等の災害対策事業について必要な予算措置を図られるよう、要望します。

13. 低所得者対策の一層の充実

(1) 低所得者対策のさらなる充実

- ・低所得や生活困窮者のセーフティネットを拡充する観点から、生活の基盤となる住宅保障を含めた低所得対策の充実を図られるよう、要望します。

(2) 社会保障制度の横断的な自己負担軽減

- ・税・社会保障の負担が増加するなかで、低所得層の負担軽減措置を講じることが必要であり、制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えたよりきめ細やかな社会保障給付を実現するため、医療・介護・保育・障害等に関する自己負担の合計額に上限を設ける「総合合算制度（仮称）」などの導入検討を図られるよう、要望します。

【税制要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

(1) 社会福祉法人の法人税非課税の堅持

- ・社会福祉法人は、その非営利性・公共性のもとに税制優遇の対象となっており、また、人口減少・超高齢化、社会経済情勢の変化のなか、社会福祉法人が地域において果たすべき役割はますます重要になっています。社会福祉法人制度の基幹の仕組みである現行の社会福祉法人の法人税非課税の税制堅持を要望します。

(2) 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄附金制度の堅持

- ・公益目的としての財源供給を細くする軽減税率の見直し、みなし寄附金制度の見直しは、社会福祉事業や公益的な諸活動の取組拡大を阻害するものであり、現行制度の堅持を要望します。

2. 生活困窮者支援事業にかかる固定資産税等の非課税の実現

- ・生活困窮者就労訓練事業を行う福祉施設・事業所が取り組みやすい環境整備（固定資産税等の非課税〔現状は2分の1課税〕）を講じられるよう、要望します。

厚生労働大臣

塩崎 恭久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策委員会委員長 井手之上 優

I 「一億総活躍社会」の実現のための緊急要望

政府は、「一億総活躍社会の実現」を最重要政策とし、誰もが、家庭で、職場で、地域で、生きがいを持って充実した生活を送ることができる社会を創としています。そのための「ニッポン一億総活躍プラン」が、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定されました。

本プランでは、「成長と分配の好循環」を図るとし、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の基盤を着実に強化していくことで、経済を強くするための「究極の成長戦略」に取り組むとの方向が提示されています。

さらに、7 月 12 日には、アベノミクスの成果の活用も含め、来年度以降の一億総活躍プランの加速化につながる施策等を盛り込んだ経済対策を月内にとりまとめるとの指示がなされたところです。

つきましては、全国の社会福祉関係組織の緊急要望として、ニッポン一億総活躍プランの実行に要する財源を確保されること、そのうえで子育て支援や介護支援の拡充、並びに福祉人材確保・雇用促進等の緊急重要施策を実現されるよう、要請いたします。

II 更なる社会福祉制度拡充の重点要望

さらに、急激な少子高齢化、人口減少社会にあって、国民の福祉ニーズや生活問題は多様化、深刻化しています。国民が安心、安定して生活を営むことができる社会環境を確保していくためには、子ども・家庭福祉、高齢者福祉、障害児者福祉、生活困窮者支援・セーフティネット対策などの量的、質的な基盤の拡充が、喫緊の重要課題となっています。

つきましては、一億総活躍社会の実現に向けては、一層の社会福祉制度の拡充が必要不可欠です。更なる社会福祉制度拡充の重点要望・提言を取りまとめたので、要望事項の関係施策を実現されるよう、要請いたします。

I 「一億総活躍社会」の実現のための緊急要望

安倍総理大臣は、6月1日の消費税増税延期の記者会見で、『一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策』で示した「保育の受け皿 50 万人分の確保は約束どおり実施する」、また「介護の受け皿 50 万人分の整備もスケジュールどおり進める」と確言されました。そのために「保育士・介護職員等の処遇改善などに関する施策については、アベノミクスの果実の活用も含め、財源を確保して優先的に実施していく」と明言されました。

つきましては、一億総活躍社会の実現に向けて「ニッポン一億総活躍プラン」に必要な財源を確保し、本プランで示された緊急施策を確実に実現されるよう、以下のとおり要望いたします。

1. 「ニッポン一億総活躍プラン」実現の財源を確保してください

少子高齢化、人口減少社会において、「ニッポン一億総活躍プラン」での子ども・子育て支援や介護の緊急施策の整備はきわめて重要です。これら緊急施策を実現するための財源を確実に確保してください。

2. 「ニッポン一億総活躍プラン」の緊急施策は、確実に実現してください

上記「1」の財源確保のもとに、「ニッポン一億総活躍プラン」で打ち出している「子ども・子育て支援」や「介護支援」等に関する緊急施策を最優先として確実に実現してください。

【子ども・家庭福祉に関する要望】

1. 社会全体で子ども・子育て支援を保障する施策の実現と拡充

一億総活躍社会の実現に向けては、子ども・家庭福祉の基盤整備は最重要課題です。社会全体で子ども・子育て支援を保障するとの理念のもとに、「ニッポン一億総活躍プラン」に関連する子ども・家庭福祉対策に関する以下の緊急要望を実現してください。

(1) 保育サービスの拡充と質の向上の確保

平成 29 年度までに 50 万人分の新たな受け皿整備を加速化させ、そのための新たな 9 万人の保育士の確保・育成と処遇改善等を柱に取り組むとの政策方針のもとに、保育サービスに関連する次の要望事項を実現してください。

① 保育の 50 万人分の受け皿の整備、拡充

特に待機児童の多く存する 0～2 歳児受入れのための受け皿及び小規模保育事業を利用する子どもの 3 歳以降の継続的かつ円滑な保育利用のための対応策を強化してください。

- ② 保育の質を維持・向上するための保育士の人材確保と処遇改善の実現
 保育の質を維持・向上するために、新たな 9 万人の保育士の確保を実現すべく、新制度で恒久化された保育士等の処遇改善に加え、消費税以外の安定財源による拡充（月額 6,000 円程度）を実現してください。
- ③ 国家資格である保育士のキャリアアップの仕組みの構築、専門性・知識・経験・技術に応じた処遇改善の実現による、全産業の女性労働者との平均賃金差（4 万円）の是正
- ④ 離職した保育士（潜在保育士 76 万人）の再就職準備金貸付制度、保育士をめざす学生等への修学資金貸付制度等の人材確保・育成支援策の充実
- ⑤ チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上のため、チーム保育推進加算の増額及び加算条件の職員平均勤続年数等の撤廃

（２） 子どもの成長・発達や自立等を保障する社会的養護関係施策の拡充

すべての子どもが適切な養育を受けられ、成長・発達や自立等が保障されるように、社会的養護関係施策に関する次の要望事項を実現してください。

- ① 今日、社会的養護関係施設の保育士等職員に必要とされる職務や専門性、勤務状況等に見合う抜本的な処遇改善の実現
- ② 子どもの成長・発達を保障するための家庭的養育、小規模化等の社会的養護体制の整備、養育の質の改善の促進策の拡充
- ③ 社会的養護から自立する子どもたちの生活支援等の拡充
 社会的養護のもとで育った子どもたちの自立等を支援・援助するための生活費等の貸付制度の改善（返済免除要件の緩和等）と学習・進学支援の拡充やアフターケアの支援体制を強化してください。

（３） ひとり親家庭（母子世帯）や多子世帯等への支援

子育て家庭における格差、貧困が広がっており、とくにひとり親家庭への支援・援助のための施策の拡充は喫緊の課題です。なかでも、母子世帯のうち 47.4%は、パート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり就労収入は低い水準です。こうしたひとり親家庭等の自立支援に関する次の要望事項を実現してください。

- ① ひとり親家庭（母子世帯）の子どもの養育支援、学習支援、居場所の確保などの関係施策の拡充
- ② ひとり親（母親）の就労支援のための資格取得等の給付制度の拡充及び貸付制度の改善（返済免除要件の緩和等）
- ③ 「子育て世代包括支援策」における母子生活支援施設、乳児院、保育所等の利用促進のための財源確保と支援体制の強化
 地域で支援、援助を必要としているひとり親家庭（母子世帯）が増えているにもかかわらず、母子生活支援施設の利用は行政の財政により制限されており、地方自治体での利用格差が広がっています。「子育て世代包括支援策」の一環に、地域

の母子世帯、若年子育て世帯が必要に応じて母子生活支援施設、乳児院を利用し、支援・援助を受けられることを包括支援事業に位置づけるとともに、そのための地方自治体への財政支援を図り、関係施設の支援体制の強化を図ってください。

【介護・障害福祉に関する要望】

2. 介護、障害福祉サービスの拡充と人材確保のための施策の実現

一億総活躍社会の実現に向けては、高まる介護等の需要の受け皿の確保と利用者の尊厳のもとにある介護の仕事の魅力の向上、必要とされる人材の確保対策は重要政策課題です。介護サービスの基盤整備に関する次の緊急要望を実現してください。

（１）介護サービスの拡充と人材確保対策の強化

介護ニーズに応えようにも、介護現場での人材確保は大変厳しい状況にあります。介護サービスの提供基盤の整備とともに、介護人材の確保、育成、定着にかかる総合的な施策の拡充が必要不可欠であり、次の要望事項を実現してください。

① 介護サービスの更なる整備、拡充

要介護３以上の自宅待機者は１５万人とされ、介護の受け皿の拡大整備は喫緊の課題です。介護の受け皿確保を２０２０年代初頭まで５０万人分以上にするとの緊急対策において、特別養護老人ホームを基本とした緊急整備を早期に実現してください。

② 介護人材のキャリアアップの構築と処遇改善の実現

介護人材については、２０２０年代初頭まで新たに２５万人を確保するとしています。そのためのキャリアアップの仕組みの構築、他産業との賃金格差をなくすための処遇改善（月額平均１万円相当）の実現と更なる上乗せを確保してください。

③ 離職した介護福祉士（潜在介護福祉士４５万人）の再就職準備金貸付制度、介護福祉士を目指す学生等への修学資金貸付制度等の人材確保・育成支援策の充実

④ 介護人材のキャリアパスの仕組み構築と国家資格である介護福祉士の知識・経験・技術・指導などの専門性に見合った処遇改善の実現

（２）相談・支援体制の充実・強化

家族が介護を必要とする状況になったときに、できるだけ身近な場所で必要な情報を入手し、相談・支援が得られる体制の充実・強化が必要です。介護に関わる総合相談・支援機関として全国に設置されている地域包括支援センターの更なる機能強化と小中学校区等の住民に身近な圏域での相談・支援体制の整備に取り組んでください。

① 地域包括支援センターの機能強化・体制整備

地域包括支援センターは、全国で４,６８５か所設置されています（平成２７年４月末現在）。より身近な場所で、開所日を拡充するなど相談しやすい体制が可能となるよう、在宅介護支援センターの活用を含め、地域包括支援センター（サブセンター・

ランチも含む)の増設、職員の増員などの体制整備を図ってください。

② 関係機関との連携による相談・支援体制の強化

介護離職ゼロの実現に向けて、ハローワークと地域包括支援センター等関係機関の連携が制度横断的に図られるよう、必要な施策を推進してください。

③ 住民による福祉活動組織の組織化や地域福祉活動の支援の強化

多様で複合的な福祉課題、生活課題のある人々を地域で支えるためには、小中学校区等の身近な圏域で住民同士の支え合いを広げ、主体的に地域課題を発見し、解決していく力を高めていくことが重要です。住民による福祉活動組織の組織化や地域福祉活動の支援を強化するためには地域福祉コーディネーター等の専門職の養成、配置等が必要であり、体制整備のための予算措置を講じてください。

(3) 障害福祉施策の拡充と人材確保対策の強化

一億総活躍社会の実現に向けては、障害児者、難病患者等が、自らの希望や意思のもとに自立と社会参加ができる環境を整備することが重要政策課題です。障害者権利条約等の理念と障害者総合支援法改正を踏まえ、障害者が地域や住み慣れた場所で暮らせるよう必要とされる障害福祉サービスの拡充が重要であり、次の要望事項を実現してください。

① 自立生活の支援の強化、就労支援・定着支援等の対策の拡充とサービスの質の改善強化

② 障害児の発達支援、医療的ケアやサービス提供体制の計画的な構築

③ 平成 29 年度予算編成時の検討事項とされている障害福祉の人材確保、育成、定着等に係る上記「2 の (1)」と同様の処遇改善の実現と更なる上乗せを確保してください。

【地域共生社会の実現に関する要望】

3. 実効ある地域共生社会の実現に向けた検討の実施

「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現に向けて、①地域住民の地域課題の解決力強化の体制づくり、②市町村による包括的な相談体制の整備、③公的サービスの総合化・包括化、④専門人材のキャリアパスの複線化等、の方向性が示されています。いずれの事項も、今後の福祉のあり方に大きく影響を及ぼす事項であるため、具体策の検討にあたっては、福祉関係者の意見を十分に踏まえていただくよう要望します。

Ⅱ 更なる社会福祉制度拡充の重点要望

社会経済の著しい変化によって、国民の福祉ニーズ・生活問題が多様化、深刻化しています。一億総活躍社会の実現のためには、子ども・家庭福祉、高齢者福祉、障害児者福祉、生活困窮者支援・セーフティネット対策等の各福祉サービスの量的整備と質の向上のための更なる施策拡充と、社会福祉を担う福祉人材確保対策が必要不可欠です。

つきましては、一億総活躍社会実現のための更なる社会福祉制度の基盤整備にかかる重点要望事項・提言を下記のとおり取りまとめました。これらについては、消費税再増税の延期いかににかかわらず、平成 28 年 7 月にとりまとめとの経済対策と平成 29 年度予算編成において、安定した財源確保が図られ、関係施策の更なる拡充を実現するよう、要望します。

1. 保育と社会的養護関係施設施策の拡充と質の向上

子どもの成長は待ったなしです。社会全体で子ども・子育て家庭を支援する保育と社会的養護関係施策の更なる改善・拡充は国の最重要課題です。保育と社会的養護関係施策の拡充のために、次の要望事項を実現してください。

（１）子ども・子育て支援新制度の 1 兆円確保による保育の集中整備と保育士等の抜本的な処遇改善

平成 27 年度より施行された子ども・子育て支援新制度に必要とされる 1 兆円超の財源確保は達成していません。消費税 10%への増税時に確保するとされた 0.7 兆円及び消費税以外の安定財源による総額 1 兆円超を早期に確保するとともに、更なる大胆な財源投資により、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を踏まえての質の改善に関連する次の要望事項を実現してください。

【保育の質の改善と保育人材の確保対策の拡充】

① 子ども・子育て支援新制度のための 1 兆円超の確保

子ども・子育て支援新制度での「量の拡充」と「質の改善」に必要とされる 1 兆円超の財源の確保、とくに質の改善への 0.3 兆超は必要不可欠です。その財源を確保するとともに、質の改善のための更なる財源増額を確保してください。

② 国家資格である保育士の人材確保対策の拡充と抜本的な処遇改善の実現

保育士の人材確保・定着（勤続年数：7.7 年→全産業 9.4 年）対策の拡充と国家資格である保育士の専門性に見合った抜本的な処遇改善を実現してください。

③ 保育士等配置基準の抜本的な改善

一人ひとりの子どもにきめ細やかに対応できる保育の質の向上のための職員配置基準の改善（1・2 歳 6：1→ 5：1／3 歳 20：1→ 15：1／4・5 歳 30：1→ 25：1）を実現してください。

④ 保育士のキャリアアップの仕組みの構築と専門性の維持・向上のための給付の改善

保育士のキャリアアップの仕組みの構築や専門職としての技能や経験に応じた専門性の維持・向上のため、研修機会の確保・研修体制の充実のための給付の改善を実現してください。

- ⑤ 開所時間に見合った正規雇用保育士の配置を実現する給付の充実
- ⑥ 保育士の柔軟な働き方を支援するための短時間保育士制度の拡充と約 9 万人の非正規雇用保育士を正規雇用へ転換するための処遇改善の実現
- ⑦ 障害児保育、病児病後児保育等の加算の増額、嘱託医・看護師の専門性に見合った給付の実現
- ⑧ 産休代替等職員の正規雇用保育士と同等の賃金水準の確保
- ⑨ 新卒保育士の保育就労の定着等支援対策の強化
- ⑩ 感染症対策の強化のため、体制・環境整備、研修機会の確保の実現等、支援の拡充
- ⑪ 健全な子どもの発達やアレルギー対応等に応じた自園給食の提供確保、食育の促進

【利用負担軽減、環境の整備等】

- ⑫ 保育の必要な子どもの利用が阻害されることのないよう、利用者負担の軽減の実現
- ⑬ 子どもを育むにふさわしい生活の場としての保育環境の維持・向上
安全・安心で、生活の場としての質を確保した保育環境の維持・向上のため、待機児童解消を目的とする基準緩和は行わないでください。
- ⑭ 保育所の事務職員の配置強化と事務処理の負担軽減のための電算化の促進
- ⑮ 保護者・家庭と連携した子育て支援の拡充
保護者・家庭と連携した子育て支援の強化、保育所・認定こども園等の機能・専門性を生かした地域子育て支援拠点事業の拡充と支援体制の強化のための職員配置等の拡充を図ってください。
- ⑯ 保育の質の向上のための第三者評価について、すべての保育所が受審するとの目標達成のための受審費用の全額補助（30 万円以上）の確保

（２）実現可能な社会的養護体制の再構築、人材確保と養育の質の向上のための施策の拡充

社会的養護関係施設では、虐待を受けた子どもや障害のある子ども、またDV被害や精神疾患、貧困の連鎖などへの対応等が喫緊の課題となっています。子どもや保護者のニーズや厳しい生活課題への対応を図るために、実現可能な社会的養護体制の再構築とともに、子どもの養育や支援・援助を担う社会的養護分野の人材確保対策等に関する次の要望事項を実現してください。

- ① 児童福祉法の改正に伴う実現可能な社会的養護体制の再構築の検討と具現化
法改正を踏まえた今後の社会的養護体制のあり方について、社会的養護関係者の意見・提言を反映させ、現場の実態と課題を検証のもとに検討を行い、実現可能な基本方針と計画的な整備を図ってください。
- ② 養育単位の小規模化の実現と一人ひとりの子どもにそったきめ細やかな養育の実践を図るための人材確保対策・職員配置の拡充と抜本的な処遇改善等の実現
 - ・ 保育士等の抜本的な処遇改善とキャリアや専門性に見合った処遇改善の実施
 - ・ 産休代替職員の賃金水準の拡充（正規雇用職員と同等水準）
 - ・ 基幹的職員やチーム責任者の専任化
 - ・ 障害児加算等の創設

- ・感染症対策も含めた医療処置の加算及び看護師配置の拡充
 - ・家族関係の再構築や里親支援体制の強化のための家庭支援専門相談員の全施設への複数配置
 - ・養育の質の向上、権利擁護のための職員の研修・育成の拡充及び看護師、心理職等専門職の研修の拡充
- ③ 社会的養護関係施設の夜間勤務体制の強化、改善
- 社会的養護関係施設で夜間の勤務に就く保育士等の職員は疲弊し、そのために離職、人材不足との悪循環となっています。夜間の勤務から日中の会議等へ参加せざるを得ない状況も散見され、養育の質を高めるために夜間の勤務体制と時間を大幅に改善してください。
- ④ 社会的養護関係施設の一部保護受託における児童相談所等との連携体制などの対応体制及び職員体制の強化・拡充
- ⑤ 児童相談所、市町村の体制・機能の拡充、社会的養護関係施設等の連携・協働及び要保護児童への適切な保護措置と養育の提供の確保
- ⑥ 市町村との連携による地域の子育て家庭への相談・援助を強化するための児童家庭支援センターの増設及び機能強化

２．高齢者福祉の拡充と介護保険事業の安定運営の確保

介護保険制度については、これまでの制度改革を踏まえ、地域包括ケアシステムの推進や持続可能な介護保険制度の在り方の検討が進められています。単に財政再建優先ではなく、真に高齢者の介護ニーズに応えるサービスの供給基盤とサービスの質の確保が図れるよう、次の要望事項を実現してください。

- ① 第 7 期介護報酬改定での安定した介護事業運営の確保の実現
- 平成 30 年 4 月の第 7 期報酬改定では、安定した介護事業運営を実現するように、第 6 期の報酬改定後の経営実態や処遇改善の実態を十分に検証し、介護サービス事業の継続と安定運営を確保できるように、適切な報酬改定を確保してください。
- ② 認知症（462 万人）の急増に対応するための認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の着実な推進と認知症ケア体制の拡充強化
- ③ 軽度者の適切なサービスの確保と負担の設定
- 高齢化により軽度者（要支援、要介護 1・2 は 403 万人余、要介護認定の 65.2%）は増加の傾向にあります。軽度者の介護ニーズの即した介護保険サービスの確保と適切な費用負担、低所得者へ配慮した設定を図ってください。
- ④ 介護職の更なる処遇改善加算等の充実と加算条件の緩和、申請・報告手続きの簡素化
- ⑤ 看護師、OT、PT、心理職、栄養士、医師等の専門性に見合った処遇改善の実現と研修の拡充
- ⑥ 国家資格である介護福祉士（勤務者 63.4 万人：現行月額平均 23.6 万円）の専門性に見合った抜本的な処遇改善加算・資格手当の実現
- ⑦ ケアマネジメントやケアマネジャーの確保と専門性を踏まえた適切な処遇改善

- ⑧ 非正規雇用介護職（介護施設 41.4%、訪問介護 78%）を正規雇用へ転換するための処遇改善の実現
- ⑨ 介護職のキャリアアップのための研修体系の確立と研修の拡充
- ⑩ 介護関係施設の夜勤体制等の強化、改善
介護関係施設の夜勤に就く介護職は疲弊し、そのために離職、人材不足との悪循環となっています。質の高い介護の提供のために介護施設の夜勤体制と夜勤時間を大幅に改善してください。
- ⑪ 地域包括ケアシステムの中核機関としての地域包括支援センターの更なる機能強化、体制整備（包括的支援事業の推進）
- ⑫ 安心・安全な介護のためのリスクマネジメント、事故防止対策の拡充、サービス付高齢者住宅等のサービスの質を確保するための規制強化と福祉施設・事業所における苦情解決による質の向上の促進
- ⑬ 市町村における生活支援サービスの拡充と生活支援コーディネーターの設置強化、市町村格差の是正
- ⑭ 介護の質の向上のための第三者評価受審促進のインセンティブの確保
- ⑮ 介護人材の育成・定着に取り組む介護事業者の認証評価制度の普及・充実

3. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充

障害者が自ら望む生活や社会参加を支援するための更なるサービスの確保、質の改善を図るための環境整備が重要課題です。改正障害者総合支援法の施行に向けて、生活と就労、障害児支援等の拡充が図られるよう、次の要望事項を実現してください。

- ① 次期報酬改定（平成 30 年 4 月）における安定した事業運営のための報酬設定とそのため財源確保
- ② 改正障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの着実な実現のため財源確保と整備
改正障害者総合支援法の施行に向けた予算再編及び新たな財源確保が必要です。とくに地域生活支援、障害者の就業支援の強化（農福連携）、医療的ケア提供体制の充実、障害児支援対策、グループホーム等の整備と支援等の質の確保・充実に努めてください。
- ③ 医療的ケア体制の強化、看護師等の処遇改善や研修の拡充
- ④ 障害関係施設の夜勤体制等の強化、改善
障害関係施設の夜勤に就く介護職等は疲弊し、そのために離職、人材不足との悪循環となっています。質の高い障害福祉サービスの提供のために障害関係施設の夜勤体制と夜勤時間を大幅に改善してください。
- ⑤ 安心・安全な障害福祉サービスの実践のためのリスクマネジメント、事故防止対策の拡充、及び福祉施設・事業所における苦情解決による質の向上の促進
- ⑥ 障害者の所得保障の充実及び障害者の就労における収入の向上のための施策の拡充
- ⑦ 法定雇用率を欧米諸国並みに引き上げたうえで、一定の雇用率以上の部分は、就労支援施設・事業所等への発注に置き換えることも可とする仕組み(みなし雇用)の導入

4. 地域における総合相談・生活支援体制の強化

生活困窮者をはじめ、多様で複合的な福祉課題、生活課題がある人々に対して、適切かつ効果的な支援を実施していくためには、地域における総合的な支援体制の整備が急務です。地域における総合相談・生活支援体制の強化に向けた財源確保を図られるよう、次の要望事項を実現してください。

① 日常生活自立支援事業の需要増加に対応した財源確保

日常生活自立支援事業の利用者が増加傾向にあり、その需要は今後ますます高まっていくことが想定されます。一方で、財源不足により利用が制限される等の事案が生じています。本事業の利用者の4割が生活保護受給者であることから、生活困窮者対策としての役割も期待されています。財源確保により低所得者への支援対策を拡充してください。

② 成年後見制度の拡充

成年後見制度利用促進法の施行により、成年後見制度の利用促進に向けた対策がすすめられます。成年後見、法人後見等の拡充と支援体制整備のための財源確保を図ってください。

③ 生活困窮者自立支援制度の総合的な評価に基づく十分な事業運営費の確保

平成27年度の新規相談受付件数は22.6万件となっています。また、複雑で深刻な課題のあるケースが多いことから、包括的で継続的な支援が必要となっています。しかし、地方自治体の財政課題等から、家計相談、就労準備などの任意事業の取り組み状況については、自治体ごとに差があります。また、支援の要である相談支援員への専門職の確保をすすめるうえで、処遇条件の改善が課題です。自治体の実情にそって十分な支援体制の確保を図れるよう、予算措置を講じてください。

④ 刑務所等を出所後に福祉的な支援を必要とする高齢者、障害者の支援を担う地域生活定着支援センターの体制強化と支援専門員の研修拡充及び受入れ施設の拡充

5. 働きやすく、やりがいのある職場環境整備、福祉人材確保対策の拡充

福祉人材の確保、定着は、非常に厳しい状況です。国における総合的な人材確保対策の拡充とともに、地方自治体における人材確保の取り組みを強化することが急務であり、次の要望事項を実現してください。

① 総合的な福祉人材確保施策の拡充

福祉人材の抜本的な処遇改善、キャリアアップの仕組みの構築、資格取得支援、就労支援・あっ旋、次世代を担う福祉人材(小中学生・高校生)への啓発・体験、福祉のイメージアップ対策など総合的な福祉人材確保対策を更に拡充してください。

② 育児、介護、家庭生活と福祉分野における就労の両立、福祉分野におけるワークライフバランスの拡充

- ③ 高齢者、若者等の福祉分野への就労促進支援対策の強化
- ④ 次世代を担う福祉人材の確保
小中学生・高校生の福祉体験活動などを市町村の関係機関が連携・協働して行う福祉体験・活動参加、インターンシップの促進などの関係事業を拡充してください。
- ⑤ 福祉施設・事業所における人事労務管理改善のための支援の充実

6. 大規模災害の被災地支援対応の拡充と災害・防災対策の強化

東日本大震災、平成 28 年熊本地震など激甚災害が発生しております。被災地の住民の支援や福祉施設の復旧、再建、事業継続のための支援対策を拡充することが重要です。更に、福祉施設等の大規模災害、防災への十分な備えを図ることも必要であり、次の要望事項を実現してください。

(1) 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援

- ① 生活支援相談員の継続配置と雇用条件等の向上
- ② 被災した社会福祉法人・福祉施設の速やかな事業再開・継続の支援

(2) 平成 28 年熊本地震の被災者支援・地域復興の支援強化と早期対応

- ① 要援護者への適切な福祉サービスの提供
- ② 生活支援相談員の配置等被災者の生活支援の強化
- ③ 福祉施設及び福祉サービスの事業継続のための支援

(3) 大規模災害対策・防災対策への対応の強化

- ① 大規模災害時の官民協働による支援体制の構築
- ② 総合的な福祉救援活動の連携支援
- ③ 大規模災害時の運営継続及び地域の住民支援のための備えの強化

7. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

社会福祉法人は、その非営利性と公共性のもとに税制優遇の対象となっています。現行の法人税非課税等の税制を堅持してください。

地域における生活支援の強化 ～総合的なセーフティネットの再構築～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

生活困窮者をはじめ、多様で複合的な福祉課題・生活課題がある人々に対して、適切かつ効果的な支援を進めるためには、地域における総合的なセーフティネットの再構築と地域共生社会の実現が急務です。

1. 生活困窮者自立支援制度のさらなる展開のための基盤強化

- 生活困窮者自立支援制度は一年半が経過したところであり、経済的困窮とともに、社会的孤立、ひきこもり、貧困、虐待、DV被害などが絡み合い、総じて厳しい実態にあります。この事業の委託の8割は社会福祉協議会です。時代の変革期にあって、地域では支援を必要としている人々の増加とともに、支援がいき届いていない人々が潜在化しています。
- 月平均2万件に及ぼうとしている相談対応、継続した支援が地域で実践されています。それを担う専門職の人材確保・育成と処遇改善、事業の実施体制の整備と財源確保等が不可欠です。
- また、相談者本人の状況に応じた自立のための支援策には、家計相談支援事業、就労準備事業など任意事業の実施や新たな福祉サービスの開発が重要であり、その促進をはかる必要があります。
- 一億総活躍社会にかかげる「全ての人が包摂される社会の実現」との理念のもとに、人々の安心・安定した生活を保障するための「総合的なセーフティネットの再構築」をはかってください。

2. 『地域共生社会』実現のための地域の福祉政策・制度の拡充

- 『全社協福祉ビジョン』がめざす「ともに生きる豊かな福祉社会」とは、一億総活躍社会に謳う「地域共生社会の実現」と意義を同じくするものと理解するところです。全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うためには、地域コミュニティの再生・再編とともに、公的な福祉サービスとさまざまな支援活動の拡充が必要です。
- 「地域共生社会の実現」の検討が進められており、私どもは大いに期待しているところです。地域の福祉を担う社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等は、引き続き連携・協働して福祉の向上に努めてまいります。そのための地域の福祉政策・制度と人材確保の拡充をはかってください。

平成 29 年度社会福祉制度・予算・税制等に関する重点要望

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

1. 「一億総活躍社会」の実現と社会福祉制度の拡充

(1) 子ども・子育て支援新制度による保育等施策の拡充と質の向上、社会的養護施策の確実な推進

- ・ 子ども・子育て支援新制度における「質の改善」・「量的拡充」を実現するため、消費税以外の 0.3 兆円超を含む総額 1 兆円超の財源を早期に確保してください。
- ・ 改正児童福祉法に基づく、多様な課題を抱える子どもたちへの虐待予防を含む地域における包括的な支援体制の整備には、児童福祉施設の機能を最大限に活かすことが重要であり、機能強化や財源確保をはかってください。

(2) 地域における生活支援の強化と『地域共生社会』の実現

- ・ 生活困窮者自立支援制度の施行から 1 年半が経過し、経済的困窮のみならず、社会的孤立、ひきこもり、貧困、虐待、DV被害など、多様で複合的な福祉課題・生活課題を抱える人々・家族に対し、きめ細かな寄り添い型の支援を行い、その相談対応は月平均 2 万件に及ぼうとしています。それを担う専門職の人材確保・育成と処遇改善、事業の実施体制の拡充が不可欠であり、必要な予算を確保してください。
- ・ 「地域共生社会の実現」のための検討が進められていますが、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高めあうためには、地域コミュニティの再生・再編と活性化を図る必要があります。地域福祉コーディネーター等の配置や地域における総合相談・生活支援体制の整備など制度や分野を超えた個別支援、ボランティア活動等の住民参加による福祉活動、権利擁護支援等が総合的に展開できる本格的な地域福祉施策の構築に向けた検討を要望します。

(3) 福祉人材の確保、定着、育成等の対策強化

- ・ 利用者の立場に立って個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全な福祉サービスを提供するためには、福祉人材の確保が喫緊の課題であり、その対応が急がれます。
- ・ 「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれている、保育、社会的養護、介護、障害福祉等における福祉人材確保のための諸施策について、その実現をはかってください。

2. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

- ・ 社会福祉法人制度見直しの具体化が進む中で、先般、公正取引委員会から多様な事業者の参入促進、補助制度・税制等におけるイコールフットINGの確保等を内容とする「介護分野に関する調査報告書」が公表されたことは甚だ遺憾です。
- ・ 2 万を超える社会福祉法人が地域のセーフティネットとしての機能を十分に発揮するため、社会福祉法人制度の基幹である現行の社会福祉法人の法人税非課税を堅持してください。また、社会福祉事業や地域での公益的な活動に充当するための収益事業からの所得に対する軽減税率およびみなし寄附金制度の適用を堅持してください。

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

平成 25 年度から「社会保障・福祉政策の動向と対応～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～ 政策動向」として発行。

◇通巻「第 27 号」◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-7889 FAX03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>